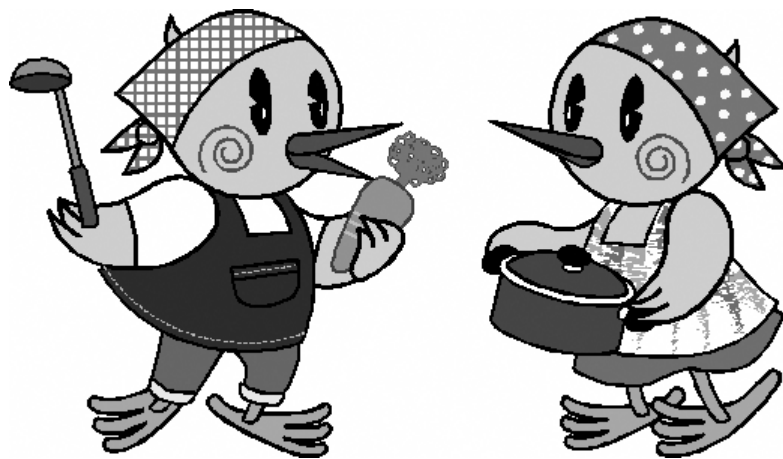


第4次鴻巣市男女共同参画基本計画

# このす男女共同参画プラン

令和2(2020)年度～令和9(2027)年度



鴻 巣 市



# ひとひと 女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花

## 男女共同参画の視点でまちづくり



本市は、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現するため、平成 23（2011）年に「鴻巣市男女共同参画推進条例」を制定し、市民活動センターに男女共同参画コーナーを開設するとともに、平成 24（2012）年には「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画の推進に関する体制を整備し、さまざまな施策を展開してまいりました。

また、男女共同参画に関する各分野にわたる施策を総合的、計画的に推進するため、平成 8（1996）年に第 1 次計画として「このす男女共生プラン」、平成 16（2004）年に第 2 次計画「このす男女協働プラン」、平成 24（2012）年に第 3 次計画「このす男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に推進してまいりました。

このたび、現行計画の期間満了に伴い、新たに令和 2 年度を初年度とする第 4 次計画「このす男女共同参画プラン」を策定いたしました。本計画では、社会環境の変化等に対応するため、前計画の成果を踏まえつつ、基本目標や基本課題等について見直しを行うとともに、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で規定する推進計画として位置づけました。

男女共同参画社会の実現は、社会的な課題の統合的な解決に向けた国際的な取組である SDGs の達成に大きく貢献するものであり、市民や事業者の皆さんが身近な問題として捉え、社会全体で本計画の推進に取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました鴻巣市男女共同参画審議会委員の皆さんをはじめ、「鴻巣市男女共同参画に関する意識・実態調査」や本計画に対する意見募集にご協力いただきました市民の皆さんに、心より厚くお礼申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

鴻巣市長 原 口 和 久

## 男女共同参画都市宣言



緑豊かな河川や田園

四季に咲き誇る花々

伝統工芸として伝えられる鴻巣人形

鴻巣市は人と自然と文化が調和するまちです

私たちはこの鴻巣市に誇りをもち

男女が互いに尊重しあい

その個性と能力を発揮し

性別にとらわれることなく

あらゆる分野に参画し

世代を超えて支えあい

共にいきいきと輝き

思いやりあふれるまち「鴻巣市」をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 24 年 3 月 10 日

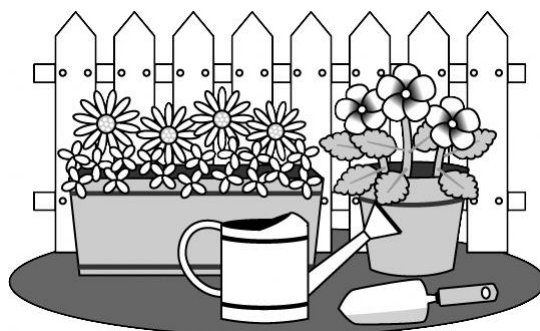
鴻 巣 市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 国の動き	4
(3) 県の動き	7
(4) 本市の動き（これまでの取組）	8
3 計画の基本的な考え方	11
(1) 計画の位置づけ	11
(2) 計画の期間	12
第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題	13
1 統計からみる現状	14
(1) 本市の概況	14
(2) 女性を取り巻く状況	19
2 意識・実態調査からみる現状	26
(1) 意識・実態調査の概要	26
(2) 意識・実態調査の結果（抜粋）	27
3 前計画の推進状況	37
(1) 基本目標別推進状況	37
(2) 目標数値の達成状況	40
第3章 計画の基本理念と施策体系	41
1 計画の基本理念	42
2 計画の基本的な視点	43
(1) 基本目標	43
(2) 重点プロジェクト	45
3 計画の基本目標と施策の展開	46
第4章 主要施策と具体的な取組	49
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり	50
基本課題1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進	50
基本課題2 男女共同参画への意識改革と実践	53
基本課題3 男女の人権の尊重	56

基本課題4	配偶者等からの暴力の根絶	
	【DV防止及び被害者支援に関する基本計画】	60
基本目標Ⅱ	職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり	64
基本課題5	働く場における男女共同参画の推進	
	【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】（職場編）	64
基本課題6	家庭生活における男女共同参画の推進	68
基本課題7	子育てと介護の支援	71
基本課題8	困難を抱える方（貧困・高齢・障がい等）への支援	74
基本目標Ⅲ	男女共同参画のまちづくり	76
基本課題9	意思決定への男女共同参画の推進	
	【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】（地域・まちづくり編）	76
基本課題10	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	79
基本課題11	国際理解の推進	84
基本目標Ⅳ	男女共同参画をすすめる体制づくり	86
基本課題12	推進体制の整備	86
	数値目標・指標一覧	88
	資料編	89
資料1	男女共同参画社会基本法	90
資料2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	94
資料3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	103
資料4	埼玉県男女共同参画推進条例	110
資料5	鴻巣市男女共同参画推進条例	113
資料6	鴻巣市男女共同参画行政推進委員会設置要綱	117
資料7	鴻巣市男女共同参画審議会委員名簿	119
資料8	計画策定の経過	119



# 第1章 計画の策定にあたって

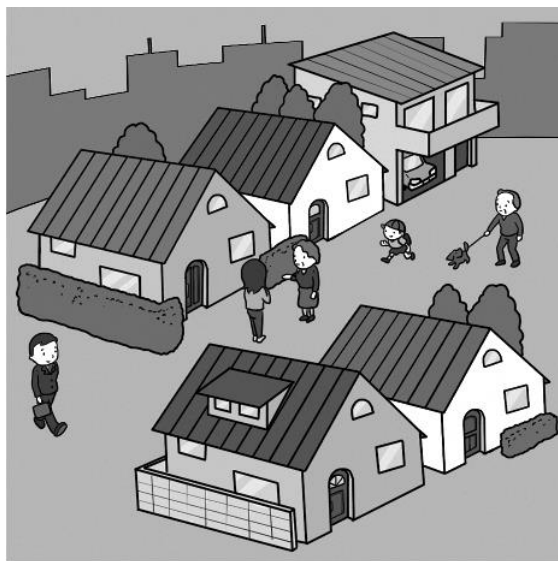


## 1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いに尊重しつつ、一人ひとりが性別にかかわることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 8(1996)年 3 月に「女も男もすばらしい未来をめざして こうのす男女共生プラン」を策定、平成 16(2004)年 3 月には、第2次男女行動計画「わたしらしさを咲かせようー男女共生の視点でまちづくり こうのす男女協働プラン」を、平成 24(2012)年 3 月には、第3次男女行動計画「女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花 男女共同参画の視点でまちづくり こうのす男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

この間、男女共同参画に関する社会は大きく変化し続けてきました。少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしています。こうした変化の中で、女性活躍の場が広がることが、多様性を生み、付加価値を生み出す原動力となるとして注目されており、平成 27(2015)年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。

こうした中、本市では、現行計画の計画期間の終了にあたり、これまでの成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するために計画を見直すことになりました。本計画は、新たに第4次男女共同参画基本計画「こうのす男女共同参画プラン」として策定するものです。





## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際社会における女性差別撤廃への取組は、国際連合（国連）主導で行われてきました。女性の地位向上と男女平等をめざす取組から、女性の人権を守る取組（女性に対する暴力の撤廃、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>1</sup>（性と生殖に関する健康／権利）等）、さらに女性のエンパワーメントへの取組へと発展してきました。

現在では、国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；SDGs）の一つに「ジェンダー<sup>2</sup>平等と女性・女児のエンパワーメント<sup>3</sup>」が掲げられるなど、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置づけられています。

なお、各国の男女格差を図る指標として、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数（GGI）、国連開発計画によるジェンダー不平等指数（GII）等があります。GGIは経済、教育、健康、政治の4分野から構成され、2018年における日本の順位は、149か国中110位となっています。GIIは、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3側面から男女の不平等による人間開発の可能性の損失を測った指標で、2018年における日本の順位は160か国中22位となっています。

#### ■昭和50（1975）年 「国際婦人年」設定

女性差別撤廃に向けた世界規模の取組を行うとして、国連会議で「国際婦人年」を設定し、翌年（昭和51（1976）年）からの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。同年には「第1回国際婦人世界会議」が開催され、女性の自立と地位向上のために各国が10年間で取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

#### ■昭和54（1970）年 「女子差別撤廃条約」採択

第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。政治・経済・社会・文化等あらゆる分野での女性差別をなくす必要な措置が規定されました。

#### ■昭和60（1985）年 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

「国連婦人の10年」の最終年として、「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議が開催され、その成果の検討、評価を行いました。さらに西暦2000年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

<sup>1</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）とは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な健康状態及びそれを享受する権利、自己決定できる基本的人権。

<sup>2</sup> ジェンダー（gender）とは、生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別（男らしさ、女らしさなど）。

<sup>3</sup> エンパワーメントとは、夢や希望、自信を与え、人が本来持っている力を発揮できるような力づけ。

■平成 5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認され、国連総会において女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶をめざすための宣言がなされました。

■平成 6（1994）年 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」提唱

国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）が提唱されました。

■平成 7（1993）年 「北京行動綱領」採択

第4回世界女性会議が北京で開催され、21世紀に向けて各国やNGOなどが取り組む行動指針として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「女性のエンパワーメント」をキーワードとして、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」等、12の重大問題領域に及んでいます。

■平成 12（2000）年 「女性2000年会議」開催

ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議」が開催され、今後各国政府等のとるべき行動目標としての「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>4</sup>に対する法整備等が含まれています。

■平成 17（2005）年 「北京+10」及び平成 22（2010）年「北京+15」開催

ニューヨーク国連本部で開催された国連婦人の地位委員会において、それぞれ「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われました。

■平成 23（2011）年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として、前年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

■平成 27（2015）年 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境等の開発課題対応のための17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals；SDGs）の1つに「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられました。

## （2） 国の動き

国際社会における女性差別撤廃への取組を受けて、国も女性の地位向上に向け、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者暴力（DV）防止法」、「女性活躍推進法」等の法整備を行ってきました。また、内閣府「男女共同参画局」や諮問機関としての「男女共同参画会議」を設置し、「男女共同参画基本計画（現在は第4次）」を策定して、国全体における男女共同参画社会の実現を推進しています。

「第4次男女共同参画基本計画」（平成28（2016）年度からの10か年計画）によると、施策の基本的な方向として、①あらゆる分野における女性の活躍（男性中心性労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランス<sup>5</sup>等を含む）、②安全・安心な暮らしの実現（生

<sup>4</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれる。

<sup>5</sup> ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和を自ら希望するバランスでとること。

涯を通じた女性の健康支援、女性への暴力の根絶等を含む)、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(教育・メディア等を通じた意識改革、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立等を含む)、④推進体制の整備・強化が挙げられています。

#### ■昭和 50 (1975) 年 「婦人問題企画推進本部」設置

「第1回国際婦人世界会議」で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、婦人の社会的地位向上を図るための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置されました。

#### ■昭和 52 (1977) 年 「国内行動計画」策定

「世界行動計画」をもとに「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等が明らかにされました。

#### ■昭和 60 (1985) 年 「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」批准

「女子差別撤廃条約」批准に向けて、国は、民法の改正、国籍法・戸籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」の制定等の国内法等の整備を進め、72番目の締結国となりました。

#### ■昭和 62 (1987) 年 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定

「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成3(1991)年には、固定的性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るために、同計画の第1次改定が行われました。

#### ■平成 6 (1994) 年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。また、総理府に置かれていた「婦人問題企画推進本部」が全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」に改組されるなど、国の推進体制の拡充・強化がなされました。

#### ■平成 7 (1995) 年 「育児・介護休業法」法制化

##### 「ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)」批准

平成5(1992)年施行の「育児休業等に関する法律(育児休業法)」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」として改正されました。「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(ILO 第156号条約)」を批准しました。

#### ■平成 8 (1996) 年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

「北京行動要領」や男女共同参画審議会で答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「新国内行動計画」を見直し、「男女共同参画 2000 年プラン」として総合的・体系的に整備されました。

#### ■平成 11 (1999) 年 「男女共同参画社会基本法」施行

「男女共同参画 2000 年プラン」の下で、男女雇用均等法の改正、労働基準法の改正、育児・介護休業法の改正等、雇用分野における制度改革が実施され、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。同法により、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体、国民の責務が明らかになり、地方公共団体が男女共同参画基本計画を策定することが定められました。

#### ■平成 12 (2000) 年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、施策の基本的な方向や具体的内容が示されました。

■平成 13 (2001) 年 「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置  
「配偶者暴力 (DV) 防止法」公布

中央官庁等の再編に伴い、これまでの総理府「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」となり、推進体制が強化されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力 (DV) 防止法)」が制定され、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

■平成 15 (2003) 年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」  
「次世代育成支援対策推進法」施行

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 (2020) 年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。また、「次世代育成支援対策推進法」の施行により、国・地方公共団体、事業者、地域住民が一体となって次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための「次世代育成支援対策」が進められました。

■平成 17 (2005) 年 「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定

■平成 19 (2007) 年 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」  
「仕事と生活の調和のための行動指針」策定  
「雇用機会均等法」改正

国民全体における仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現が持続可能な社会の実現に不可欠であることとして、ワーク・ライフ・バランスの制度的枠組みの構築や環境整備等の促進に取り組むための「憲章」と「行動指針」が策定されました。また雇用機会均等法の改正により、性差別禁止の拡大 (間接差別)、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性へのセクシュアル<sup>6</sup>・ハラスメント防止対策等が義務づけられました。

■平成 22 (2010) 年 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定  
「児童扶養手当法」改正

児童扶養手当法改正により、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

■平成 25 (2013) 年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置づけられました。

■平成 27 (2015) 年 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

■平成 28 (2016) 年 「女性活躍推進法」施行

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要だとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が、10 年間の時限立法として施行されました。これにより国や地方公共団体、民間事業者等の責務が明らかになり、基本方針や行動計画の策定・公開や女性の活躍状況の「見える化」等の情報公開が求められています。

<sup>6</sup> セクシュアル・ハラスメントとは、望まない性的言動を受けたり、それらへの拒否や抵抗によって働く上での不利益を被ったりすること。また、性的言動により就業環境が妨げられること。

### (3) 県の動き

埼玉県においても、国際婦人年に始まる国際的な動きや国の婦人問題企画推進本部の設置の動きを受けて、昭和 51(1976)年に初めて女性行政の担当部署として、県民部に婦人問題総合窓口が設置されました。その後、女性問題を担当する部署として、婦人対策課、婦人行政課、女性政策課と名称を変えながら、現在は男女共同参画課として設置されています。さらに、それとは別に、働く場における女性の活躍を支援するために、平成 24(2012)年に産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

行動計画については、時代に応じて、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」等が策定されました。平成 12(2000)年に全国に先駆けて制定された「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定され、その後「埼玉県男女共同参画推進基本計画」として改定を重ねています。

なお「埼玉県男女共同参画推進基本計画（平成 29～33 年度）」では、①あらゆる分野で男女の人権を尊重する、②男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる、③男女が共に家庭・社会・地域において調和のとれた生活を築く、④国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する、の 4 つの視点をもとに策定されています。

また、その下位計画として、DV 防止法の改正を受けた「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（現在は第 4 次）が策定されています。

なお、男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、男女共同参画推進センター（With You さいたま）が設置されており、その中には就職支援を担う埼玉県女性キャリアセンターが設置されています。

#### ■昭和 51（1976）年 「婦人問題総合窓口」設置

国際婦人年に始まる国際的な動きや国の婦人問題企画推進本部の設置の動きを受けて、県民部に婦人問題総合窓口が設置されました。

#### ■昭和 55（1980）年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定

法的な面における女性に地位は向上したものの、依然として固定的な男女の役割分担意識が残っているとして、真の男女平等の実現に向けて計画を策定しました。

#### ■昭和 61（1986）年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定

単に女性の地位向上だけにとどまらず、よりよい福祉社会と男女平等社会の確立をめざして、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」に続く第二次計画として策定されました。

#### ■平成 7（1995）年 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によるあらゆる活動に参画する機会が確保され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受できて、共に責任を担う「男女共同参画社会」の確立をめざす第三次計画として策定されました。

## 第1章 計画の策定にあたって

### ■平成 12（2000）年 「埼玉県男女共同参画推進条例」制定

県民の男女共同参画社会の推進を総合的かつ計画的に行うために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

### ■平成 14（2002）年 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定

#### 「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」設置

あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定しました。その後中間見直しを行い、名称を「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。

### ■平成 18（2006）年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定

被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

### ■平成 20（2008）年 「埼玉県女性キャリアセンター」設置

子育て期の女性の再就職を支援するために、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」内に「埼玉県女性キャリアセンター」が設置されました。

### ■平成 24（2012）年 「ウーマノミクス課」設置

働く場における女性の活躍を支援するため、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

### ■平成 29（2017）年 「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29～33 年度）」策定

#### 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定

男女共同参画をめぐる国際的な動向や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29～33 年度）」が策定されました。また県のドメスティック・バイオレンス（DV）に関する施策の総合的な計画として「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」（平成 29～33 年度）が策定されました。

## （4）本市の動き（これまでの取組）

本市は、平成 17(2005)年 10 月に、鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併されて新たな市として誕生しました。それまでも各旧市町で男女共同参画に関する取組を行い、計画策定、施策の展開を行ってきました。基本的人権の視点からの男女平等、女性の社会参加の促進を軸に担当部署を設置し、庁内会議を設置して取り組んできましたが、さらにより広い視点である男女共同参画の推進を、市民、事業者等と協働する取組を実施しながらめざしてきました。

3 回の男女行動計画（現「このす男女共同参画プラン」）の策定を行い、市民、有識者による会議（現「鴻巣市男女共同参画審議会」）を設置して施策の検討や評価をしてきました。各行動計画の策定の前には市民を対象とした「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施し、パブリックコメントを募集するなど市民の声を反映してきました。

平成 24(2012)年には、「男女共同参画都市宣言」を行い、「鴻巣市男女共同参画推進条例」を施行しました。市を挙げての男女共同参画社会の形成に向けての意気込み、市の男女共同

参画に関する施策の根幹並びに市、市民及び事業者の責務等を明文化しました。

本市では、地域、職場、家庭における男女共同参画意識の醸成や情報提供を目的として、平成10(1998)年より毎年男女共同参画情報誌(「道しるべ」から「ほほえみ」へと改名)を発行しています。また、行政と市民が一体となって取り組むイベントとして、市民や各種団体が構成する実行委員会が企画・運営を行うフォーラム(講演会や各種アトラクションを含む)が平成9(1997)年より毎年開催されています(「このす男女共生フォーラム」から「このす男女共同のつどい」へと改名)。市民活動の拠点としての市民活動センター(平成30(2018)年より指定管理者制度を導入)の中にも男女共同参画コーナーが設置されています。また、女性のさまざまな問題や人権に関する相談、DV相談、法律相談等の窓口を設置し、弁護士や専門相談員を配置しています。

■平成5(1993)年 「第3次鴻巣市総合振興計画・後期基本計画」への盛り込み

「第3次鴻巣市総合振興計画・後期基本計画」の基本方針の中に、「男女平等意識の高揚」、「女性の社会参加の促進」、「女性の生活福祉の向上」の3つを盛り込みました。

■平成6(1994)年 総務部「人権対策課」配置

「女性行動計画庁内検討委員会」「鴻巣女性行政庁内連絡会議」設置

総務部内に「人権対策課」を配置し、推進体制の整備を図り、男女共同参画社会の確立に向けての取組を開始しました。また、本市の女性行政の指針とすべき行動計画の策定に向けて、市職員による「女性行動計画庁内検討委員会」や関係部課長からなる「鴻巣女性行政庁内連絡会議」を設置しました。

■平成7(1995)年 「鴻巣市男女共生推進会議」設置

男女行動計画に市民の声を反映させるため、女性関係団体等の代表者や知識経験者、関係行政機関の職員等で構成する「鴻巣市男女共生推進会議」を設置しました。

■平成8(1996)年 「このす男女共生プラン(第1次男女行動計画)」策定

男女がやさしく支え合い、喜びも責任も分かち合えるような男女共生社会の実現に向けて「このす男女共生プラン」を策定しました。

■平成15(2003)年 「鴻巣市男女共生推進会議」改め「鴻巣市男女共同参画市民会議」設置

「男女共生」から「男女共同参画」へと大きく変わり、市民との「協働」の視点を取り入れて、「鴻巣市男女共生推進会議」を改め「鴻巣市男女共同参画市民会議」として設置しました。

■平成16(2004)年 「このす男女協働プラン(第2次男女行動計画)」策定

「男女共同参画社会基本法」、「配偶者暴力(DV)防止法」等の男女共同参画に関する法整備も進み、さらに広い視点での男女共同参画社会の実現をめざして「このす男女協働プラン(第2次男女行動計画)」を策定しました。

■平成17(2005)年 1市2町の合併による新たな「鴻巣市」誕生

■平成23(2011)年 「鴻巣市男女共同参画市民会議」改め「鴻巣市男女共同参画審議会」設置

■平成 24（2012）年 「男女共同参画都市宣言」

「鴻巣市男女共同参画推進条例」施行

「このす男女共同参画プラン（第3次男女行動計画）」策定

「男女共同参画都市宣言」により、市を挙げて男女共同参画社会に取り組む姿を市民や事業者等に示し、男女共同参画社会の実現に向けての機運の醸成をめざしました。また同日付で「鴻巣市男女共同参画推進条例」が施行され、市の男女共同参画に関する施策の根幹を示し、市、市民及び事業者の責務を明文化しました。

■令和元（2019）年 「鴻巣市 SDGs 推進方針」策定

国際的な取組である「SDGs（持続可能な開発目標）」に示された 17 のゴール<sup>7</sup>の実現に向け、市の各種計画に SDGs の要素を反映し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題の統合的な解決に向けて、市の推進方針を策定しました。



---

<sup>7</sup> SDGs（持続可能な開発目標）に示された 17 のゴールとは、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任 つかう責任（持続可能な消費と生産のパターンの確保）、⑬気候変動に具体的な対策を、⑭海の豊かさを守ろう、⑮陸の豊かさも守ろう、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう（グローバル・パートナーシップの活性化）。



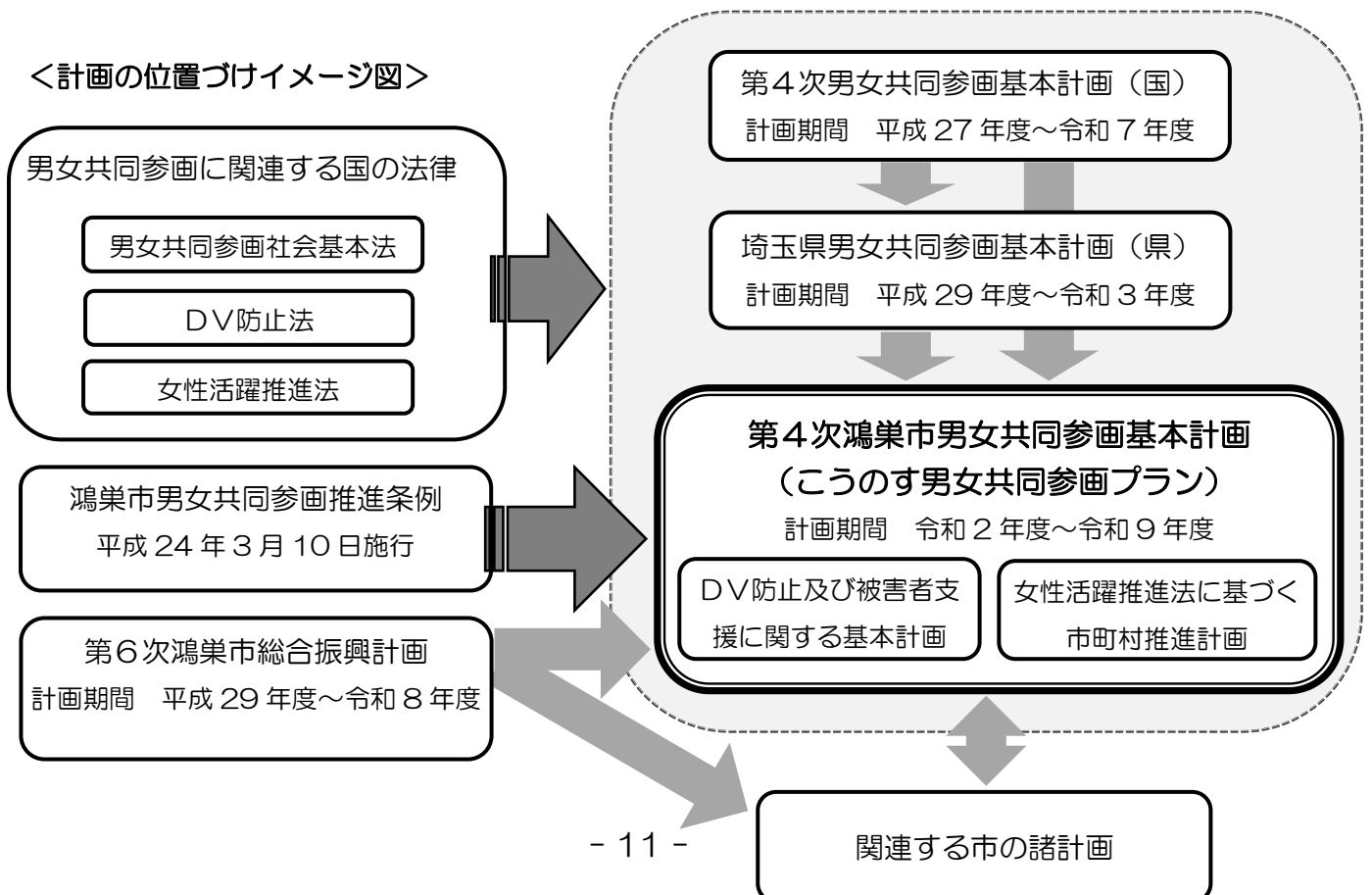
### 3 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の位置づけ

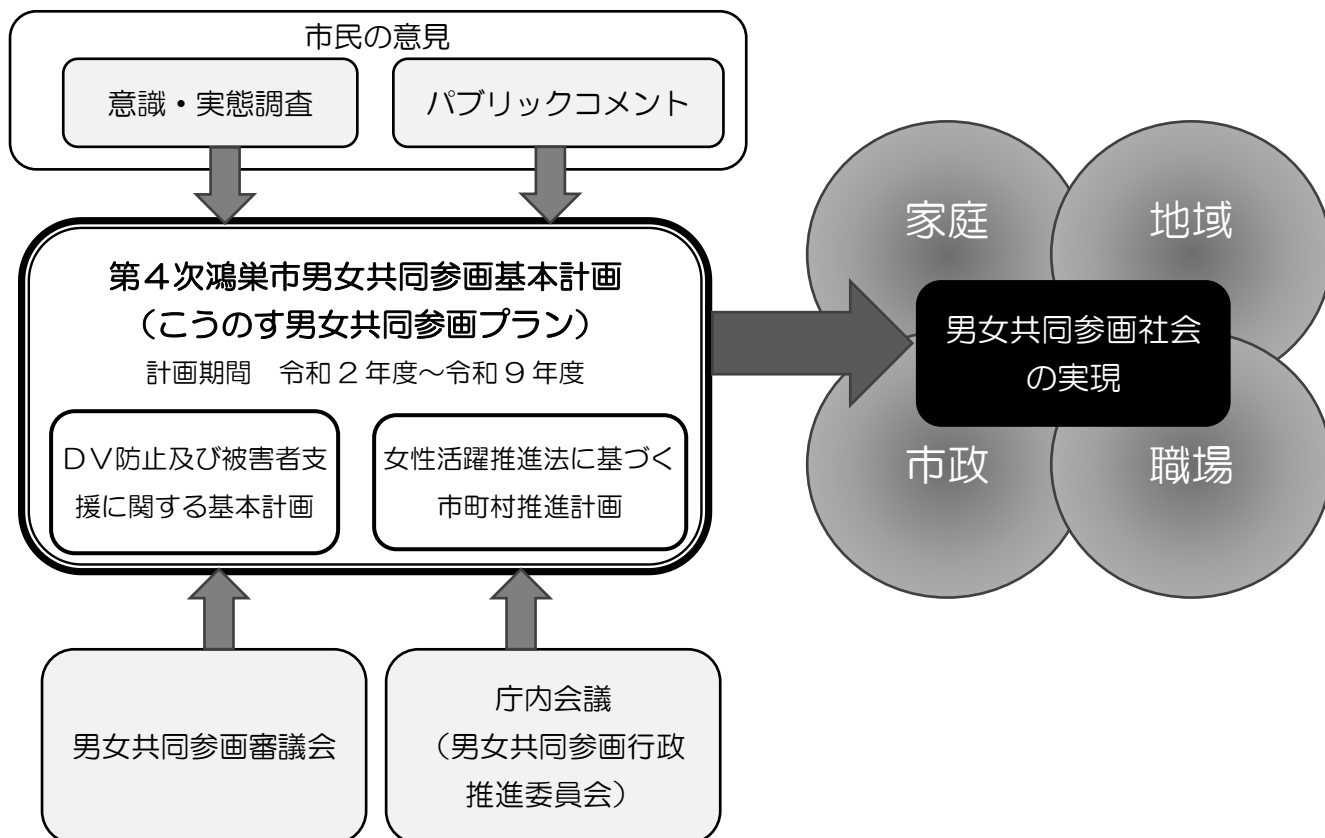
本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向について、本市の特性に応じた取組を明らかにしたものであり、以下の位置づけに基づき総合的・体系的に策定したものです。

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「鴻巣市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに「第6次鴻巣市総合振興計画」や関連する市の諸計画との整合性を図りながら策定しました。
- この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている市町村推進計画にあたります。
- この計画は、鴻巣市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、令和元年度に本市で実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」やパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。
- この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組み、市政・家庭・職場・地域等における男女共同参画社会の実現をめざすものです。

<計画の位置づけイメージ図>



<市・市民・事業所等の協働イメージ図>



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間とします。ただし、今後の社会経済情勢等の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを行います。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
埼玉県 男女共同参画 基本計画	現計画		次期計画(予定)					
第6次 鴻巣市総合 振興計画	第6次鴻巣市総合振興計画							
第4次 鴻巣市男女共同 参画基本計画	このす男女共同参画プラン							

## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題



# 1 統計からみる現状

## (1) 本市の概況

### (1-1) 県における本市の特徴

平成 27(2015)年の本市の人口は、同年の県全体の人口の約 1.62%です。県に占める人口割合(1.62%)を基準値(「1」)として各項目における指標を換算し、この指標をもとに県との比較を行います。出生者数指標は 0.86 と低く、65 歳以上人口指標は 1.07 と高く、女性就業者数指標は 1.01 とほぼ県と同等といえます。

産業別にみると、第 1 次産業指標の総農家数は 1.89 と高く、これは本市の花き生産力が高いことによるものです。第 2 次産業指標の工業従業員数は 1.05 とほぼ県と同等といえますが、工業出荷額等が 0.89 と若干低くなっています。第 3 次産業指標については、小売り商店数が 1.03 とほぼ県と同等ではあるものの、全体的にやや低めで、特に卸売販売額が 0.44 と低くなっています。

医療指標については、病院・診療所数は 0.99 と県と同等レベルであるものの、病床数が 0.85、医師数が 0.52 と低くなっています。

### <県における本市の特徴>

項目		埼玉県 A	鴻巣市 B	県に占める 割合 C <sup>1</sup>	指標 D <sup>2</sup>
人口	総人口 国勢調査 (人) (平成 27)	7,266,534	118,072	1.62%	1.00
	出生者数 人口動態 (人) (平成 27)	56,077	785	1.40%	0.86
	65 歳以上人口 国勢調査 (人) (平成 27)	1,788,735	30,968	1.73%	1.07
	女性就業者数 国勢調査 (人) (平成 27)	1,463,758	24,128	1.65%	1.01
世帯	一般世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27)	2,967,928	44,996	1.52%	0.93
	65 歳以上のいる世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27)	1,160,223	19,817	1.71%	1.05
	核家族世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27)	1,820,049	30,400	1.67%	1.03
土地	面積 国土地理院 (K m <sup>2</sup> ) (平成 29)	3,797.75	67.44	1.78%	1.09
住宅	着工新設住宅戸数 (戸) (平成 29)	59,280	1,004	1.69%	1.04
農業	総農家数 (戸) (平成 27)	64,178	1,976	3.08%	1.89
工業	製造業事業所数 (平成 29)	10,974	159	1.45%	0.89
	従業員数 (人) (平成 29)	384,055	6,526	1.70%	1.05
	出荷額等 (100 万円) (平成 29)	12,682,801	182,988	1.44%	0.89

<sup>1</sup> 県に占める割合 C=B/A×100

<sup>2</sup> 指標 D=C/1.62 (人口割合)

## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

項目（続き）		埼玉県 A	鴻巣市 B	県に占める 割合 C	指標 D
商業	小売商店数 (平成 28)	42,365	709	1.67%	1.03
	小売従業員数 (人) (平成 28)	398,657	5,687	1.43%	0.88
	小売販売額 (100万円) (平成 26)	6,052,973	96,530	1.59%	0.98
	卸売商店数 (平成 28)	14,486	194	1.34%	0.82
	卸売従業員数 (人) (平成 28)	144,546	2,086	1.44%	0.89
	卸売販売額 (100万円) (平成 26)	8,280,509	59,833	0.72%	0.44
医療	病院・診療所数 (平成 28)	8,113	130	1.60%	0.99
	病床 (平成 28)	64,947	892	1.37%	0.85
	医師数 (人) (平成 28)	12,172	103	0.85%	0.52

資料：市資料

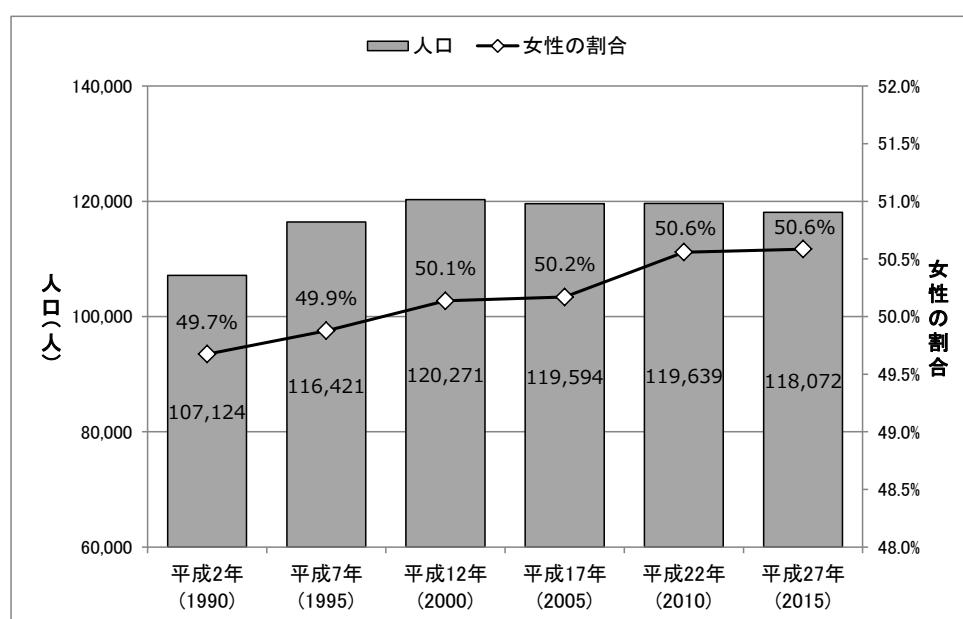
### (1-2) 人口

#### ① 人口及び女性の割合の推移

本市の総人口は平成27(2015)年10月1日現在で118,072人です。平成2(1990)年の107,124人からの推移をみると、平成12(2000)年まで増加傾向が続いていましたが、それをピークに減少傾向となっています。

男女の割合はほぼ同等ですが、女性の割合が上昇しています。平成2(1990)年49.7%から平成27(2015)年は50.6%と微増しています。

#### <人口及び女性の割合の推移>



資料：総務省 国勢調査

## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

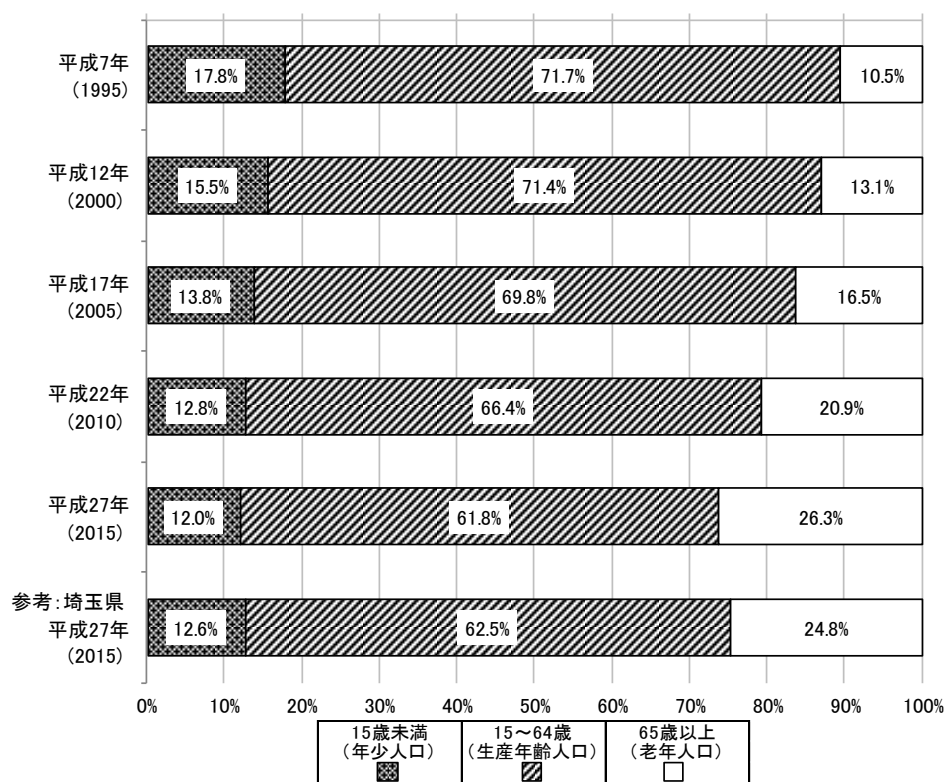
### ② 年齢（3区分）別人口割合の推移

平成27(2015)年の年齢別人口構成比は年少人口（15歳未満）が12.0%（14,096人）、生産年齢人口（15～64歳）が61.8%（72,869人）、老年人口（65歳以上）が26.3%（30,968人）です。

平成7(1995)年からの推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下し、老年人口（65歳以上）の割合が上昇しています。

県と比較すると、本市の年齢別人口構成比は県とほぼ同等となっています。

#### <年齢（3区分）別人口割合の推移>

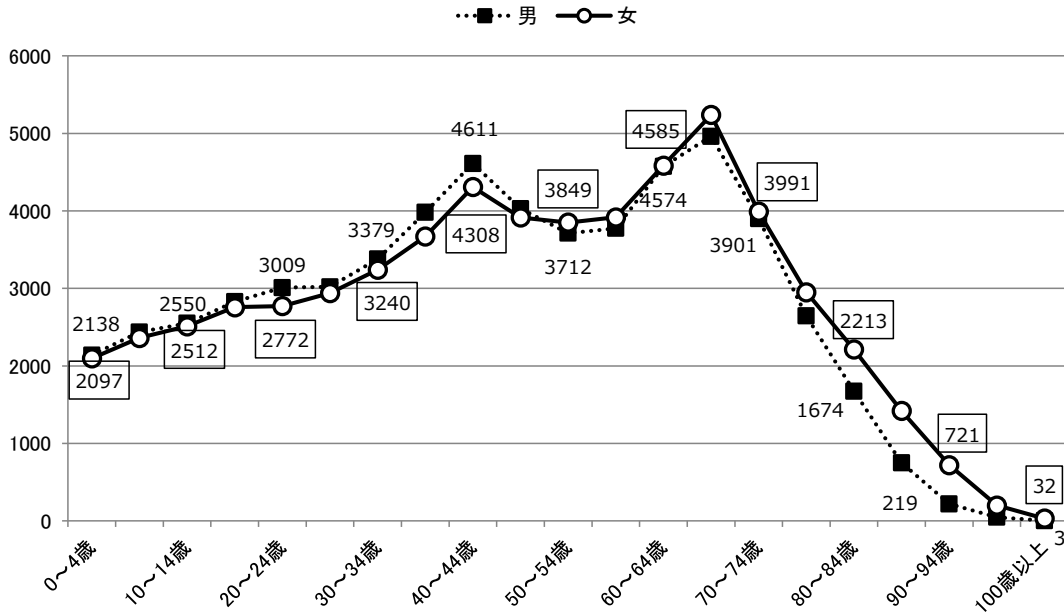


資料：総務省 国勢調査

### ③ 男女別年齢（5歳階級）別人口

平成27(2015)年の男女別年齢（5歳階級）別人口をみると、0～4歳から50～54歳の各区分においては男性が女性を上回っていますが、50～54歳の区分で逆転し、それ以上の年齢区分では女性が男性を上回っています。

<男女別年齢（5歳階級）別人口>

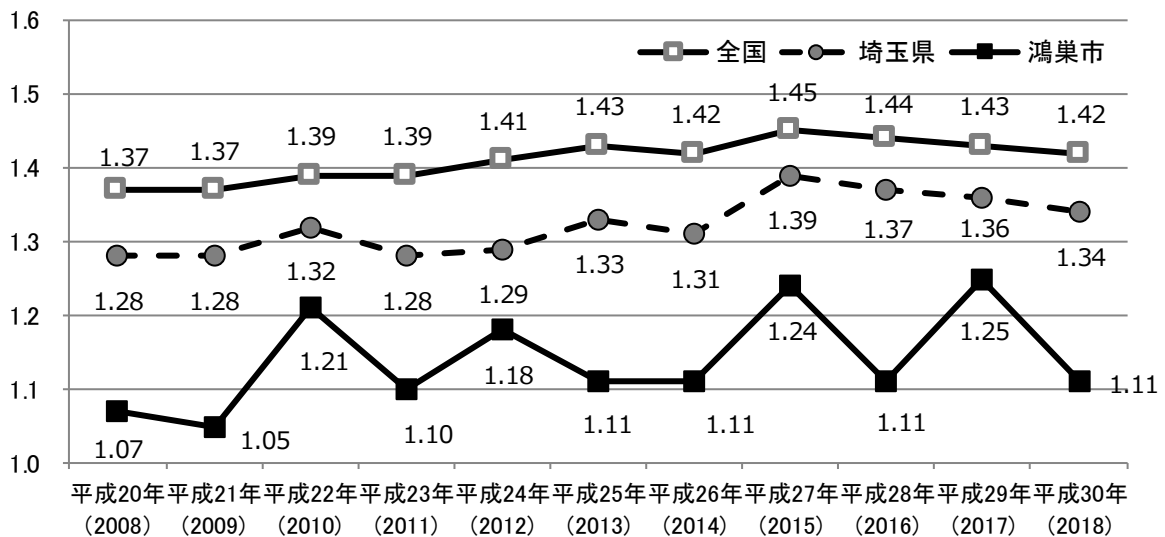


資料：総務省 国勢調査

④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率<sup>3</sup>をみると、県は国より低く、本市はさらに県よりも低くなっています。年による変動がありますが、平成30(2018)年の本市の合計特殊出生率は1.11であり、国より0.31ポイント、県より0.23ポイント低くなっています。

<合計特殊出生率の推移>



資料：厚生労働省 人口動態統計

<sup>3</sup> 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当。

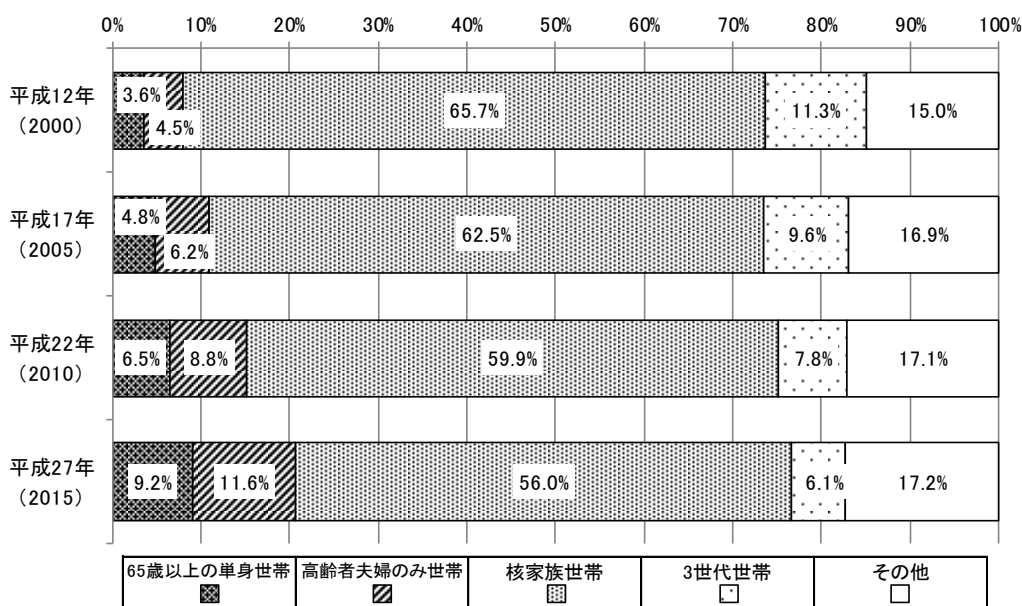
(1-3) 世帯

① 世帯の家族類型別割合の推移

平成27(2015)年の世帯の家族類型別割合は、核家族世帯（ただし、高齢者夫婦のみ世帯<sup>4</sup>を除く）が56.0%（30,400世帯）、高齢者夫婦のみ世帯は、11.6%（5,214世帯）、65歳以上の単身世帯が9.2%（4,119世帯）、3世代世帯<sup>5</sup>が6.1%（2,725世帯）となっています。

平成12(2000)年と比較すると、3世代世帯が減少し、高齢者のみの世帯が増加しています。65歳以上の単身世帯の割合が5.6ポイント増、高齢者夫婦のみ世帯の割合が7.1ポイント増と、15年間で大幅に増加しています。

<世帯の家族類型別割合の推移>



※ 平成12(2000)年の数値は、合併前の鴻巣市、吹上町、川里町の合計

資料：総務省 国勢調査

② 一般世帯数及びひとり親世帯数の推移

平成12(2000)年から平成27(2015)年までの15年間で、一般世帯数は増加しています。

平成27(2015)年の母子世帯は、502世帯（一般世帯に占める割合1.1%）、父子世帯は63世帯（同0.1%）です。母子世帯、父子世帯、それぞれの事情に沿った支援が必要です。

<sup>4</sup> 高齢者夫婦のみの世帯とは、夫及び妻の両方が65歳以上の夫婦のみ世帯。

<sup>5</sup> 3世代世帯とは、三つ以上の直系世代が同居している世帯。



＜一般世帯数及びひとり親世帯数の推移＞

	一般世帯	うち母子世帯	一般世帯に占める割合	うち父子世帯	一般世帯に占める割合
平成 12(2000)年	38,861	359	0.9%	74	0.2%
平成 17(2005)年	41,046	465	1.1%	93	0.2%
平成 22(2010)年	43,326	565	1.3%	89	0.2%
平成 27(2015)年	44,996	502	1.1%	63	0.1%

資料：総務省 国勢調査

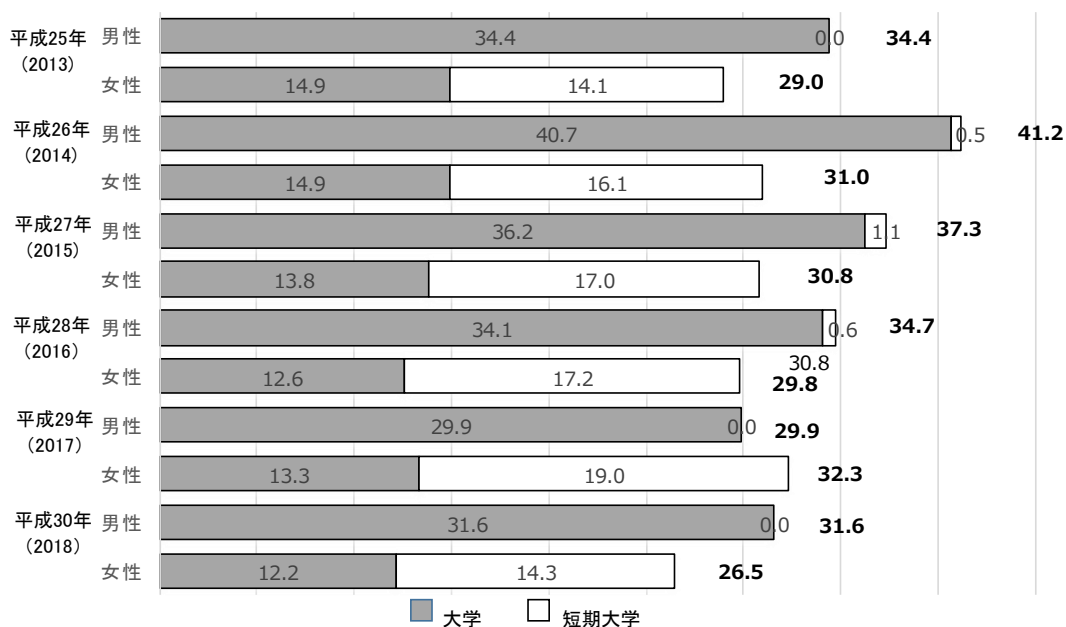
(2) 女性を取り巻く状況

(2-1) 進学

① 大学・短期大学への進学状況の推移

市内の高校の大学・短期大学への進学状況をみると、平成30(2018)年の大学・短期大学を合わせた進学率は、男性は31.6%、女性は26.5%です。大学・短期大学を合わせた進学率をみると、平成29(2017)年において女性の進学率が男性の進学率を上回っていましたが、女性は大学進学率より短期大学の進学率が高く、高等教育に関する男女の意識の差が現れています。

＜大学・短期大学への進学状況の推移＞



資料：文部科学省 学校基本調査

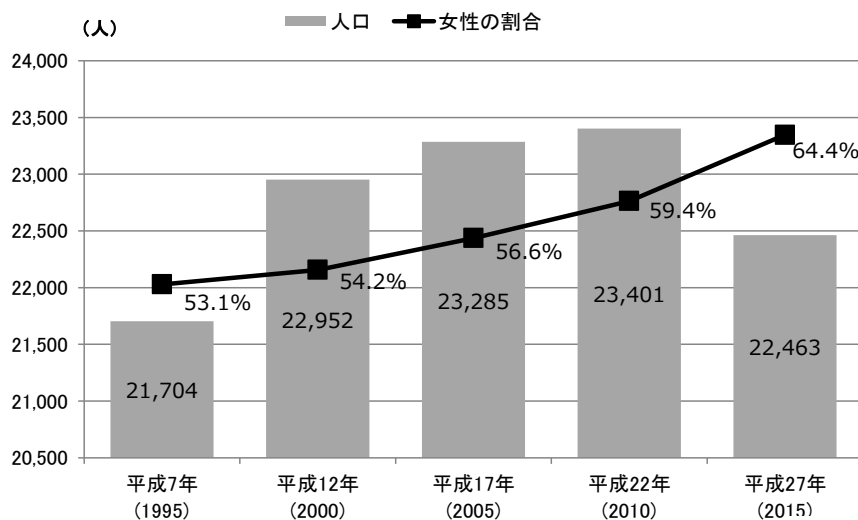
## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

### (2-2) 就業

#### ① 女性の労働力人口・労働力率の推移

平成27(2015)年の本市の女性の労働力人口<sup>6</sup>(15～64歳)は22,463人、労働力率<sup>7</sup>(15～64歳)は64.4%です。平成12(2000)年からみると、女性の労働力人口は減少しましたが、労働力率は上昇が続いています。

#### <女性の労働力人口・労働力率の推移>



資料：総務省 国勢調査



<sup>6</sup>労働力人口とは、就業者数に完全失業者数を加えた人数。

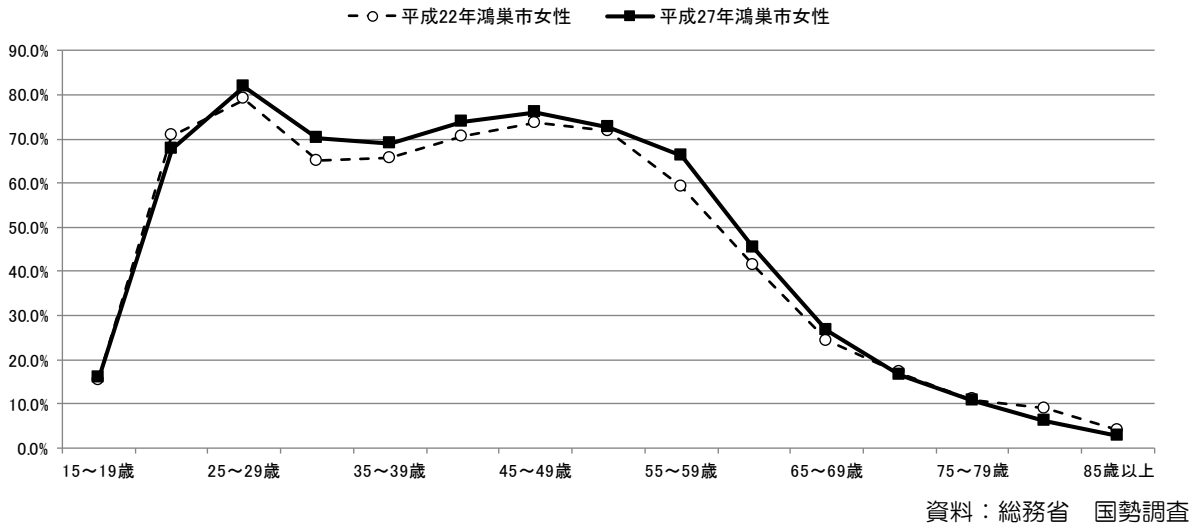
<sup>7</sup>労働力率とは、総人口に占める労働力人口の割合。

② 年齢別女性労働力率

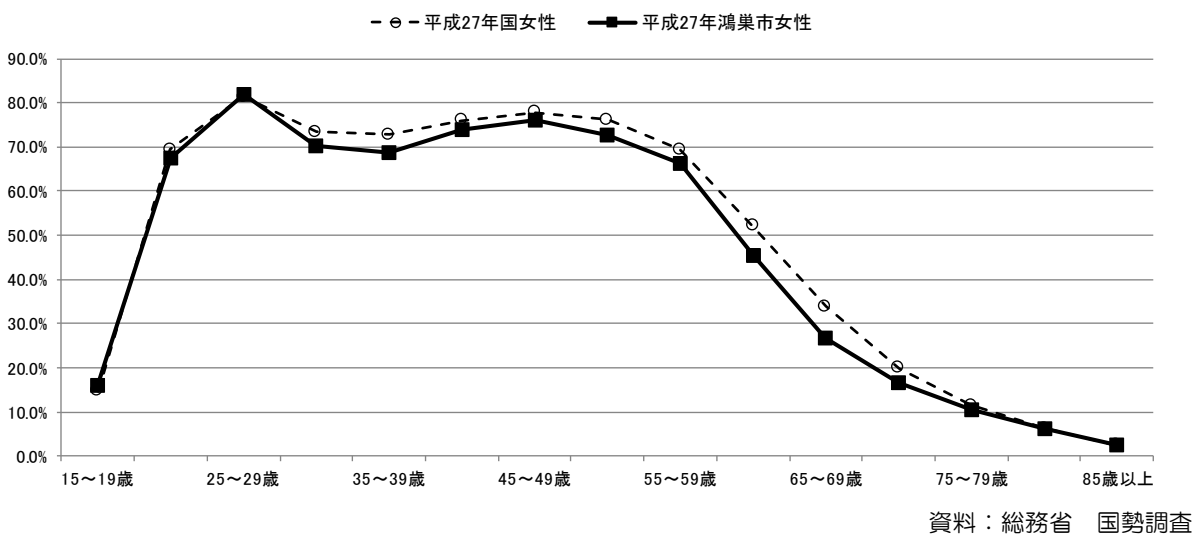
平成27(2015)年の年齢別の女性労働力率は、25～29歳の層と45～49歳の層を2つの頂点としてM字カーブを描いているものの、以前よりもカーブはやや浅くなっており、M字の底となる年齢の層も上昇しています。

平成27(2015)年において国と比較すると、市の女性労働力率は一貫して国より低くなっています。

＜年齢別女性労働力率の推移＞



＜年齢別女性労働力率の国との比較＞



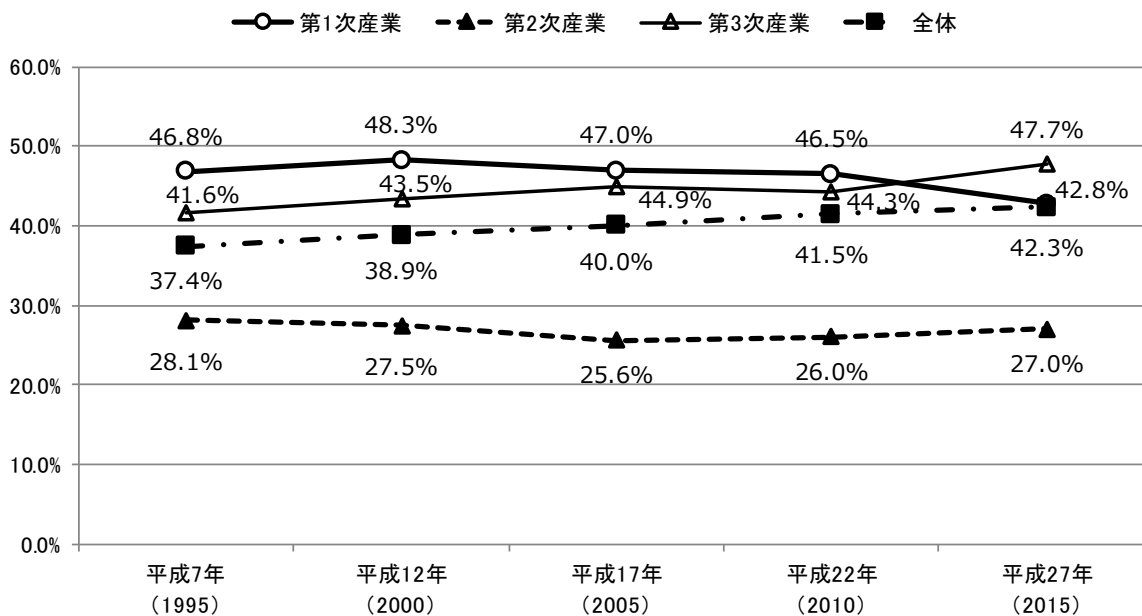
## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

### ③ 産業別女性就業者割合の推移

平成27(2015)年の全就業者に占める女性の割合は42.3%です。産業別では第1次産業42.8%、第2次産業27.0%、第3次産業47.7%となっています。

平成7(1995)年からの推移をみると、全就業者に占める女性の割合は上昇しています。産業別では、第1次産業が下降傾向、第2次産業は横ばい、第3次産業が上昇傾向にあります。

#### <産業別女性就業者割合の推移>



資料：総務省 国勢調査

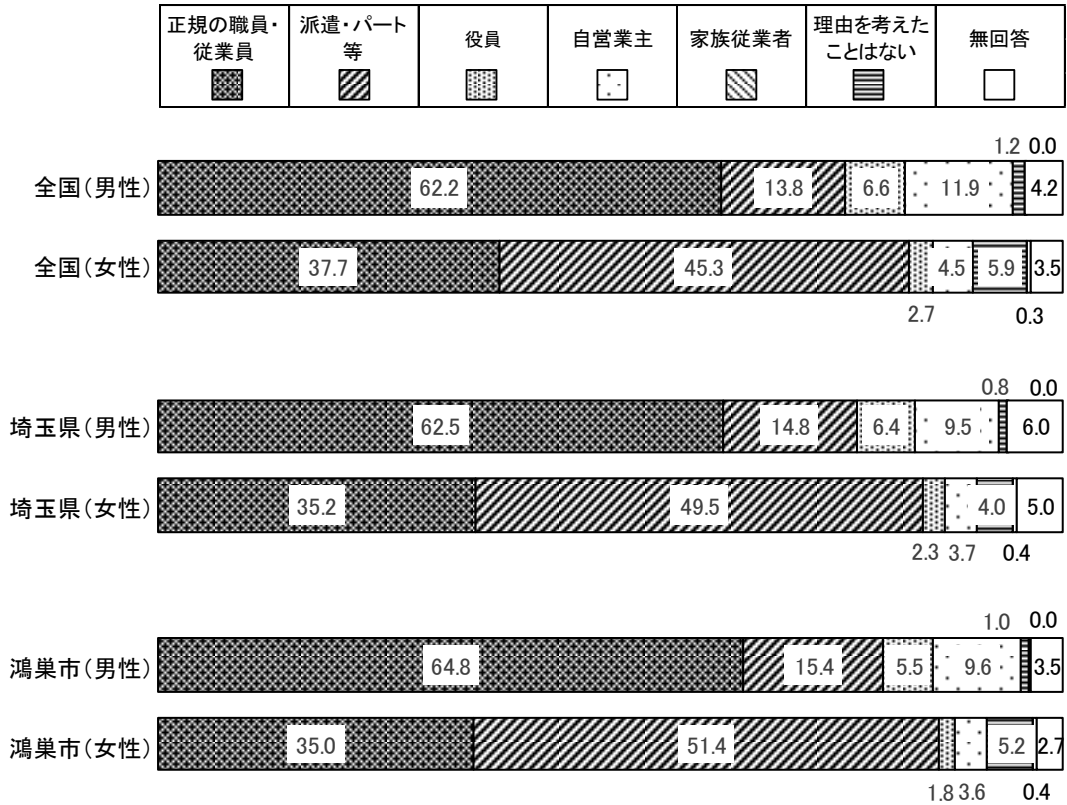


④ 就業形態

女性の就業形態をみると、約半数が派遣・パート等であり、正規の職員・従業員の割合より高くなっています。男性の就業形態と比較すると、正規の職員・従業員、役員、自営業主の割合が低く、逆に派遣・パート等や家族従業者<sup>8</sup>の割合が高くなっており、男性と女性の就業形態には大きな差があることがわかります。

国や県でも同じ傾向を示していますが、本市の女性の派遣・パート等の割合は国や県より高く、男女差も若干大きくなっています。

<就業形態>



資料：総務省 国勢調査（平成 27（2015）年）

<sup>8</sup>家族従業者とは、自営業主の家族で、自分の家族が営む事業に従事している者。

## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

### (2-3) 意思決定過程への関与

#### ① 審議会等における女性委員の登用状況

本市の市議会議員26人のうち女性議員は、令和元(2019)年10月1日現在、8人で30.8%です。

委員会への女性の登用状況を令和元(2019)年10月1日現在で見ると、地方自治法第180条の5<sup>9</sup>に基づく委員会数は総数6、委員数29人であり、そのうち女性委員を含む委員会数は4(66.7%)、女性委員数6人(登用率20.7%)です。また、第202条の3<sup>10</sup>に基づく審議会数は総数42、委員数534人であり、そのうち、女性委員を含む審議会数は34(81.0%)、女性委員数142人(登用率26.6%)となっています。委員会と審議会を合わせた登用率は26.3%です。

#### <審議会等における女性委員の登用状況>

		設置数 A	内女性委員を含む 設置数 B	比率 B/A	委員数 C	うち 女性 委員数 D	比率 D/C
地方自治法 による設置	地方自治法第180条の 5(委員会)	6	4	66.7%	29	6	20.7%
	地方自治法第202条の 3(審議会)	42	34	81.0%	534	142	26.6%
	合計	48	38	79.2%	563	148	26.3%

資料：市資料

#### ② 自治会長、PTA会長における女性役員の状況

平成31(2018)年4月1日現在、女性の自治会長は22人(9.3%)です。

PTA会長は、小学校19校のうち女性の会長7人(36.8%)、中学校8校のうち女性の会長1人(12.5%)です。

#### <自治会長、PTA会長における女性役員の数及び割合> (単位：人、%)

	女性役員数		会長総数
自治会長	22	9.3%	236
PTA会長(小学校)	7	36.8%	19
PTA会長(中学校)	1	12.5%	8

資料：市資料

<sup>9</sup> 地方自治法第180条の5とは、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員、それ以外に法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会。前者については、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員であり、後者の市町村については、農業委員会、固定資産評価審査委員会が挙げられている。

<sup>10</sup> 地方自治法第202条の3とは、地方公共団体の執行機関の附属機関。

③ 市役所における女性役付職員の在職状況

平成31(2019)年4月1日現在、鴻巣市役所の役付職員をみると、407人中153人が女性で、その割合は37.6%です。

＜市役所における女性役付職員の数及び割合＞

(単位：人、%)

区分	男性	女性						女性役付職員割合(%)	合計	
		部長	副部長 参事	課長 副参事	副課長 主幹	主査 副主査	合計 (人)			
本庁	市長部局	175	2	1	5	15	27	50	22.2	225
	教育委員会	23	0	0	1	1	8	10	30.3	33
	その他	11	0	0	1	1	4	6	35.3	17
吹上支所	市長部局	6	0	0	0	0	14	14	70.0	20
川里支所	市長部局	6	0	0	0	1	4	5	45.5	11
出先機関	市長部局	17	0	1	3	16	40	60	77.9	77
	教育委員会	16	0	0	0	3	5	8	33.3	24
計	254	2	2	10	37	102	153	37.6	407	

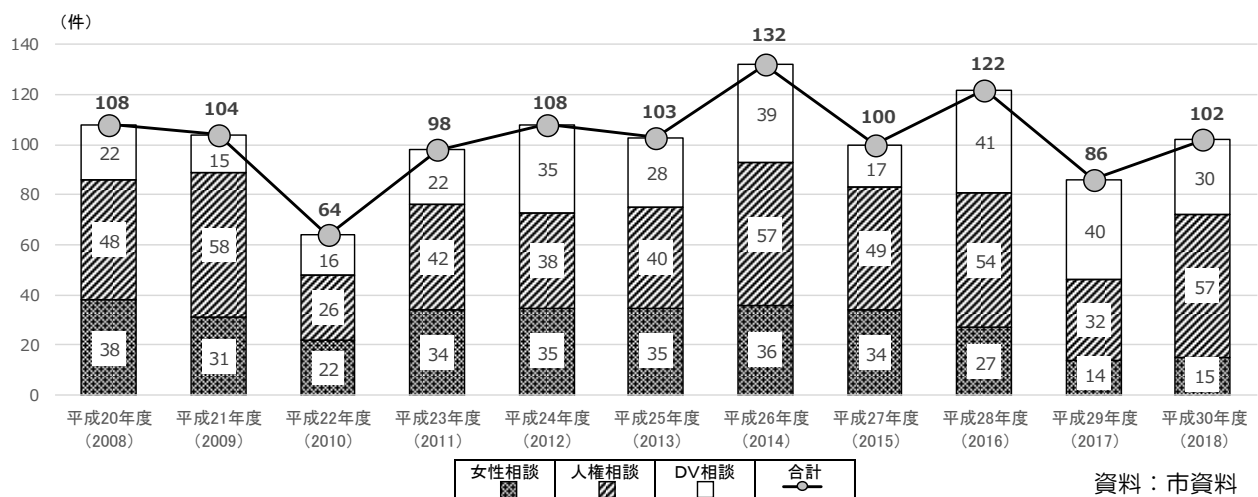
資料：市資料

(2-4) 相談件数

① 女性相談、人権相談、DV相談件数の推移

平成30(2018)年度の女性相談は15件、人権相談は57件、DV相談は30件です。年によって件数の変化はありますが、近年ではDV相談件数は年間で30~40件挙がっています。

＜女性相談、人権相談、DV相談件数の推移＞



資料：市資料

## 2 意識・実態調査からみる現状

### (1) 意識・実態調査の概要

#### ① 調査の目的

本計画策定に向けて、市民の意識・実態を把握し、前計画の施策や事業に対する市民の評価を得ることを目的として、「男女共同参画に関する意識・実態調査」（意識・実態調査）を実施しました。

本調査は、本計画の策定に向けて、市民の男女共同参画に関する意識・実態を把握し、前計画の施策や事業評価を行うことにより、本市に即した計画を策定するための資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 調査の対象及びサンプル数

市内在住の満18歳以上の方を対象として、住民基本台帳を用いて無作為抽出により、2,000人を対象としました。

#### ③ 調査方法及び調査期間

ア 調査方法：郵送による配布・回収

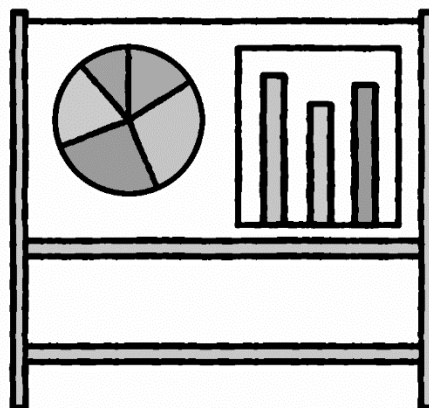
イ 調査期間：令和元（2019）年5月16日～6月4日

#### ④ 回収結果

ア 回収数：823

イ 有効回収数：810

ウ 有効回収率：40.5%



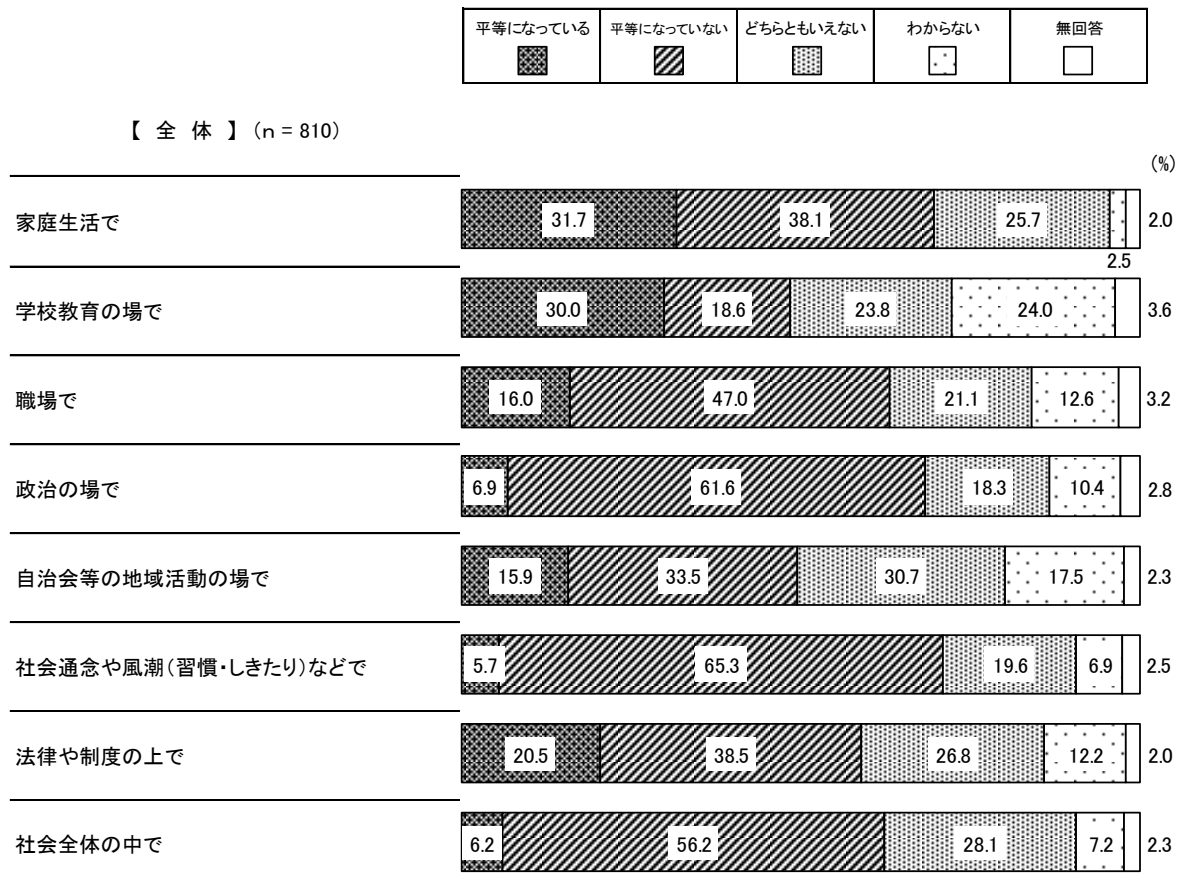


(2) 意識・実態調査の結果（抜粋）

① 男女平等の現実意識について

男女の地位が平等になっていると思うかどうかをみると、「平等になっている」が「平等になっていない」を上回ったのは、「学校教育の場で」のみとなっています。特に「平等になっていない」と思う割合が6割以上と高いのは、「社会通念や風潮（習慣・しきたり）などで」、「政治の場で」であり、「社会全体で」、「職場で」が続きます。「法律や制度」についても、「平等になっていない」が「平等である」の1.9倍であり、男女平等ではないという意識がまだ根強くあることがわかります。

Q. 男女の地位が平等になっていると思いますか？



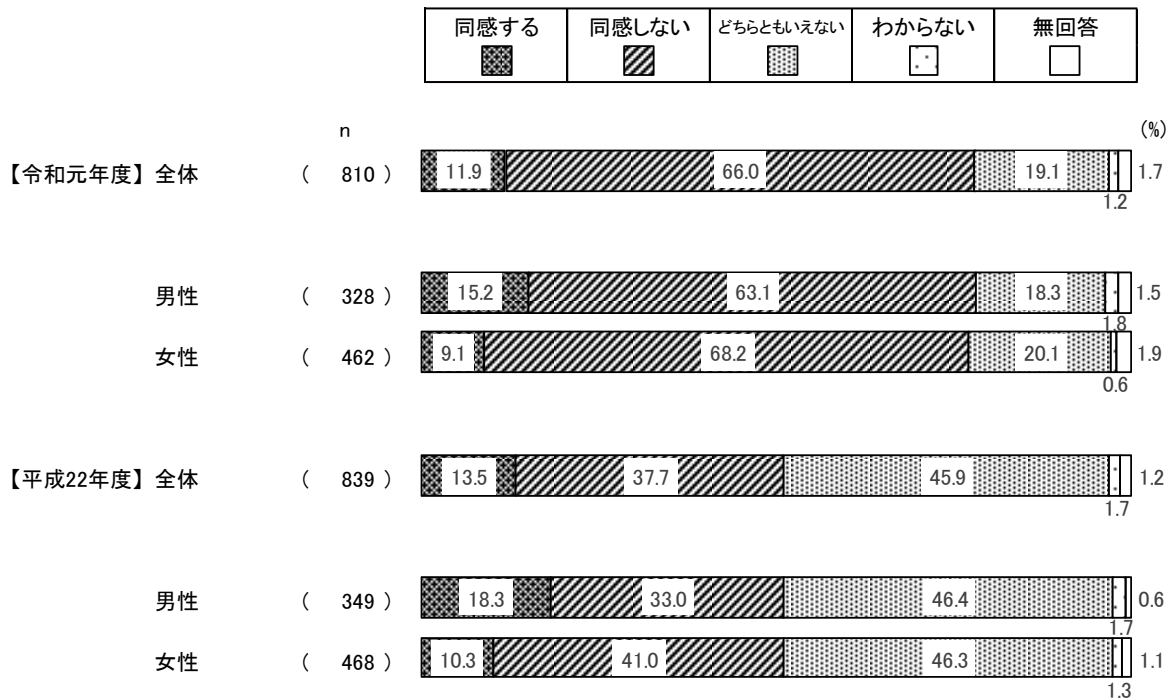
## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

### ② 固定的な役割分担意識について

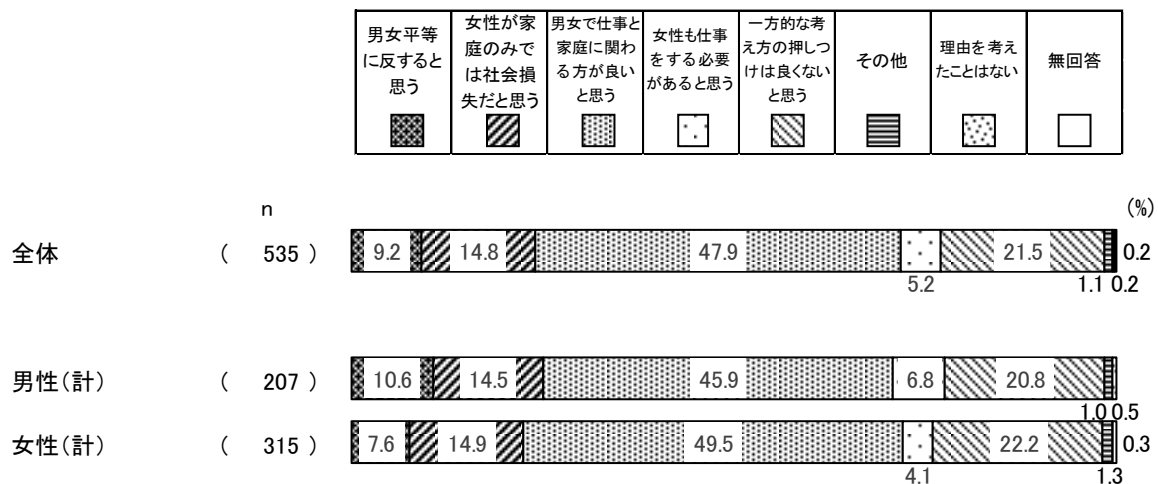
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するかどうかをみると、全体の約3分の2が「同感しない」と回答しており、男女差は5ポイントです。なお、「同感しない理由」としては、「男女で仕事と家庭に関わる方が良いと思う」が約半数でした。

前回調査（平成22(2010)年度）と比べると、「同感しない」が約30ポイント上がっており、固定的な役割分担についての意識が大きく変わってきたことがうかがえます。

#### Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しますか？



#### Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない理由を教えてください。

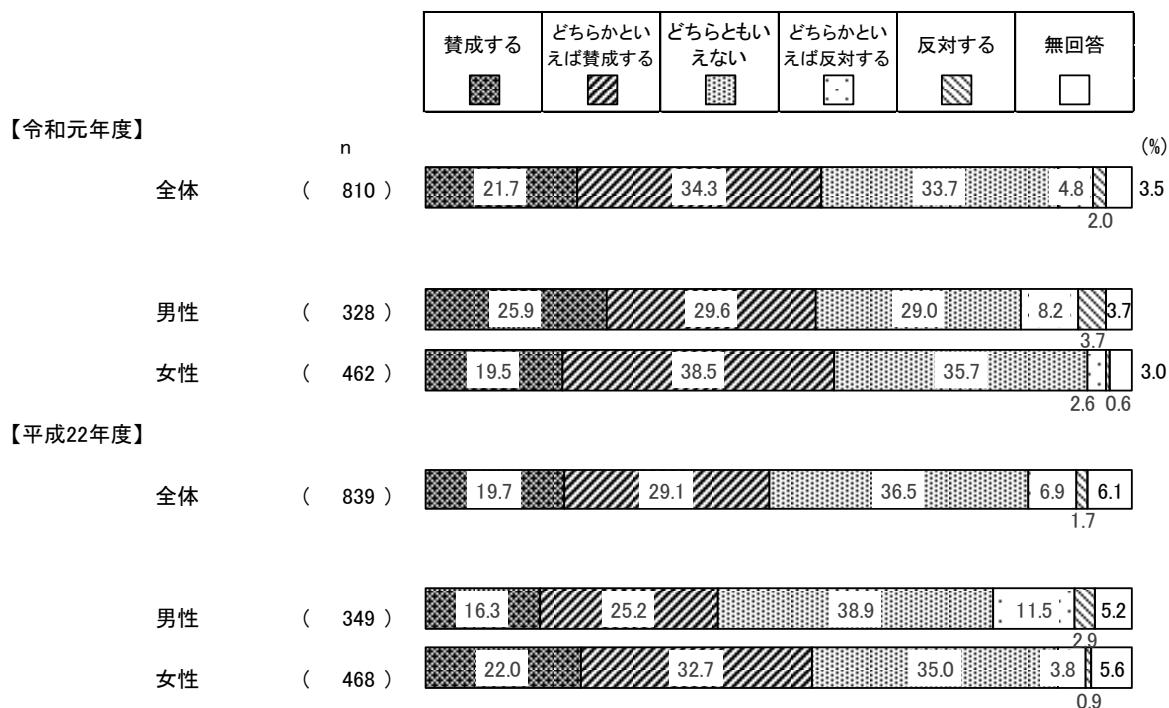


③ ポジティブ・アクション<sup>11</sup>について

「ポジティブ・アクション」という考え方への賛否をみると、賛成派（「賛成する」、「どちらかと言えば賛成する」を合わせた割合）が5割以上を占め、男女差もわずか2.5ポイントです。

平成22(2010)年度における「ポジティブ・アクション」への賛成派の割合は、女性では5割以上でしたが、男性では4割程度でした。男性の賛成派の割合が14ポイント上がり、全体としても7ポイント上がっています。

Q. 「ポジティブ・アクション」という考え方についてどのように思いますか？



<sup>11</sup> ポジティブ・アクションとは、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきであるという考え方。

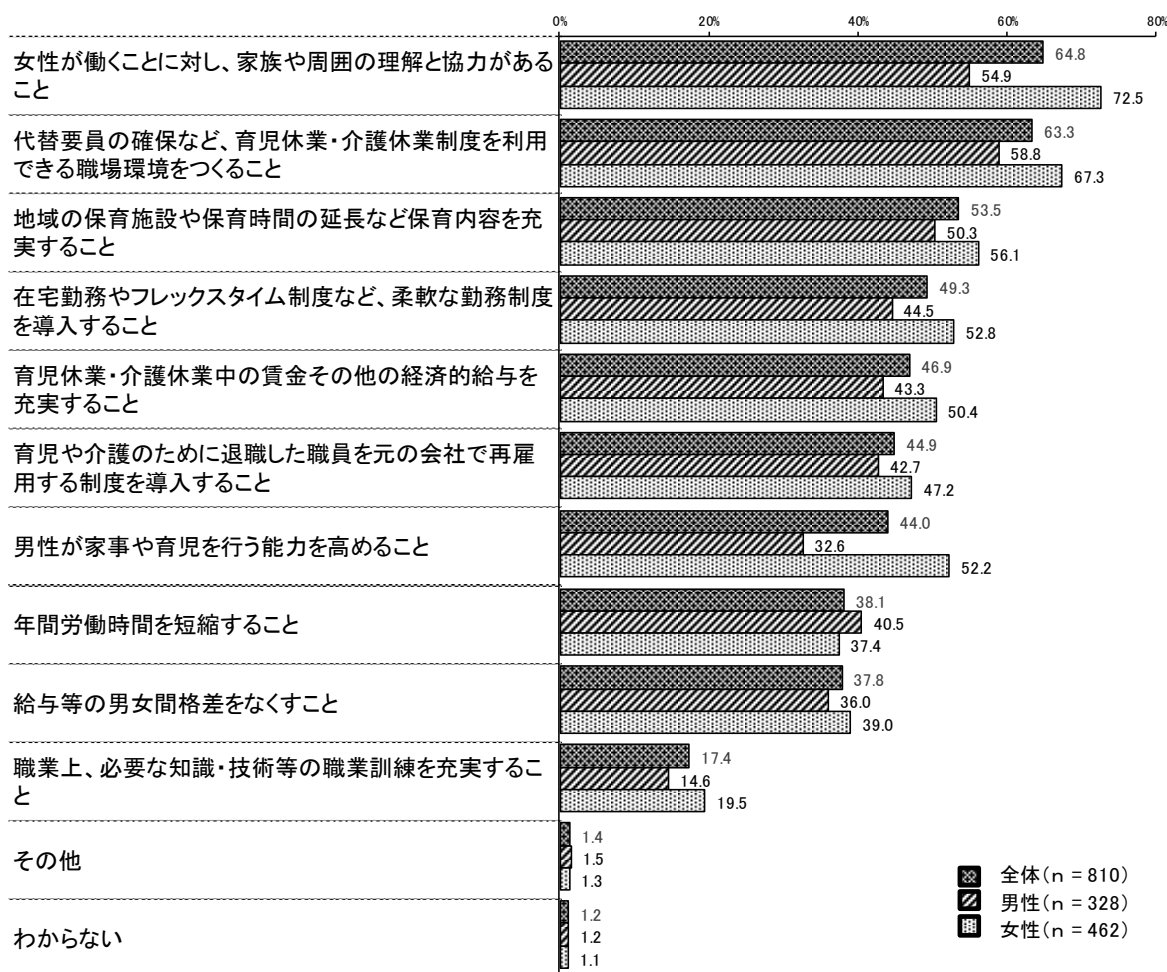
④ 男女が仕事と家庭を両立する条件について

男女が仕事と家庭を両立する条件をみると、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が最も高く、身近な人たちの理解や協力等の意識面の重要性が挙げられています。

また、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」、「地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること」、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」等の割合も高く、職場環境、地域の保育内容の充実等の環境要因も求められています。

男女別にみると、概ね同じ傾向を示していますが、各項目に対し、全体的に女性の方が必要だと思える割合が高くなっています。特に男女差がある項目は、「男性が家事や育児を行う能力を高めること」、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」となっています。

Q. 男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような条件が必要だと思いますか？

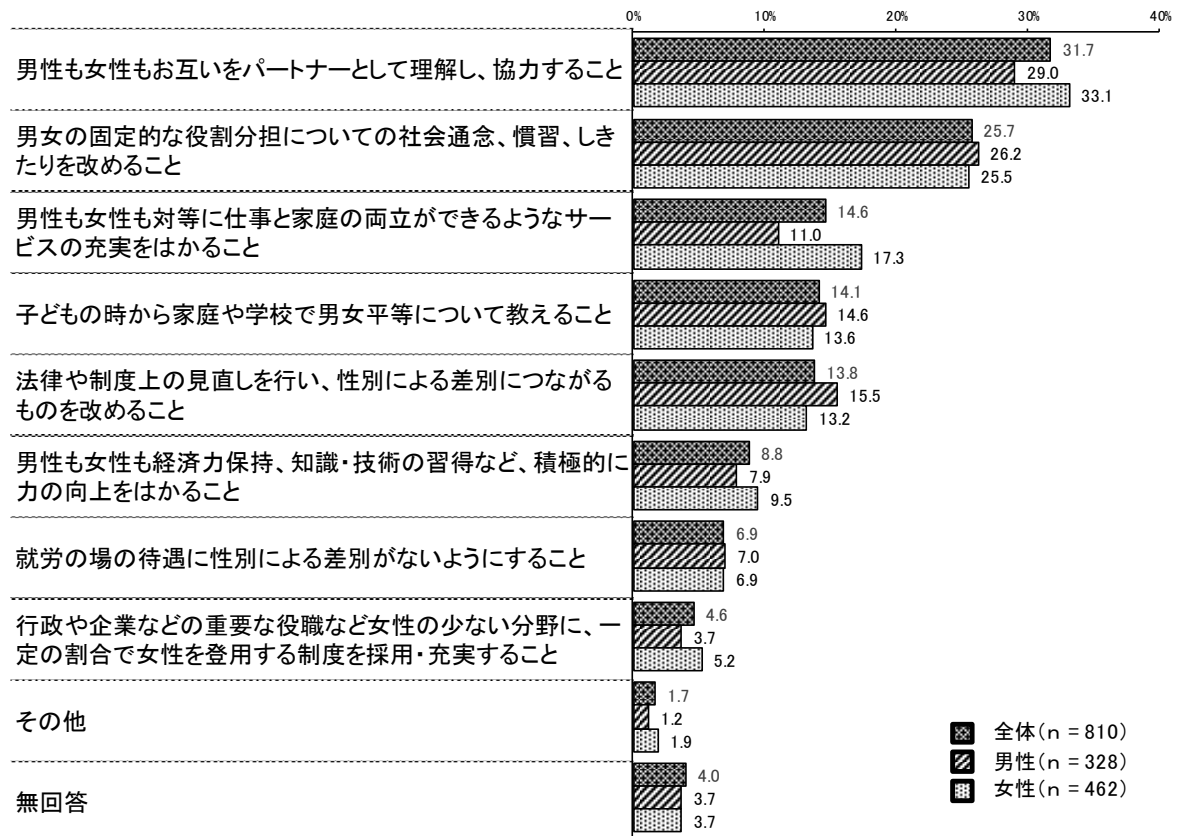


⑤ 男女ともにあらゆる分野に参加するために必要なことについて

「男女ともにあらゆる分野に参加するために必要なこと」の8項目のうちから1つを選択して重要度を尋ねたところ、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」を選択した割合が最も高く、「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が続いています。また、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること」、「子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること」、「法律や制度上の見直しを行い、性別による差別につながるものを改めること」の3つがほぼ横並びであり、これらを合わせて上位5項目の位置づけとなります。

男女別にみると、項目によって男女差がみられます。男性に比べて女性がより必要と思っている項目は、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること」、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」となっています。

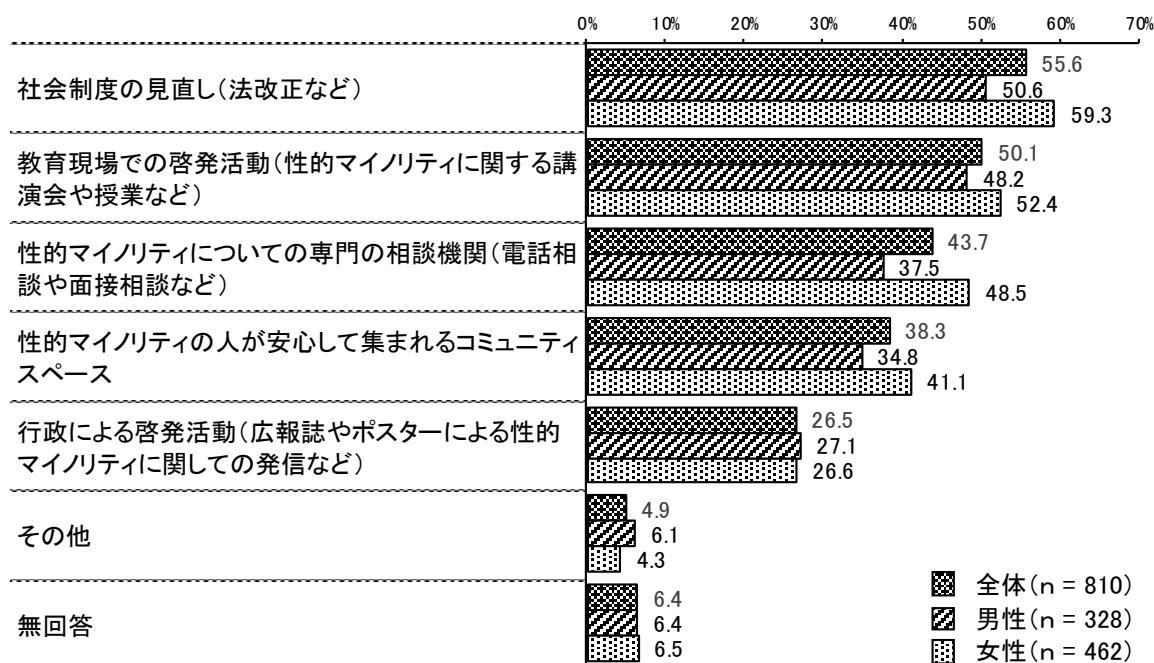
Q. 今後、男性も女性も、ともに社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか？（〇は1つだけ）



⑥ 性的マイノリティの人たちに必要な取組について

性的マイノリティ<sup>12</sup>（LGBT<sup>13</sup>等）の人たちが暮らしやすい社会をつくるためのニーズをみると、半数以上が「社会制度の見直し」、「教育現場での啓発活動」としており、制度改革や意識改革等が求められています。また、「性的マイノリティについての相談機関」や「性的マイノリティが安心して集まれるコミュニティスペース」等の具体的な支援についても約4割が必要としています。

Q. 性的マイノリティ（LGBT等）の人たちが暮らしやすい社会をつくるためにどのような取組が必要ですか？



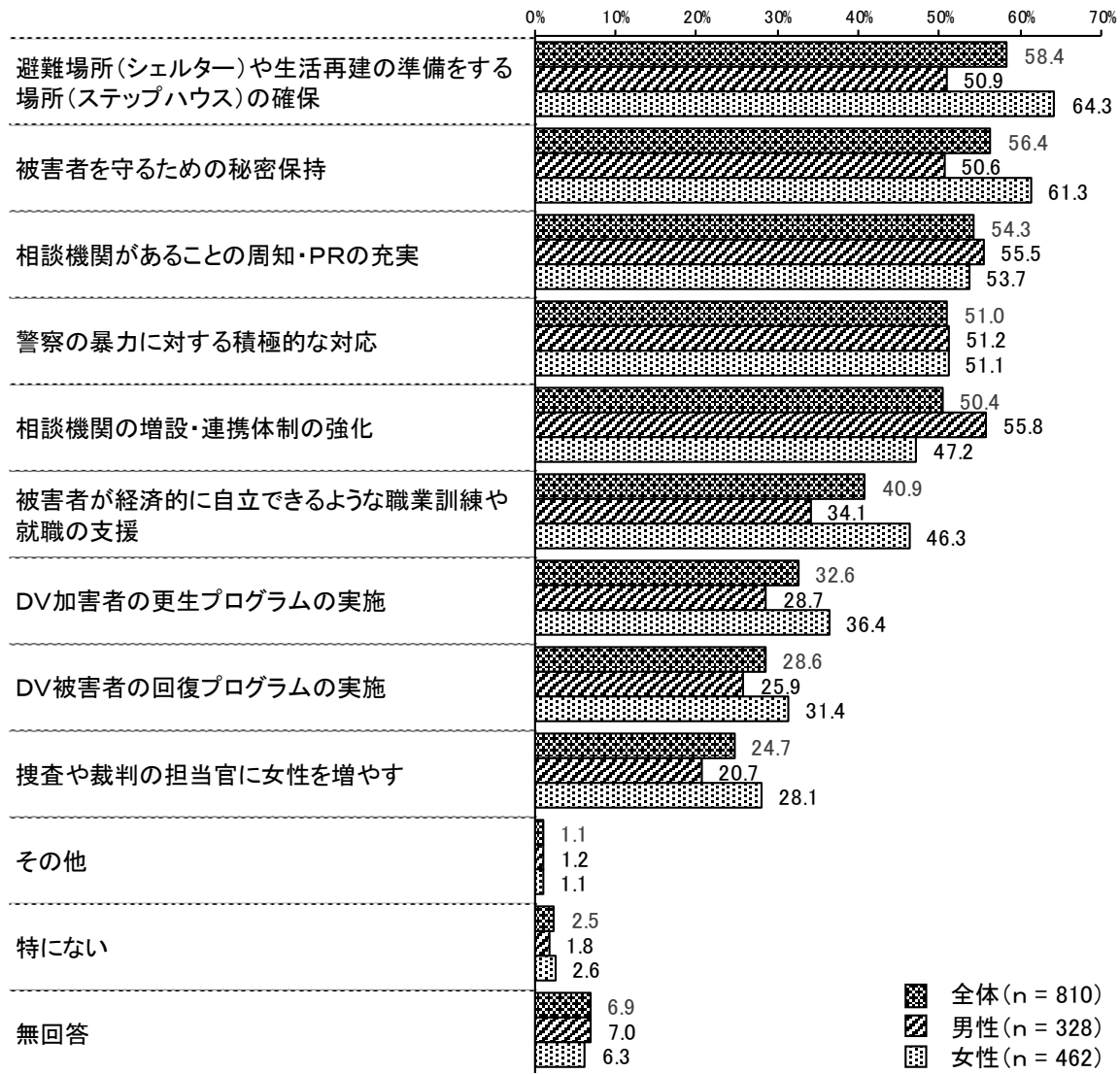
<sup>12</sup>性的マイノリティとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、恋愛感情が同性や両方の性に向いている人など社会的には少数派となる人たちのこと。

<sup>13</sup>LGBTとは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシャル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）のこと。

⑦ 国や市のDV（ドメスティック・バイオレンス）対策支援について

国や市のDV対策へのニーズをみると、半数以上が「避難場所（シェルター）や生活再建の準備をする場所（ステップハウス）の確保」、「被害者を守るための秘密保持」、「相談機関があることの周知・PRの充実」、「警察の暴力に対する積極的な対応」、「相談機関の増設・連携体制の強化」を挙げています。

Q. 国や鴻巣市がどのようなDV対策支援を行う必要があると思いますか？

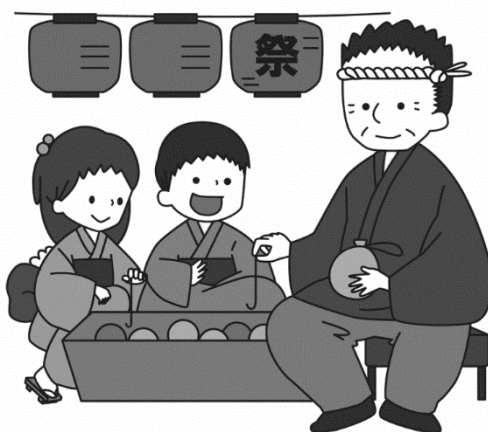
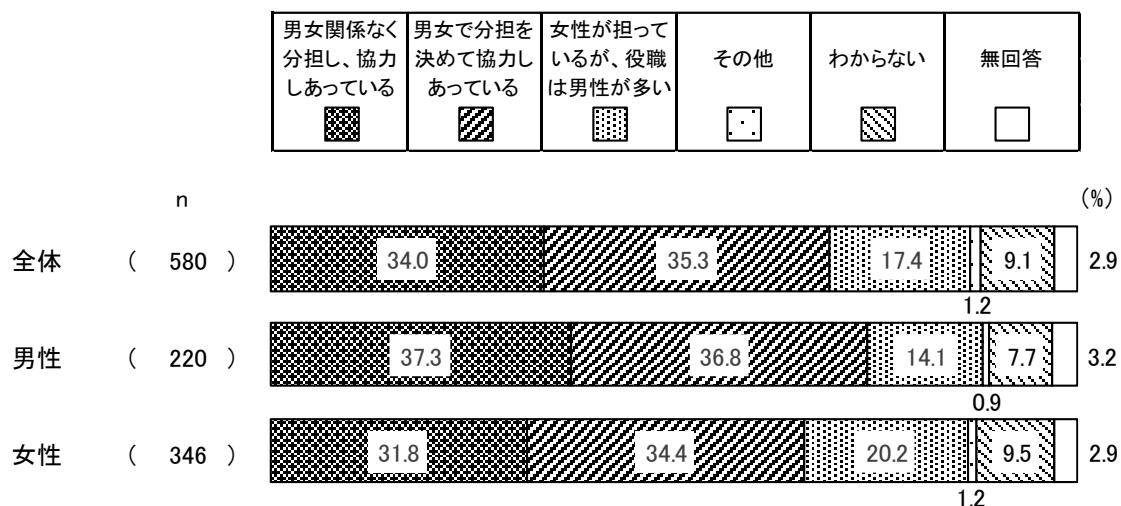


## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

### ⑧ 地域活動における男女の役割分担・協力について

地域活動（自治会、子ども会、老人会、祭りなどの行事等）における男女の役割分担・協力についてみると、女性は「男女関係なく分担し、協力しあっている」割合より「男女で分担を決めて協力しあっている」と思っている割合が若干多く、男性はその逆であることがわかります。また「女性が担っているが、役職は男性が多い」と考えている女性も2割ほどあり、女性の方が男女の役割分担に差があると考えていることがうかがえます。

Q. 地域活動（自治会、子ども会、老人会、祭りなどの行事等）で男女の協力はどのようにしていますか？



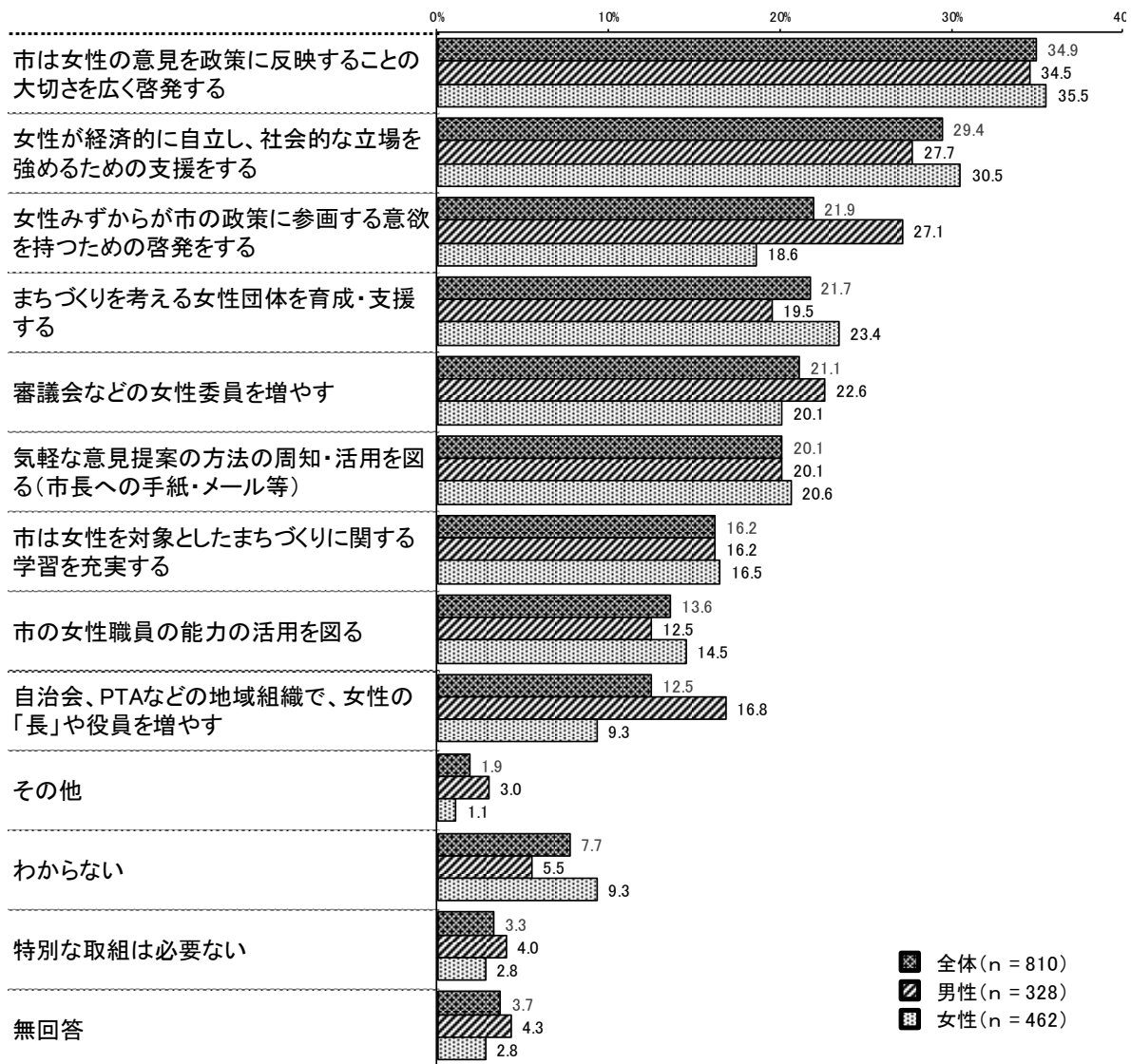


⑨ 市の施策への女性の意見を反映させるために必要なことについて

市の施策への女性の意見を反映させるために必要なことをみると、「市は女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」割合が最も高く、3分の1以上が必要と考えています。一方で、「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つための啓発」も高く、社会全体への啓発や女性自身の意識改革への取組が必要とされています。また、女性の経済的・社会的立場の強化のための支援や、女性団体の育成・支援、審議会等における女性委員の登用等の具体的な方策も求められています。

男女別にみると、概ね同じ傾向を示していますが、女性に比べて男性がより必要と思っている項目は、「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つための啓発をする」、「自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす」となっています。また、男性に比べて女性がより必要と思っている項目は、「まちづくりを考える女性団体を育成・支援する」、「女性が経済的に自立し、社会的な立場を強めるための支援をする」となっています。

Q. 市の政策に女性の意見を反映するためにどのようなことが必要ですか？

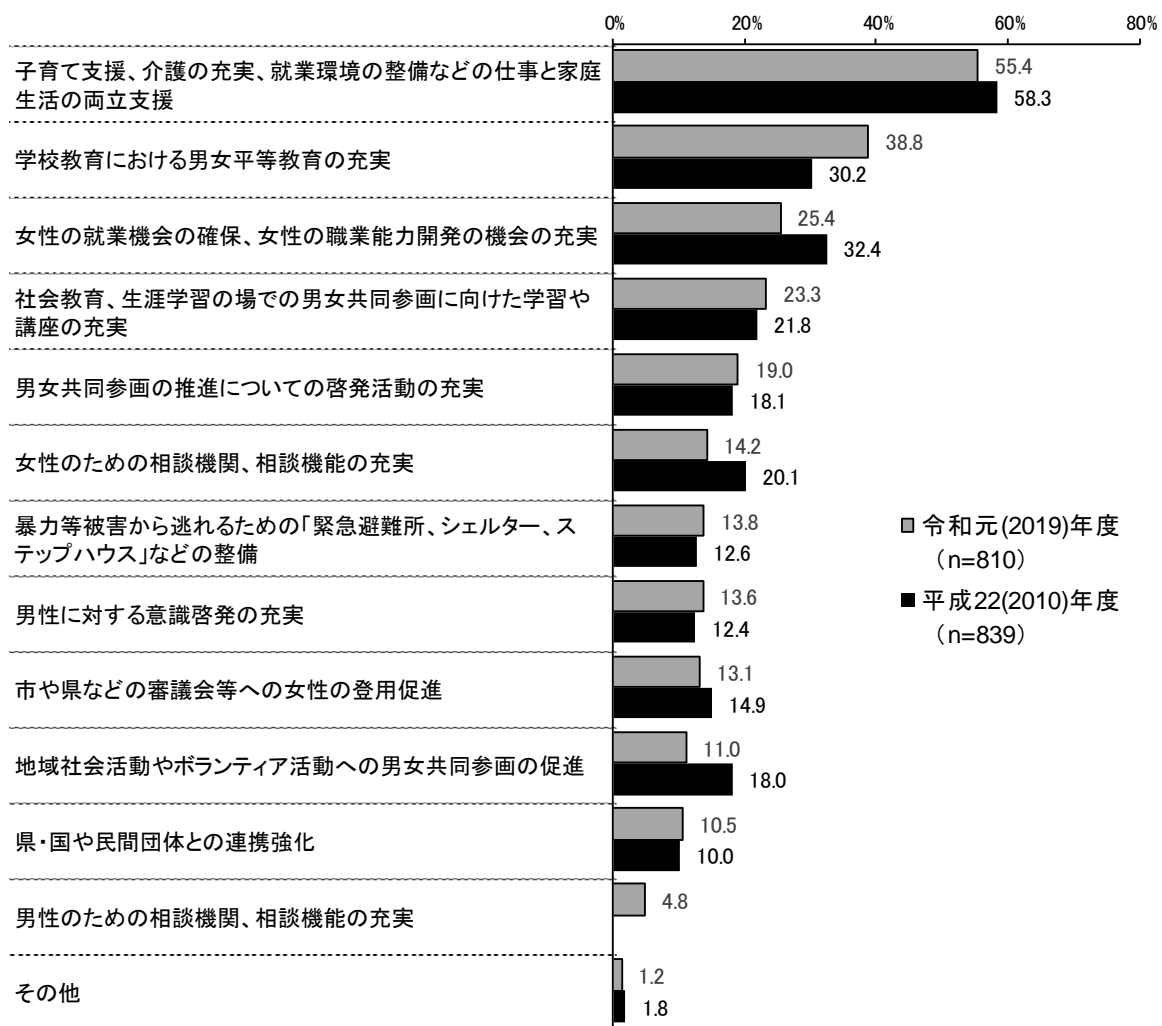


⑩ 男女共同参画社会の実現のために市が力を入れることについて

男女共同参画社会の実現のための市の取組へのニーズをみると、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」が5割以上で最も高くなっています。「学校教育における男女平等教育の充実」、「女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会の充実」、「社会教育、生涯学習の場での男女共同参画に向けた学習や講座の充実」が続きます。

平成22(2010)年度と比較すると、特に「学校教育における男女平等教育の充実」へのニーズが上がり、6.6ポイント高くなっています。他に、「社会教育、生涯学習の場での男女共同参画に向けた学習や講座の充実」、「暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター、ステップハウス」などの整備」、「男性に対する意識啓発の充実」の割合も微増しています。

Q. 男女共同参画社会の実現をめざして、市は、今後どのようなことに力を入れていったらよいと思いますか？



### 3 前計画の推進状況

#### (1) 基本目標別推進状況

##### 【基本目標1】男女共同参画を推進するための意識づくり

主な事業として、学校での男女平等教育、啓発誌の発行や講座(セミナー)の開催、生涯学習の推進、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援などを実施しています。

平成 24(2012)年 3 月に男女共同参画都市宣言の実施や鴻巣市男女共同参画推進条例の施行により、男女共同参画を推進していく環境を整えてきました。しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

男女共同参画情報誌「ほほえみ」の発行や広報「かがやき」による広く市民等への啓発、学校での男女平等教育や個々の能力や適性を活かした進路指導等における児童生徒への啓発、このす男女共同のつどいの開催やこのす男女共同セミナー等での生涯にわたる啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、行政と市民が一体となって取り組むイベントとして、市民や各種団体で構成する実行委員会が企画・運営を行うフォーラム「このす男女共同のつどい」を毎年開催し、ジェンダーにとらわれない意識の啓発を行ってきました。市行政においても男女共同参画に基づいた実践が必要だととして、市職員に対しても講座やセミナーを開催し、男女共同参画意識の醸成を図ってきました。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理念の普及においては、学校における性教育、HIV(エイズ)や性感染症に関する情報提供や学習機会の提供を行っています。

女性に対する暴力の根絶のための啓発では、「このす男女共同のつどい」においてパープルリボン<sup>14</sup>キャンペーンを実施し、DV防止のための啓発を行いました。

DV対策では、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要です。庁内各課が連携して被害者の保護・支援にあたることのできるよう、庁内連絡会議を設置し、関係各課の連携体制を整備しました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を開設し、相談体制の充実を図っています。

女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であるため、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするための啓発を行ってきました。

##### 【基本目標2】自立を支援する環境づくり

主な事業として、女性の就労を支援するため、子育て支援や子どもを生み育てる環境の整備など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

市では、男女共同参画の職場モデルとして、採用・登用等において、個々の資質や適性・勤務実績、意欲・能力を総合的に判断して行っています。ワーク・ライフ・バランスの重要性も啓発しています。労働講座では、メンタルヘルスについての講義を行い、女性の労働環境の向上に努めました。

<sup>14</sup> パープルリボンとは、女性に対する暴力根絶のシンボル。

## 第2章 本市における男女共同参画の現状及び課題

就労支援を行っている「ジョブサポートこうのす」では、若年者、女性（再就職）、シニアを対象とした就職支援セミナーを開催しており、平成 29(2017)年では年間のべ 119 人が参加しました。また、ひとり親家庭のより効果的な就労促進のため、大宮ハローワークと連携し、児童扶養手当現況届提出期間に臨時ハローワークの臨時窓口を設置するなどの工夫を行いました。ひとり親家庭支援については、特別な講習を受けた職員が母子・父子自立支援員として対応しています。

安心して子どもを生み、育てる環境を整備するため、平成 29(2017)年にこども未来課に子育て世代包括支援センターを設置しました。また、母子保健事業を推進するため、平成 29(2017)年に健康づくり課（吹上保健センター）に母子健康包括支援センターを設置しました。不妊治療の助成事業としてこうのとりの交付金事業を実施しています。

子育てと仕事の両立支援としては、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業を行い、働く女性を支援しています。「子育て社会化」への意識改革を促進するために、地域の「子育てネットワーク」を組織し、子育てサポーターを養成しています。

家庭・子育てについての男性の参加を促進するために、「母子手帳」交付時に「父子手帳」を手渡し、「パパ・ママクラス」への参加を呼びかけています。勤労者にも参加しやすいように土曜日にも開催するなどの工夫をしています。

地域社会においては、イベントや活動に女性が積極的に参加し、活躍する場面が多くなっています。

今後も男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、地域の拠点施設から男女共同参画社会を推進していく必要があります。

### 【基本目標3】男女共同参画のまちづくり

主な事業として、男女共同参画を推進する人材の養成事業、男女共同参画活動拠点の創設事業、意思決定過程への男女共同参画等を実施しています。

女性リーダー育成のために、男女共同のつどい実行委員会に、国立女性教育会館や埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)等の講座への積極的な参加を依頼しています。逆に埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)から講師を招き研修会を行うなど、相互交流を促進しています。

ハード面においても、男女共同参画推進センターの創設を目標として、さまざまな関係機関と協議しています。平成 25(2013)年に「男女共同参画コーナー」を開設しました。活用方法については今後の課題となっています。

また、審議会・委員会等の委員への女性の登用状況を把握し、適時、女性の登用を働きかけ、意思決定過程への男女共同参画を進めています。「鴻巣市審議会の委員への女性登用推進要綱」を制定し、女性登用率 35%以上の目標を定めています。令和元(2019)年は、未達成ではあるものの、26.6%まで割合を伸ばすことができました。

東日本大震災では避難所等において、性別役割分担意識等の問題が発生しており、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進するための協議が行われています。避難所における女性の生活空間を確保するためのパーティション等の整備をしたり、指定避難所 19 か所中 10 か所に女性担当職員を配置するなど、防災における配慮もなされています。

今後、女性リーダーの育成や女性団体の活動支援に努め、意思決定過程への男女共同参画をさら

に進めていくことが必要です。

#### 【基本目標4】男女共同参画をすすめる体制づくり

主な事業として、鴻巣市男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報の収集・提供等を実施しています。

本計画の進捗状況について、年次報告書をとりとまとめ、男女共同参画審議会で報告をしています。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙や情報コーナー等を通じて、市民に提供しています。

今後は、庁内の推進体制や男女共同参画推進拠点施設の整備を検討するなど、より一層の推進体制の充実を図る必要があります。



(2) 目標数値の達成状況

基本目標	基本課題	目標・指標	目標値・期待値	実績値		直近の達成状況	備考
				平成23(2011)年	令和元(2019)年		
【基本目標1】	1 男女共同参画の視点に立った教育の推進	「男女共同参画が実現されていると思う」とする女性の割合	50%以上	48.6%	44.9%	未達成	まちづくり市民アンケートによる
	2 男女共同参画への意識変革と実践	「男は仕事、女は家庭」について「同感しない」とする人の割合	50%以上	37.7%	66.0%	達成	意識・実態調査による
	3 男女の人権の尊重	「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康／権利の理念）の周知度	50%以上	—	12.6%	未達成	意識・実態調査による
	4 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	配偶者から身体への暴力を受けた経験が「全くない」とする人の割合	90%以上	81.7%	85.3%	未達成だが改善	意識・実態調査による
【基本目標3】	9 意思決定過程への男女共同参画	各種審議会等への女性の登用率	35%以上	0.0%	26.6%	未達成だが改善	市資料による
【基本目標4】	12 推進体制の整備	鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の女性の登用率	20%以上	0.0%	14.3%	未達成だが改善	市資料による

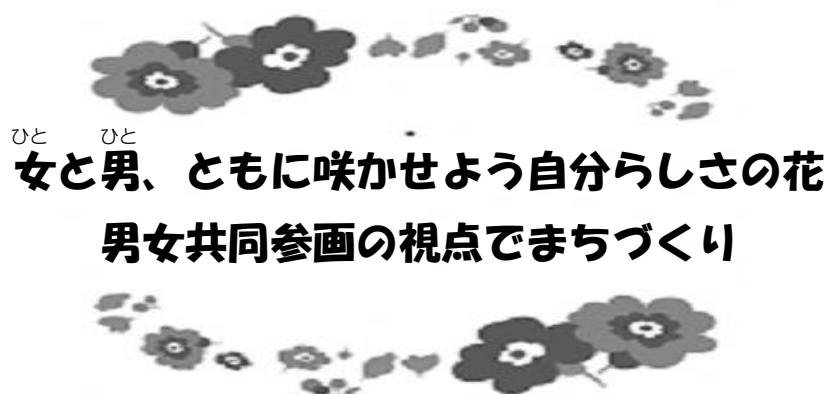
## 第3章 計画の基本理念と施策体系

---

## 1 計画の基本理念

本市では、平成23(2011)年12月に「鴻巣市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための7つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

本計画では、「鴻巣市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を、計画の軸として位置づけるとともに、「鴻巣市男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を次のとおり設定し、計画を推進していきます。



### 鴻巣市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- 5 ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- 6 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康的な生活を営むことについて配慮されること。
- 7 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進が国際的な協調の下に行われること。



## 2 計画の基本的な視点

### (1) 基本目標

「鴻巣市男女共同参画推進条例」や本計画の基本理念を基に、次の4つの基本目標を掲げ、現状と課題を踏まえたうえで、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画を推進するための意識づくり

社会通念や慣習による「男らしさ」「女らしさ」から解放され、男女双方の意見が平等に反映される社会をめざすため、情報提供や啓発活動を実施し、性別による固定的な役割分担意識を解消することが男女共同参画社会の実現に必要不可欠です。

また、重大な人権侵害として社会的な問題であるドメスティック・バイオレンスについては、DV防止法が令和元年に改正されたことから、庁内外の関係機関との連携をさらに深め、相談・自立支援体制の充実を図り、被害者支援や意識啓発活動を継続的に行い「暴力を許さない社会づくり」を推進します。

#### 【基本目標Ⅱ】 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり

すべての市民が、自分らしく生きるために、互いの人格や生き方を尊重しあい、性別による差別を受けることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、ともに責任を担い、いきいきと活動できるよう、職場や家庭における男女共同参画の推進体制づくりに取り組みます。

また、困難を抱える家庭への支援は喫緊の課題となっていることから、ひとり親家庭の生活支援や高齢者・障がい者への支援など取組を強化していきます。

#### 【基本目標Ⅲ】 男女共同参画のまちづくり

本市では、市、市民、事業者、教育関係者が一体となって施策を総合的、計画的に推進していくため、男女共同参画に関する基本理念などを定めた「鴻巣市男女共同参画推進条例」を平成24(2012)年3月10日に施行しました。また、同日付で「男女共同参画都市宣言」を行いました。このことにより、今後さらに性別に関わりなく男女の個性と能力が発揮され、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かちあい、ともにいきいきと暮らすことができる社会をめざし、さまざまな事業に取り組んでいきます。

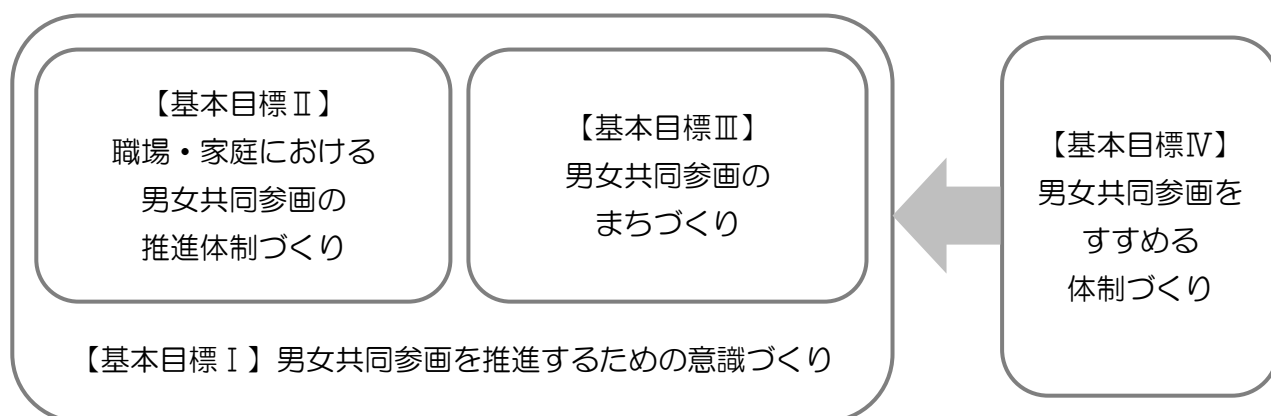
また、本市における女性の各種審議会・委員会への参画は依然として低く、女性の意見が社会に反映されにくい状況があります。とりわけ、行政の分野においては、施策の決定が女性に大きく影響を与えることから、積極的に女性の参画を推進する必要があり、市で行う審議会等への女性の登用を積極的にすすめるなど、政策や方針を決定する過程への女性の参画を推進します。

**【基本目標Ⅳ】 男女共同参画をすすめる体制づくり**

この計画の基本理念である「女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花～男女共同参画の視点でまちづくり～」を実現するためには、国、埼玉県等の行政機関と連携しながら、上記の基本目標に掲げた、広範で多岐にわたる政策、施策の推進体制の整備に加えて、市民への理解を深める啓発活動や市民自らが実践する体制づくりが重要です。

また、行政機関ばかりではなく、市民、事業者、民間団体等も、男女共同参画社会づくりへの自主的な取組をすすめていくことが望まれます。このため、市民、事業者、民間団体等との協働をすすめ、本計画の着実な推進を図ります。

＜基本目標の位置づけイメージ図＞



※男女共同参画の「意識づくり」（基本目標Ⅰ）が、「職場」・「家庭」（基本目標Ⅱ）とまち（「地域」・「市政」）（基本目標Ⅲ）の土台となり、かつ包括しているというイメージです。

※基本目標Ⅳは、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを推進するための体制づくりとしての位置づけです。



## (2) 重点プロジェクト

この計画の目的である市民一人ひとりが個性を發揮し、それぞれのライフスタイルにしたがって自己実現ができる男女共同参画の視点が生きた鴻巣市を実現するために、次のプロジェクトについて重点的に取り組みます。

### ■教育・啓発プロジェクト

本市が積極的に男女共同参画に取り組むことを宣言するとともに、子どもの時からの教育・意識啓発を推進し、男女共同参画の確立に取り組めます。

- ・家庭における男女共同参画意識づくりの啓発
- ・男女共同参画意識を育む教育環境づくり
- ・多様な生き方を可能にする進路指導及びキャリア教育の充実
- ・LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発

### ■暴力防止プロジェクト

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その防止と被害者支援のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を推進していくうえでの重要な課題となります。

特に、DV被害者の多くは女性であり、本市の女性相談事業においても、DVを含むさまざまな相談が寄せられていることから、早期に対応・解決することができるよう相談体制や支援体制の充実に取り組めます。

- ・暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
- ・DV防止に関する啓発・研修の充実
- ・デートDV<sup>1</sup>防止に向けた啓発活動の推進

### ■活動支援プロジェクト

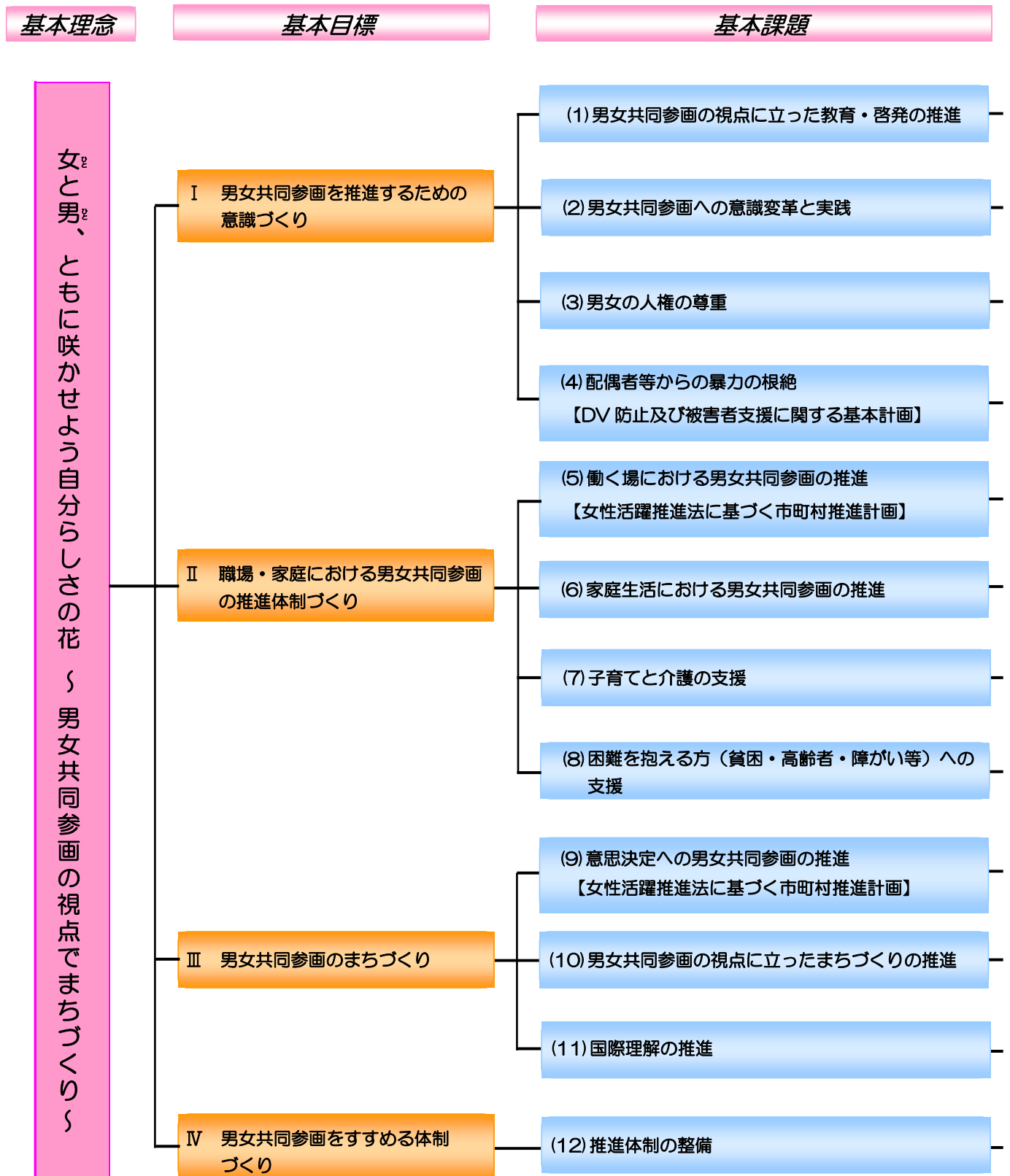
市政や地域活動の方針決定過程への男女共同参画を推進するとともに、女性の活動支援等、いきいきと活動するための各種支援に取り組めます。

- ・審議会等への目標女性登用率
- ・「鴻巣市審議会等への女性登用推進要綱」の充実
- ・市民の自主的な取組の支援
- ・女性リーダーの育成
- ・自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発
- ・女性の視点に立った防災計画・防災体制づくり地域防災計画や各種対応マニュアル等の整備
- ・災害復興時における男女共同参画の促進
- ・避難所等における女性スタッフの増員 ・市民への本プランの周知

<sup>1</sup> デートDVとは、結婚前の恋人間の暴力のこと。特に若い世代への啓発が必要とされている。

### 3 計画の基本目標と施策の展開

施策の体系図



### 主要施策

- ① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進
- ② 学校における男女平等の教育・啓発の推進
- ③ 地域における男女共同参画学習の促進

- ① ジェンダーにとらわれない意識の啓発
- ② 男女共同参画を阻害する制度の見直し
- ③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

- ① メディアにおける女性の人権の尊重
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及と啓発
- ③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策の推進
- ④ LGBTを含む性の多様性の尊重

- ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- ② 若年者に対する予防啓発
- ③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実

- ① 均等な雇用環境の整備
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③ 自営業における経営への男女共同参画の促進
- ④ 女性の就労のための支援

- ① 男女が共に参画する家庭づくり
- ② 男性の家事・育児・介護への支援

- ① 母子健康事業の推進
- ② 社会全体で支援する子育ての推進
- ③ 介護の支援

- ① 高齢者への支援
- ② 障がい者への支援
- ③ ひとり親家庭の支援

- ① 市政への男女共同参画の推進
- ② 地域活動の方針決定における男女共同参画の促進
- ③ 男女共同参画を促進する人材の養成・交流の促進

- ① 男女が共に参画する地域活動の推進
- ② 災害分野における女性の参画の拡大

- ① 国際交流の推進と外国人に対する支援
- ② 国際社会の情報収集・提供

- ① 総合的な推進体制の整備
- ② 市民・事業者・民間団体との連携
- ③ 計画の進行管理体制の整備



## 第4章 主要施策と具体的な取組



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり

### 基本課題1

### 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進

意識・実態調査において、男女共同参画社会の実現のために市が力を入れるべきこととして「学校教育における男女平等教育の充実」と答えた人の割合は、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」に次いで高く、38.8%です。平成22(2010)年度に実施した前回調査より8.6ポイント上がりました（※第2章2(2)-⑩）。

男女共同参画社会の実現に立ちはだかる固定化した社会通念、慣行、偏った意識等は、環境要因がとても大きく、長年の積み重ねの中で形成されていきます。家庭、学校、地域と個人を取り巻くあらゆる環境において男女共同参画の意識啓発を行うことが必要です。

男女平等意識が浸透した社会を実現し、人々がジェンダーにとらわれない多様で自由な生き方を選択できるようにするためには、とりわけ子どもの頃からの教育や啓発が重要です。そのためには、まず教育に携わる者の意識や価値観が男女共同参画に基づいたものでなければならず、その果たすべき役割はとても重要です。



主	要
施	策

- 1-① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進
- 1-② 学校における男女平等の教育・啓発の推進
- 1-③ 地域における男女共同参画学習の促進

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
「男女共同参画が実現されていると思う」とする女性の割合	44.9%	50%以上	「まちづくり市民アンケート」による



主要施策 1-① 家庭における男女平等の教育・啓発の推進

具体的な取組	担当課	区分
○家庭における男女共同参画意識づくりの啓発 あらゆる機会や媒体を通じて、乳幼児期からの個性を尊重した子育てなど、男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について市民意識の啓発に努める。	やさしさ支援課 子育て支援課 生涯学習課	継続 ★重点
○父母等を対象とした学級・講座等の充実 性別による固定的役割分担意識にとらわれない子どもを育成するために、父母、祖父母等を対象とした家庭教育学級・講座等の充実に努める。	やさしさ支援課 生涯学習課	継続

主要施策 1-② 学校における男女平等の教育・啓発の推進

具体的な取組	担当課	区分
○人権尊重教育の推進 各学校の実態に応じた年間指導計画等の作成、教材教具の開発研究等、男女の平等、相互理解・協力などについて指導の充実を図る。	学校支援課	継続
○男女共同参画意識を育む教育環境づくり 男女共通履修や教育相談の充実、管理職、教職員等に対する研修などを推進する。	学校支援課	継続 ★重点
○多様な生き方を可能にする進路指導及びキャリア教育の充実 男女共同参画の視点に立った学校行事の実施、社会体験チャレンジ事業の推進、ジェンダーにとらわれない視点に立った指導の導入など、性別にとらわれず、能力や適性で進路を選択するよう指導に努める。	学校支援課	継続 ★重点
○ジェンダーにとらわれない教育の検討 ジェンダーにとらわれない教育の先進事例調査の実施など、取組に向けて検討する。	学校支援課	継続
○家庭・地域との連携 保護者会・PTA活動等の地域活動が男女共同参画の視点に立ったものになるよう努める。	生涯学習課 学校支援課	継続

## 第4章 主要施策と具体的な取組

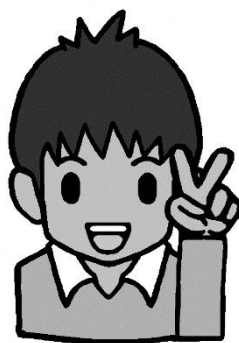
【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進するための意識づくり

### 主要施策 1-③ 地域における男女共同参画学習の促進

具体的な取組	担当課	区分
○男女共同参画に関する学習機会の提供 男女格差の解消のための学習・講座等の開設、男女共同参画の意識を高める学習プログラムの開発、ミニ講座の実施など、男女共同参画に関する学習機会を提供する。	やさしさ支援課 生涯学習課	継続
○男女共同参画に配慮した各種講座等の企画・開設 社会教育関係者の意識啓発に努め、各種講座等の企画・開設にあたっては男女共同参画への影響について配慮する。	やさしさ支援課 生涯学習課	継続
○男女共同参画に関する学習環境の整備 市内3図書館に男女共同参画社会に関する図書コーナーの設置、生涯学習情報のネットワーク化など、学習環境を整備する。	生涯学習課	継続

#### ●あなたに期待します●

- ☆「男の子だから」「女の子だから」をやめて、「男の子も、女の子も」の意識で子どもに接しましょう。
- ☆性別にとらわれない進路やキャリアの選択をしましょう。
- ☆男女共同参画・人権に関わる各種講座などへ積極的に参加しましょう。
- ☆男女共同参画社会とは何か、法律や条例も含め家庭や職場で話題にしましょう。



基本課題2

男女共同参画への意識改革と実践

意識・実態調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない割合は66.0%です。男女別にみると、女性の割合（68.2%）が男性の割合（63.1%）より5ポイント高くなっています。平成22(2010)年度に実施した前回調査と比べると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない割合は約30ポイント上がっており、この8年間で大きな進化があったことがわかります（※第2章2(2)-②）。固定的な性別役割分担意識をさらに軽減するために、本計画では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない割合の数値目標を、前回の数値目標50%よりさらに引き上げて80%に設定をしています。

また、「男女ともにあらゆる分野に参加するために必要なこと」の8項目のうち1つを選択して重要度を尋ねたところ、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」を選択した割合が最も高く、「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が続いています（※第2章2(2)-⑤）。

固定的な性別役割分担意識によって、夫ひとりで家族を養うプレッシャー、妻ひとりで家事育児を担うプレッシャー等が生じるとも言われています。一人ひとりが固定概念にとらわれずに自由な生き方を選択し、いきいきと個々の役割を担いながら互いに協力し合えるような、さらなる男女共同参画意識の啓発が必要です。

本市では、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面での男女共同参画意識の浸透をめざし、これまでも啓発事業などを通じて男女平等意識・男女共同参画意識の醸成に取り組んできました。今後も広報紙や市ホームページなどを活用した周知活動を充実し、家庭・地域・職場・学校などでの啓発活動を実施するなど、市民各層の意識づけとなる取組を推進します。また、男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直しに向けて、広く関係機関と連携し、市民・地域団体を支援していきます。



主	要
施	策

- 2-① ジェンダーにとらわれない意識の啓発
- 2-② 男女共同参画を阻害する制度の見直し
- 2-③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
「男は仕事、女は家庭」について「同感しない」とする人の割合	66.0%	80%以上	「意識・実態調査」による

#### 第4章 主要施策と具体的な取組

##### 【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進するための意識づくり

### 主要施策 2-① ジェンダーにとらわれない意識の啓発

具体的な取組	担当課	区分
<p>○講演会・セミナー等の開催</p> <p>時代にあったテーマの設定、若年層や男性の参加の促進など、現在実施している講演会、セミナーの発展的な継続を図る。</p>	やさしさ支援課	継続
<p>○男女共同参画意識の啓発</p> <p>男女共同参画社会基本法の周知、内閣府が提唱する「男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）」を埼玉県男女共同参画推進センターと協働してPRする。</p>	やさしさ支援課	継続
<p>○男女共同参画情報収集・提供体制の充実</p> <p>国内外や県及び市町村を中心とした情報収集に努めるとともに、広報「かがやき」、市ホームページの活用、情報誌の発行、啓発資料の作成など、多様な手段を利用した情報提供体制を充実する。</p>	秘書課 やさしさ支援課	継続
<p>○市職員の男女共同参画意識の醸成</p> <p>職員研修時に男女共同参画に関する講座を行い、意識の醸成を図る。</p>	職員課 やさしさ支援課	継続

### 主要施策 2-② 男女共同参画を阻害する制度の見直し

具体的な取組	担当課	区分
<p>○男女の活動の選択に中立でない制度についての問題提起と啓発の推進</p> <p>男女共同参画の視点に立って社会制度を見直し、男女の一方の性に偏った制度について、多様な団体との連携により広報・啓発活動を推進する。</p>	総合政策課 やさしさ支援課 商工観光課	継続
<p>○各種事業を男女共同参画の視点で見直し</p> <p>男女共同参画についての市職員研修の実施、男女別統計の作成など、男女共同参画実態の正確な把握に努めるとともに、事業ごとに参加者アンケート等を行い、その評価や効果などの把握に努める。また、男女共同参画の視点で市主催（協賛）事業の見直しを行う。</p>	全課	継続

主要施策 2-③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

具体的な取組	担当課	区分
○男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発の推進 無意識に行われている男性中心の偏った性差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進する。	やさしさ支援課	継続
○地域の慣行・しきたりの見直しに係る支援 地域に残る固定的性別役割分担意識、女性蔑視に基づく慣行・しきたりについて、市民・地域団体による見直しの取組を支援する。	やさしさ支援課	継続
○職場における慣行の見直し 市が率先して、職員の仕事の分担、昇進などの慣行の見直しを行うとともに、関係機関と連携しながら、職場における男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発を行う。	職員課 全課	継続

●あなたに期待します●

- ☆「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識をなくしていきましょう。
- ☆男女共同参画に関する情報に関心を持つとともに、講演会等へ積極的に参加・参画するなど、男女共同参画についての理解を高めましょう。
- ☆男女共同参画をテーマとした講演会・セミナーなどに積極的に参加・参画しましょう。
- ☆男女共同参画の視点から、地域・職場で固定的な性別役割分担を見直し、できるところから変えていきましょう。
- ☆地域の慣習・しきたりなどを、あなた自身の目で男女平等の視点に立って見直し、できるところから改善していきましょう。

**基本課題3**

**男女の人権の尊重**

男女共同参画社会の実現とは、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利を尊重し合い、その人らしく生きていくことができる社会をめざすことです。そのためには、男女それぞれの特性をお互いに理解し合い、思いやりをもって、支え合い生きていくことが必要です。

意識・実態調査において、「男女ともにあらゆる分野に参加するために必要なこと」の8項目のうち1つを選択してもらったところ、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」を選択した割合が最も高くなっています（※第2章2（2）-⑤）。

全ての人の人権を互いに尊重できる社会を形成していくためには、メディア等による表現の暴力や不適切な表現をなくしていくこと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の視点に立った総合的な健康支援を図ること、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント<sup>1</sup>等人権侵害への対応や防止対策等が必要です。また、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現のためには、固定概念にとらわれずに多様性を受け入れることが重要であり、社会全体として多様な性のあり方についての理解を深める必要があります。

わかりやすい言葉を用いて、誰にでも理解しやすい表現の工夫を行い、講演会や講習会に多くの人に参加できるように開催日時や場所の工夫をしていきます。また、醸成されてきた意識や知識をもとに、日常生活における行動につながるような取組も求められています。



主	要
施	策

- 3-① メディアにおける女性の人権の尊重
- 3-② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及と啓発
- 3-③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策の推進
- 3-④ LGBTを含む性の多様性の尊重

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康/権利の理念）の認知度	12.6%	50%以上	「意識・実態調査」による
性的マイノリティ（LGBT等）の認知度	79.0%	85%以上	「意識・実態調査」による

<sup>1</sup> パワー・ハラスメントとは、職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけること。

主要施策 3-① メディアにおける女性の人権の尊重

具体的な取組	担当課	区分
○男女共同参画の視点からの表現の啓発 男女の人権を尊重した表現についての取組をメディアに関連する企業・団体等へ啓発する。	秘書課 やさしさ支援課 全課	継続
○市の広報活動における表現の徹底 市の広報活動、刊行物において男女共同参画の視点に立った表現を徹底するために広報担当者・記事作成者の研修を充実するとともに、広報原案を男女共同参画担当課がチェックする体制づくりを検討する。	秘書課 やさしさ支援課 全課	継続
○男女共同参画の視点からの広報ガイドラインの作成 本市独自の広報ガイドラインを作成し、庁内をはじめ、市政広報を委託しているメディア等でも活用を図る。地域団体へも活用を呼びかける。	秘書課 やさしさ支援課 全課	継続
○情報活用能力の向上支援 女性の人権を侵害する情報について市民意識の啓発を図るとともに、学習会を開催するなどメディアの情報を主体的に活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図る。	秘書課 やさしさ支援課 全課	継続
○不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護 性・暴力表現を扱ったメディアから青少年を保護するとともに、これらに接することを望まない者が公共の場で不快な環境にさらされない方策を推進する。	やさしさ支援課	継続

主要施策 3-② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及と啓発

具体的な取組	担当課	区分
○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及・浸透 個人、特に女性が、性のありかたや妊娠・出産について自己決定する権利をもつ主体であるという考え方の普及・浸透を図る。	やさしさ支援課 子育て支援課	継続
○性に関する教育・学習機会の充実 学校における性教育を充実するとともに、HIV（エイズ）、性感染症に関する情報や学習機会の提供などに努める。	学校支援課	継続
○生涯を通じた健康保持対策の推進 ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、自主的な健康づくり活動などを促進する。	やさしさ支援課 健康づくり課	継続

## 第4章 主要施策と具体的な取組

### 【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進するための意識づくり

<p><b>○働く人の健康づくり</b></p> <p>働く人の健康保持・増進を目的に、資料等を配布・広報し、自己管理の参考となる情報を発信する。また、職場におけるさまざまな悩みに対して相談できる体制を確立するとともに、メンタルヘルスの講演を実施する。</p>	<p>職員課 健康づくり課 商工観光課</p>	<p>継続</p>
<p><b>○思春期対策の充実</b></p> <p>児童・生徒の心身の健康な発達のために、学校医、学校養護教諭等で構成された学校保健委員会と連携し、思春期対策の充実を図る。</p>	<p>やさしさ支援課 健康づくり課 学校支援課</p>	<p>継続</p>

### 主要施策 3-③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策の推進

具体的な取組	担当課	区分
<p><b>○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に向けた取組</b></p> <p>職場や学校などにおいて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのないまちづくりに努めるとともに、防止に向けた啓発活動や情報提供に取り組む。</p>	<p>職員課</p>	<p>継続</p>
<p><b>○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談体制の充実</b></p> <p>被害者からの相談に的確に対応するため、相談窓口を設置するとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含め男女共同参画に関わる人権侵害に関する苦情等の申出があった場合には、専門機関に報告し対応する。</p>	<p>職員課</p>	<p>継続</p>

### 主要施策 3-④ LGBTを含む性の多様性の尊重

具体的な取組	担当課	区分
<p><b>○LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発</b></p> <p>LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発活動を行う。</p>	<p>やさしさ支援課</p>	<p>新規 ★重点</p>
<p><b>○性の多様性に関する相談体制の充実</b></p> <p>相談窓口で性的指向や性自認などについての悩みを相談できることについて周知するとともに、対応する相談員の理解を深め、当事者やその家族が安心して相談できる体制の充実を図る。</p>	<p>やさしさ支援課</p>	<p>新規</p>



<p>○性的マイノリティへの市職員の理解促進</p> <p>研修等を通じて市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。</p>	<p>職員課 やさしさ支援課</p>	<p>新規</p>
<p>○性的マイノリティへの教職員及び保護者の理解促進と児童生徒への配慮</p> <p>研修等を通じて教職員及び保護者の性的マイノリティに対する理解促進を図り、児童生徒への配慮や職場環境の向上に取り組む。</p>	<p>学校支援課</p>	<p>新規</p>

●あなたに期待します●

- ☆市の広報ガイドラインなどを参考にしながら、男女の人権を侵害する、または固定的な性別役割分担意識を助長するメディア表現を判別・批判できる力を養いましょう。
- ☆地域における有害情報等の環境浄化活動に協力しましょう。
- ☆男女共同参画社会は、男女が互いに思いやりを持って生きていく社会です。女性と男性が共にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)について正しく理解し、生涯を通じた心とからだの健康づくりを進めましょう。
- ☆健康診査を積極的に受けて、自身の健康の維持・増進に努めましょう。
- ☆セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、個人的関係の範囲では解決できない場合があります。職場の相談窓口、市や関係機関の窓口を積極的に利用して解決をめざしましょう。
- ☆性の多様性を理解し、受け入れていきましょう。



基本課題4

配偶者等からの暴力の根絶

【DV防止及び被害者支援に関する基本計画】

配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス；DV）とは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力です。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、暴言や脅迫等の心理的圧迫、性行為の強要等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的圧迫も含まれます。

以上4つについて、意識・実態調査において配偶者からの暴力行為の有無を尋ねたところ、身体的暴力を受けた人（「何度もあった」及び「1、2度あった」）の割合が最も高く10.9%です。一方で、これらの行為について、必ずしも暴力にあたると思わない（「暴力の場合とそうでない場合がある」及び「暴力にあたると思わない」）と回答している人が見受けられます。

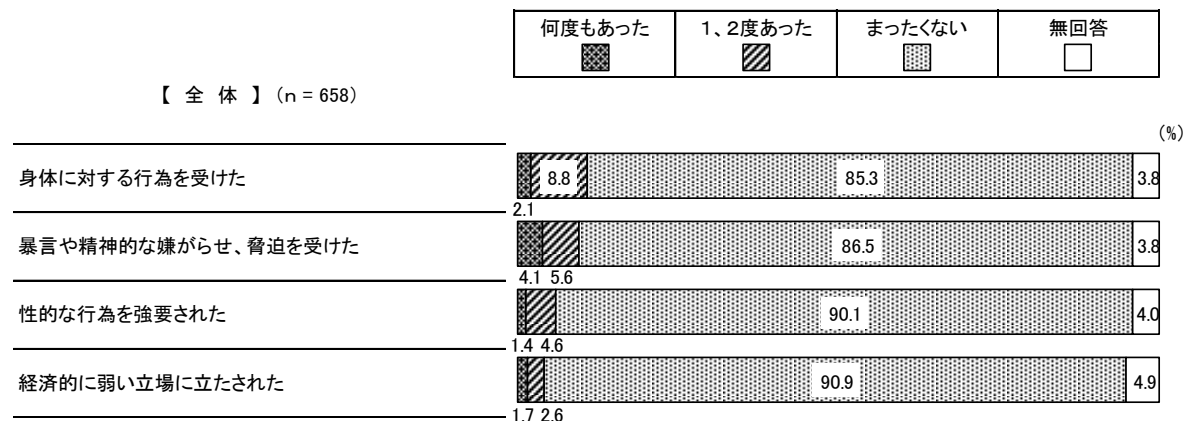
こうした男女間のあらゆる暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、その対象、性別、間柄、公的、私的領域を問わず決して許されるべきことではありません。特に家庭等の私的な生活の場で起こる暴力については、被害者がなかなか声を上げにくく、他の人に見つかりにくい側面があります。そのため、暴力の深刻化や長期に渡り繰り返し行われることもあり、被害者に恐怖や不安等のダメージを与えてしまうことも多く、深刻な問題です。

各都道府県及び各市町村は、国の指針に基づきDV防止対策に向けた基本計画を策定することが求められています。基本課題4は、「DV防止及び被害者支援に関する基本計画」としての位置づけになります。

本市では、女性相談、人権相談、DV相談合わせて年間約100件の相談を受けています。近年ではDV相談件数は年間30～40件挙がっています（※第2章1（2-4）①）。

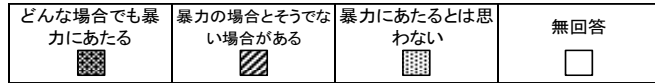
男女間のあらゆる暴力の根絶をめざすためには、性や人権に関する啓発を推進するとともに、幼い頃からの一貫した人権教育を推進することが必要であり、特に若年者への予防啓発は重要です。また、被害者の立場に立った相談体制・支援体制の充実を図り、切れ目のない支援、関係機関等の連携、安全の確保への配慮が求められています。

Q. あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のような行為をされたことがありますか？

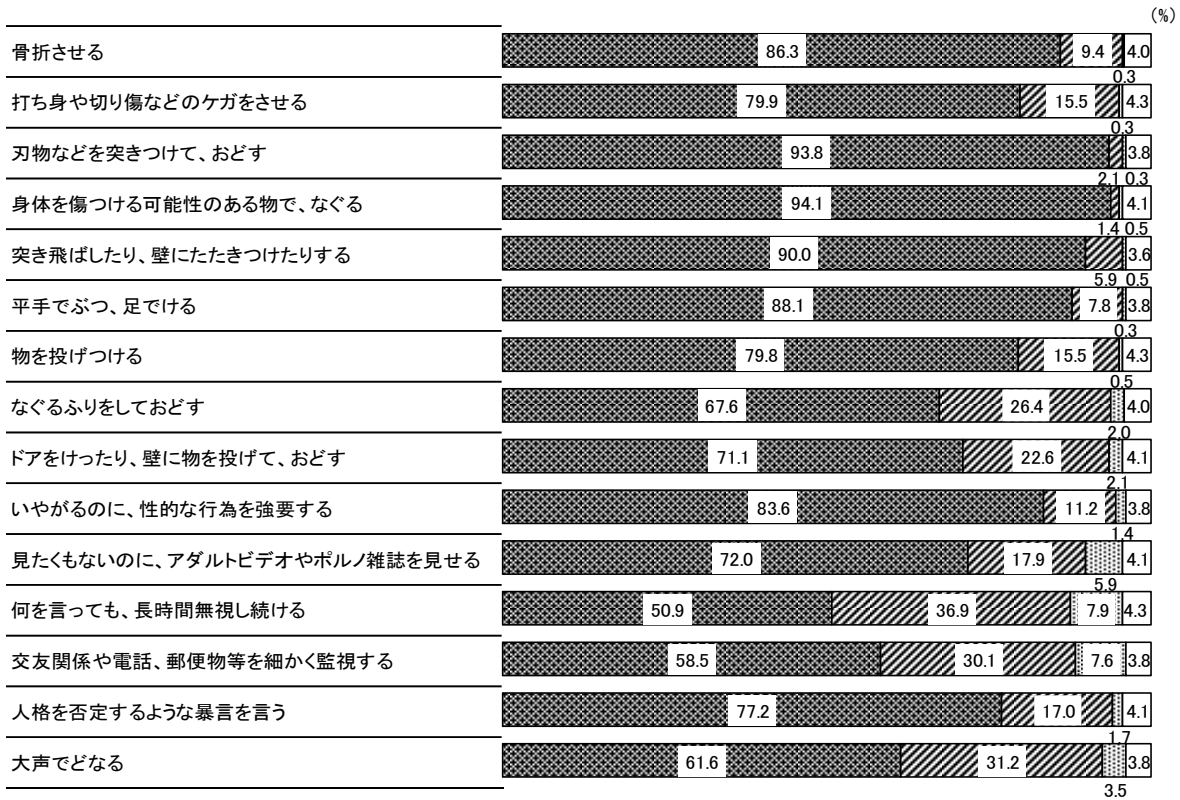


【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進するための意識づくり

Q. あなたは次のようなことが夫婦（事実婚や別居中も含む）の間で行われた場合、それを暴力であると思いますか？



【全体】(n = 658)



資料：意識・実態調査（令和元(2019)年）



主	要
施	策

- 4-① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- 4-② 若年者に対する予防啓発
- 4-③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
配偶者からの暴力を受けた経験が「全くない」とする人の割合	身体的行為 85.3%	全て90.0% 以上	「意識・実態調査」による
	暴言、精神的嫌がらせ、脅迫等 86.5%		
	性的な行為の強要 90.1%		
	経済的な圧迫 90.9%		

## 第4章 主要施策と具体的な取組

【基本目標Ⅰ】男女共同参画を推進するための意識づくり

### 主要施策 4-① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

具体的な取組	担当課	区分
<p>○暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発</p> <p>配偶者からの暴力（「デートDV」を含む。）やストーカー行為などの暴力を容認しないという社会的認識の醸成や暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進する。</p>	<p>やさしさ支援課 学校支援課</p>	<p>継続 ★重点</p>
<p>○DV防止に関する啓発・研修の充実</p> <p>地域や学校において、人権や男女平等意識を育み、また、DV被害の実態、被害者への支援について理解を深めるため、各種広報活動や研修講座を開催する。</p>	<p>やさしさ支援課 学校支援課</p>	<p>継続 ★重点</p>

### 主要施策 4-② 若年者に対する予防啓発

具体的な取組	担当課	区分
<p>○デートDV防止に向けた啓発活動の推進</p> <p>デートDVを予防するため、学校と連携しながら若い世代のデートDV防止に向けた予防教育を実施する。</p>	<p>やさしさ支援課 学校支援課</p>	<p>継続 ★重点</p>

### 主要施策 4-③ 被害者のための相談体制・支援体制の充実

具体的な取組	担当課	区分
<p>○相談しやすい体制づくり</p> <p>女性への暴力について地域の理解を促進するとともに、女性心理カウンセラーによる女性相談の充実、DV相談ナビや女性の人権ホットライン（専用相談窓口）の周知に努める。また、行政相談等で施策に関する相談や苦情処理を行い、相談体制の充実を図る。</p>	<p>やさしさ支援課</p>	<p>継続</p>
<p>○被害者への支援に向けた庁内外の関係機関との連携</p> <p>あらゆる暴力被害が潜在化しないよう、庁内に設置したDV・ストーカー等支援措置対象者取扱連絡会、鴻巣市要援護高齢者等支援ネットワーク及び鴻巣市要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。また、埼玉県配偶者暴力相談支援センター、民間被害者支援団体、警察署等との緊密な連携・協力をを行い、被害者のニーズに対応した支援活動に努める。</p>	<p>やさしさ支援課 子育て支援課 福祉課</p>	<p>継続</p>

●あなたに期待します●

☆性犯罪に対する社会的な偏見を改め、被害女性が泣き寝入りすることがない社会をつくりましょう。

☆身体的暴力だけが暴力ではありません。身内や身近な人への思いやりを大切にしましょう。

☆家庭内暴力は、家庭内や個人的関係の範囲では解決できない場合があります。市や関係機関の相談窓口の利用など、社会的な問題として解決をめざしましょう。



## 基本目標Ⅱ 職場・家庭における男女共同参画の推進体制づくり

### 基本課題5

### 働く場における男女共同参画の推進

#### 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】（職場編）

男女を問わず、仕事を持つことは人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとっても、極めて重要な意味を持っています。

国においても「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法制面の整備が進められてきましたが、まだまだ働く場において十分に女性の力が発揮できているとは言えない状況です。そのため国では、「すべての女性が輝く社会づくり」をめざし「女性活躍推進法」が制定されました。さらに令和元(2019)年の法改正により、国・地方公共団体、301人以上の大企業に対し、

- ・自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ・その課題を解決するのにふさわしい数値目標取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- ・自社の女性の活躍に関する情報の公表

が義務づけられました。基本課題5は、それらを踏まえた「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」（職場編）の位置づけとなります。

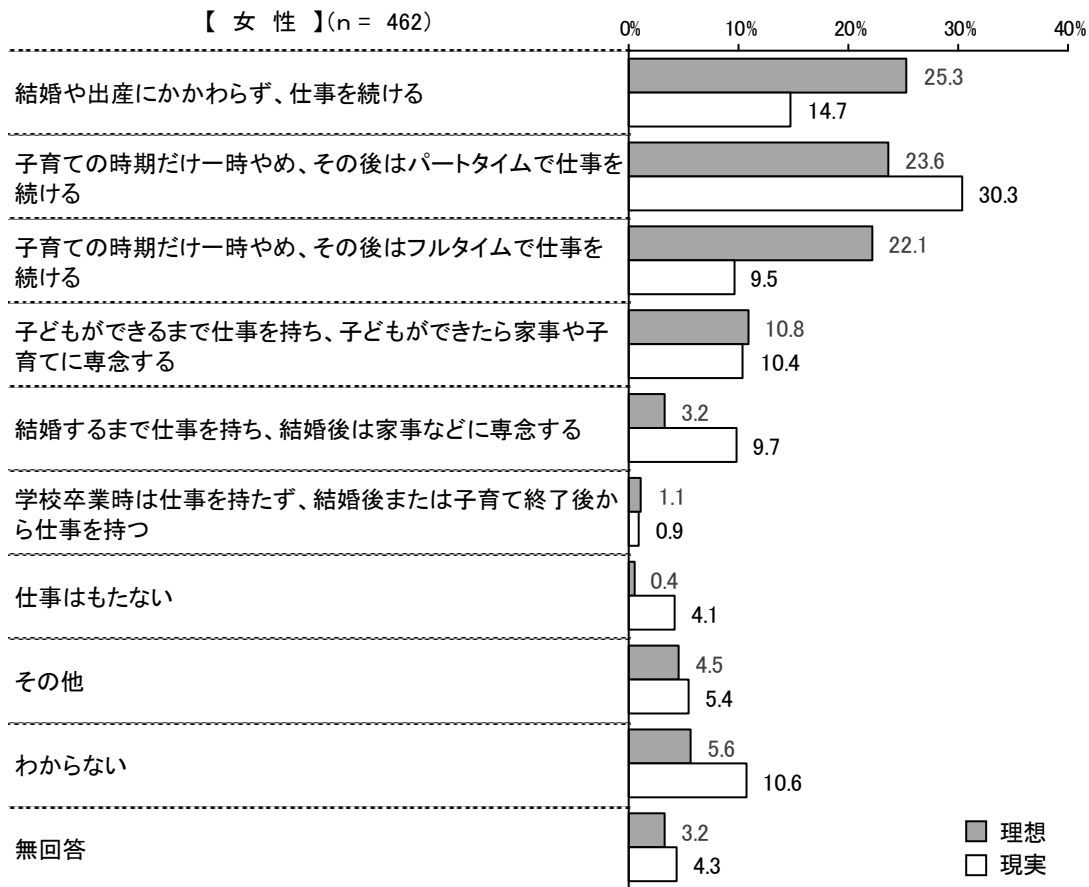
意識・実態調査において、「女性の働き方」について理想と現実について尋ねたところ、女性の回答の「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」ことが理想と現実のギャップが10.6ポイントです。また、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」ことの理想と現実のギャップは12.6ポイントです。女性が働き続しやすい職場づくりや再就職支援等が求められています。

また、意識・実態調査において、「男女が仕事と家庭を両立するための条件」として、職場環境の改善（「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること」）が必要とされています。（※第2章2（2）④）。「働き方改革」の推進等、ワーク・ライフ・バランスが保てるような適正な雇用管理や労働条件の下で、男女が個性と能力を十分発揮し、意欲を持って働くことのできる環境づくりが求められており、それを推進するための取組が必要です。

本市の女性労働力率は上昇していますが、その就業形態をみると、男性と比較して派遣・パートの割合が圧倒的に高く、正規の職員・従業員、役員の割合が低くなっています。また、自営業においても、家族従業者の割合が高く、自営業主の割合は低くなっています（※第2章1（2-2）④）。

農業や商工業などの自営業の分野においても、女性の経営参画などにより能力を発揮することができるよう支援を行います。また、引き続き出産等で離職した女性の再就職支援を行うとともに、新たに女性の就業・起業の支援として、相談体制・情報提供等を充実・推進していきます。

Q.女性の働き方について、理想はどうあるべきだと思いますか？また、現実はどうですか？



主	要
施	策

- 5-① 均等な雇用環境の整備
- 5-② ワーク・ライフ・バランスの推進
- 5-③ 自営業における経営への男女共同参画の促進
- 5-④ 女性の就労のための支援

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の認知度	48.6%	60%以上	「意識・実態調査」による

**主要施策 5-① 均等な雇用環境の整備**

具体的な取組	担当課	区分
<p>○労働基準法等の周知・遵守の促進</p> <p>あらゆる機会を通じて、市民、労働者、事業所・各種経済団体に対し、改正男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨や内容の周知に努めるとともに、雇用主へ遵守を呼びかける。</p>	商工観光課	継続
<p>○企業における積極的な格差改善の促進</p> <p>男女共同参画を進める事業所の表彰制度の周知、実践例の情報提供と普及に努めるなど、企業における積極的な男女格差の改善を促進する。</p>	やさしさ支援課 商工観光課	継続
<p>○女性が働きやすい就業環境の整備</p> <p>職場における性別による固定的な役割分担の慣習の是正、埼玉県子育て応援宣言企業登録制度など、育児・介護休業制度の普及、労働者の健康づくり、母性保護及び母性管理の充実など、関係機関と連携しながら支援、情報提供を行う。</p>	やさしさ支援課 商工観光課	継続
<p>○相談・情報提供体制の整備</p> <p>均等な雇用に関わる問題への対応として労働相談窓口を充実するとともに、周知・活用に努める。</p>	やさしさ支援課 商工観光課	継続
<p>○男女共同参画のモデル職場づくり</p> <p>市職員の採用、配置、研修、登用などにおける男女平等化を推進し、男女共同参画のモデル職場をめざす。</p>	職員課	継続

**主要施策 5-② ワーク・ライフ・バランスの推進**

具体的な取組	担当課	区分
<p>○ワーク・ライフ・バランスの啓発</p> <p>関係団体に対するワーク・ライフ・バランスの啓発を推進する。</p>	やさしさ支援課 商工観光課	継続
<p>○労働時間短縮・有給休暇取得の啓発・普及促進</p> <p>関係団体に対する労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発を推進する。</p>	商工観光課	継続

**主要施策 5-③ 自営業における経営への男女共同参画の促進**

具体的な取組	担当課	区分
<p>○女性の経済的・社会的地位向上</p> <p>女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境の整備を図る。また、女性の経営参画に関わる知識の普及を推進する。</p>	商工観光課	継続



○農業女性の経営参画 関係機関と連携しながら、「家族経営協定」締結の促進、技術習得や生産から販売までに関する法人化などを促進する。	農政課	継続
○商工会活動への男女共同参画の促進 ひな人形と花を活かしたまちづくり、商店街の活性化などの取組にあたって、女性の視点を生かすなど、商工会活動への男女共同参画を促進する。	商工観光課	継続

主要施策 5-④ 女性の就労のための支援

具体的な取組	担当課	区分
○職業能力の開発機会の提供 職業能力向上のために必要な情報や手法の提供、セミナーやキャリアカウンセリングの実施を検討するなど、研修を受ける機会を拡充する。	やさしさ支援課 商工観光課	継続
○就業・起業支援 ジョブサポートこうのすによる職業相談、職業紹介を行う。起業を希望する者に対し、セミナーの開催や資金、経営、能力開発などに関する情報提供を行う。	商工観光課	新規
○女性の再就職の支援 出産等により離職し、再就職を希望する女性に対して、就職に関わる情報の提供、相談体制の充実を図る。	やさしさ支援課 商工観光課	継続
○多様な就業形態における就労環境の改善 市民、労働者、企業等に対して、パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態に関わる各種事業の情報提供を行う。	やさしさ支援課 商工観光課	継続

●あなたに期待します●

- ☆市の広報、ホームページなどを活用して、改正男女雇用機会均等法・労働基準法等の労働関連法についての理解を深めましょう。
- ☆企業等で、女性の職域の拡大、管理職への登用などに向けた研修会を行うなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を進めましょう。
- ☆結婚・出産などで退職する慣行などがある場合は見直しをしましょう。
- ☆研修・講座等を活用し、女性の技術力・経営力の向上を図り、女性も経営に積極的に参加・参画しましょう。
- ☆働く女性が交流し、情報交換などの活動を通して相互に支え合う、働く女性のネットワークづくりに参画・参加しましょう。

基本課題6

家庭生活における男女共同参画の推進

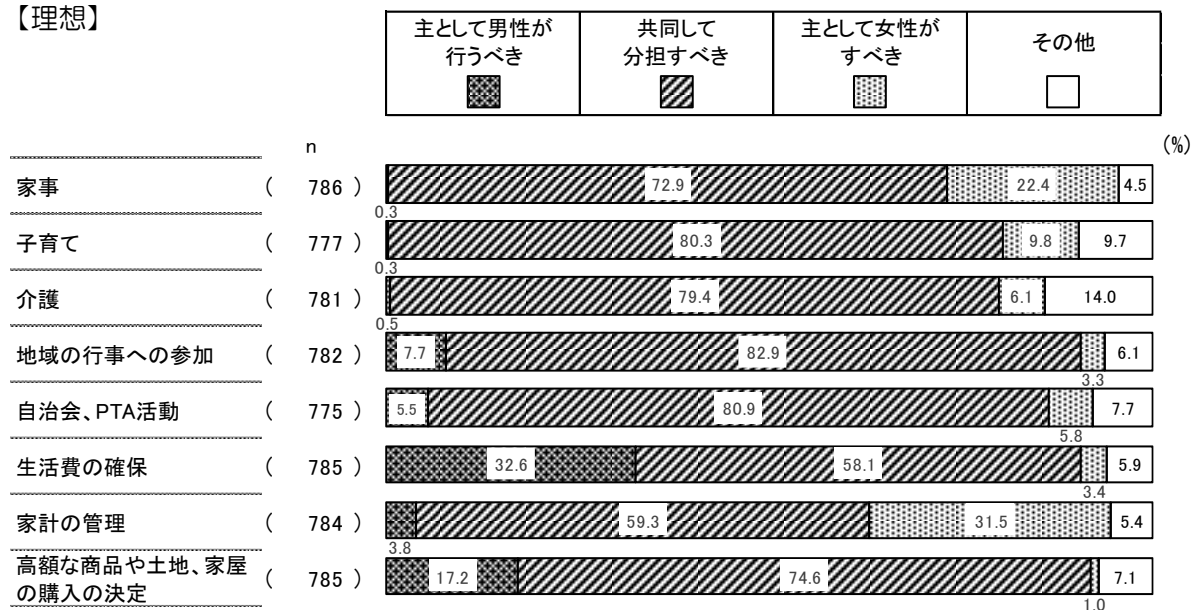
少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画社会の基盤として、また、対等なパートナーとしてともに責任を果たすことが求められます。女性のあらゆる分野への社会参画を推進していくためには、家庭を大切にする考え方の重要性を一人ひとりが認識し、男性も家事や育児などの責任を積極的に共有していくことが必要であり、地域社会としてもそれを支える環境の整備に一層取り組んでいくことが必要です。

意識・実態調査において、家庭における分担について理想と現実を別々に尋ねたところ、理想的には、家事、子育て、介護、地域の行事への参加、自治会・PTA活動、高額な商品や土地・家屋の購入の決定について、7割以上が「共同して分担すべき」という回答が得られています。一方で、家計の管理や家事については、「主に女性がすべき」という回答が2~3割、生活費の確保については、「主として男性が行うべき」という回答が3割以上あります。現実的には、家事、子育て、介護、家計の管理は「主として女性が行っている」が高い割合であり、理想とのギャップが大きくなっています。

また、意識・実態調査の「男女が仕事と家庭を両立するために必要な条件」においては、特に「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」、「男性が家事や育児を行う能力を高めること」が必要であるとする割合について、男女間のギャップが高い結果が出ています（※第2章2（2）④）。家庭生活を営む上での男性の意識改革や家事・育児・介護への参加促進に向けた学習・啓発の機会が必要とされています。

Q. あなたのご家庭では、下記の項目について、主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか？

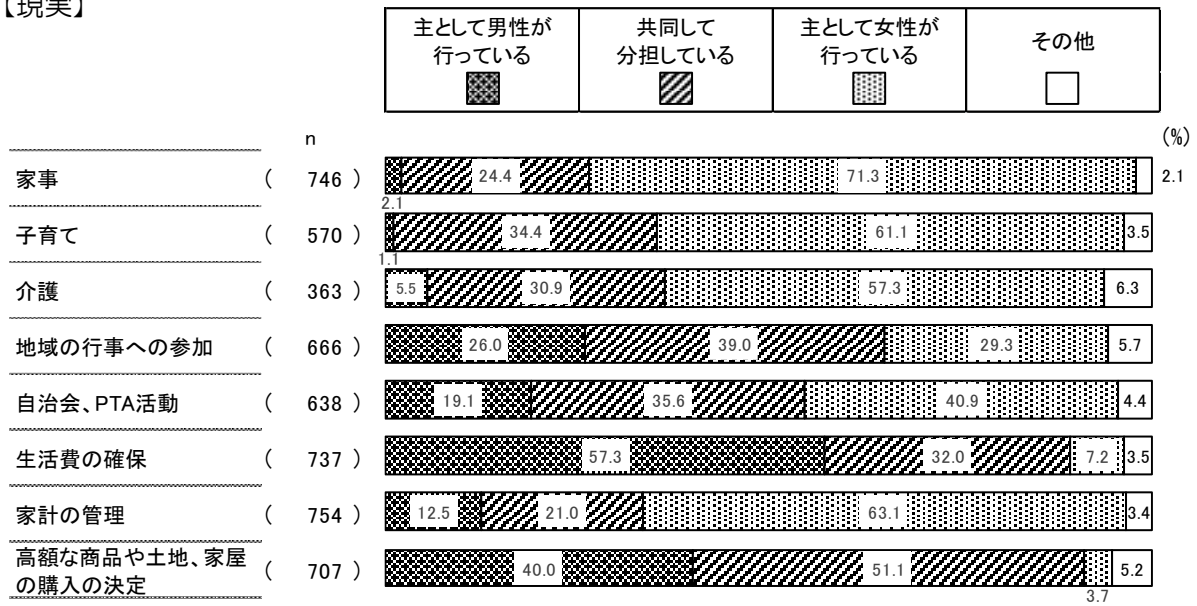
【理想】



資料：意識・実態調査（令和元(2019)年）

Q. あなたのご家庭では、下記の項目について、主に男性、女性のどちらが担当されていますか？

【現実】



資料：意識・実態調査（令和元(2019)年）



主	要
施	策

- 6-① 男女が共に参画する家庭づくり
- 6-② 男性の家事・育児・介護への支援

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
家事の共同分担について理想と現実のギャップ	48.5 ポイント	35ポイント 以下	「意識・実態調査」による
子育ての共同分担について理想と現実のギャップ	45.9 ポイント	35ポイント 以下	「意識・実態調査」による
介護の共同分担について理想と現実のギャップ	48.5 ポイント	35ポイント 以下	「意識・実態調査」による

**主要施策 6-① 男女が共に参画する家庭づくり**

具体的な取組	担当課	区分
○男性の家族的責任について、市民、地域・職場の意識啓発の推進 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」 (ILO 第156号条約)の周知・普及を図るなど意識啓発を推進する。	やさしさ支援課 商工観光課	継続
○学校教育を通じた指導の充実 小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」における実践的・体験的な学習 を通して、男女が協力する家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義な どの指導を充実する。	学校支援課	継続
○家庭について男性の学習機会の充実 父親向け啓発資料の配布、パパ・ママクラスへ父親の参加促進、成人男性 を対象とした実践的な学習の場として講座の開催、男女が共に参加学習でき る事業の実施を図る。	子育て支援課 生涯学習課 学校支援課	継続
○家庭に男女が共に参画できる環境整備 育児休業・介護休業制度の普及定着、介護保険制度の充実を図るとともに、 在宅福祉サービス・施設サービスの充実を図る。	やさしさ支援課 障がい福祉課 介護保険課 商工観光課	継続

**主要施策 6-② 男性の家事・育児・介護への支援**

具体的な取組	担当課	区分
○男性に対する啓発の推進 男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性に対 する啓発活動を推進する。	やさしさ支援課	新規
○父親の子育ての促進 父親がイベントや行事、講座等を通して子どもとふれあうことで、子育て の喜びや楽しみを見出す機会の充実を図り、父親の子育てを促進する。	子育て支援課 保育課	新規
○育児・介護休業制度の周知 仕事と育児や介護を両立していくための支援制度などの情報提供を行う。	職員課 やさしさ支援課 こども応援課 介護保険課 商工観光課	継続

●あなたに期待します●

☆家族みんなで協力し、家庭の仕事を分担しましょう。

☆男性も積極的に家事スキル、育児スキルを学ぶ機会を利用しましょう。

☆勤労世帯や子育て世代も学習・文化活動に参加できるよう活動の日や時間など考えましょう。

## 基本課題7

## 子育てと介護の支援

核家族化の進行、ライフスタイルの多様化や仕事・結婚・子育てなどに対する考え方の変化に伴い、子育ての環境が変化しています。少子化の進行は、子ども自身の健やかな成長や将来の社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。本市の合計特殊出生率は、国や県よりもさらに低い値となっています（※第2章1（1-2）④）。

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に加え、少子化が進む中、小さな子どもに接する経験が少ないまま親となり、出産・子育てについての実際的な知識を学ぶことができなくなってきていることから、出産・子育ては、精神的にも身体的にも負担感の強いものになっていると思われます。健康診査、保健師・助産師等の指導など、妊娠・出産期における母親や乳幼児の健康を守る取組は重要です。また、出産・子育てへの不安や社会との関わりが少なくなることによる閉塞感などから生じるマタニティ・ブルーや産後うつ等、精神的な落ち込みが出る時期でもあるので、家族や周囲との関わりはとても大切です。

子育ては、個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えることなく、地域社会全体で支援し、心身ともに健やかな成長を支えることが、重要であると考えられます。次代を担う子どもたちの健やかな成長にとって、子どもを育てている親や家族だけではなく、子育て家庭をとりまく地域の人々すべてが、子どもを生み育てることに喜びや大きな価値を感じながら、保護者も子どもとともに育っていくことが何よりも重要です。

また、高齢化が年々進み、本市の65歳上の老年人口の割合も高くなってきています。平成27(2015)年は26.3%であり、10年前より約10ポイント高くなってきています（※第2章1（1-2）②）。親等の介護により余儀なく離職に至るケースもあり、親子で経済的な破綻に陥ることがないように社会的な仕組みとしての介護支援が必要です。また、介護についても共同分担が望ましいという理想に対して、現実的には女性が担い手の中心となっている割合が高く、問題を一人で抱え込まないように介護者に寄り添う相談・支援体制が必要です。



主	要
施	策

- 7-① 母子健康事業の推進
- 7-② 社会全体で支援する子育ての推進
- 7-③ 介護の支援

**主要施策 7-① 母子健康事業の推進**

具体的な取組	担当課	区分
<p>○妊娠・出産期における女性の健康支援</p> <p>母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、パパ・ママクラスの開催など、妊娠・出産期における女性の健康を促進する。また、妊娠した女性に配慮する職場づくりを啓発する。</p>	子育て支援課	継続
<p>○乳幼児の健康支援</p> <p>乳幼児健康診査、離乳食教室等の育児学級の充実を図る。父親の参加促進、働く母親への配慮を検討する。</p>	子育て支援課	継続

**主要施策 7-② 社会全体で支援する子育ての推進**

具体的な取組	担当課	区分
<p>○「子育ての社会化」へ意識改革の促進</p> <p>少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法等の周知により、全ての子育て家庭や若い世代へ社会的な支援の必要性について、市民、労働者、事業主等の意識改革を促進する。</p>	職員課 こども応援課	継続
<p>○次世代育成支援行動計画の推進</p> <p>これまでの“子育てと仕事の両立支援”に加えて男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援などについて、目標の設定などを行い、積極的に次世代の育成を図る。</p>	こども応援課 商工観光課	継続
<p>○事業主行動計画との連携</p> <p>事業主行動計画の策定を支援するとともに事業主や市民を対象としたセミナーの開催、関連法制度等の広報、啓発、情報提供など、連携した取組を進める。</p>	商工観光課	継続
<p>○地域子育て支援ネットワークの充実</p> <p>ファミリー・サポート・センターの充実、子育て経験者による子育てサポーターや子育ての当事者である親などによって構成する「子育てネットワーク」の運営を支援する。</p>	こども応援課 子育て支援課	継続

主要施策 7-③ 介護の支援

具体的な取組	担当課	区分
○介護者のための相談・支援 介護保険制度を通して、介護者の介護に関する相談に対応し、介護者の負担を軽減する。	介護保険課	新規

●あなたに期待します●

- ☆市が行う介護・保健・医療・福祉サービスを活用しましょう。
- ☆子育てサービスや介護サービスなどの社会的な支援制度を理解し、活用しましょう。
- ☆男女共に、育児・介護休業制度を活用しましょう。
- ☆次世代を社会が育てるという意識を持ちましょう。
- ☆地域で一人ひとりができること、子育て家庭や介護家庭にやさしい視線とあたたかな手をさしのべましょう。



**基本課題8**

**困難を抱える方（貧困・高齢・障がい等）への支援**

本市では、65歳以上の単身世帯や高齢者夫婦の割合が年々上昇し、平成27(2015)年では、全世帯数の2割以上を占めています（※第2章1（1-3）①）。高齢者の日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図ることが求められています。高齢者の男女が安心していきいきと暮らせる社会の推進において、地域の見守りの位置づけはとても重要です。「人生100年」と言われる時代において、健康寿命の延伸と経済的基盤の確保は重要であり、高齢者のさまざまな問題に対応する相談体制の充実や個人の意欲や能力に沿った就労支援が求められています。

また、「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」の実現をめざすことが必要です。本市では、施設入所者の地域生活への移行や精神的な障がいも含めて総合的に対応した「地域包括ケアシステム」の構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めています。地域共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

本市のひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）数は一般世帯の1.1%~1.5%の割合です（※第2章1（1-3）②）。ひとり親世帯では、経済的基盤を確保しながら、家庭における子育てを一人で担うことになるので、親としての負担はとても大きなものとなります。「埼玉県母子福祉センター」をはじめ専門機関との連携を密にし、生活や就業等、自立に向けた相談体制の充実や情報提供の促進を図るとともに、就労支援、経済的支援等を充実することが必要です。



主	要
施	策

- 8-① 高齢者への支援
- 8-② 障がい者への支援
- 8-③ ひとり親家庭の支援



主要施策 8-① 高齢者への支援

具体的な取組	担当課	区分
○高齢者への各種相談事業 高齢者が安心した生活を送れるよう、関係機関との連携や地域での見守り体制を構築し、相談体制の充実を図る。	福祉課	新規
○高齢者への就労支援 高齢者の雇用促進のため、シルバー人材センターとの連携を図る。	福祉課	新規

主要施策 8-② 障がい者への支援

具体的な取組	担当課	区分
○障がい者への各種相談事業 障がい者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを行う。	障がい福祉課	新規
○障がい者への就労支援 障がい者就労支援センターにおいて、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援を行う。	障がい福祉課	新規

主要施策 8-③ ひとり親家庭の支援

具体的な取組	担当課	区分
○生活の質の向上支援 必要な援助が一貫して図れるようなサービスシステムの構築を検討する。	子育て支援課	継続
○ひとり親家庭の自立支援 就労に関わる技術習得等の教育や講座への参加と資格取得への支援など、新たなサービスの創設を検討する。	子育て支援課	継続
○福祉等支援員の養成 ひとり親家庭支援サービスのマネジメントを行う福祉等支援員の養成を検討する。	子育て支援課	継続

●あなたに期待します●

- ☆市が行う介護・保健・医療・福祉サービスを活用しましょう。
- ☆困難を抱える方として気後れすることなく行政サービスを活用しましょう。
- ☆一人や家族だけで抱え込まないで、相談機関に打ち明けましょう。
- ☆一人ひとりが地域で温かく見守り、できることをしていきましょう。

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画のまちづくり

### 基本課題9

### 意思決定への男女共同参画の推進

#### 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】（地域・まちづくり編）

男女共同参画社会を実現するためには、政治や行政、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の政策・方針を決定する過程に、男性・女性双方が平等の立場で参画することが必要です。しかし、市民の日々の生活の場である地域においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残り、課題解決のための取組に男女共同参画の視点が十分に生かされていない、意思決定に関わる役職の多くは男性に偏っているなどの現状があります。

女性がその個性や能力を発揮するとともに、社会の意思決定過程に参画することで、多様な視点が生かされ、男女がともに豊かに暮らせる社会の実現につながります。国では、女性活躍推進法において、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正を図っており、地域・まちづくりの分野においても、重点的な取組として推進することが求められています。基本課題9は、これを受けた「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」（地域・まちづくり編）の位置づけとなります。

意識・実態調査における「ポジティブ・アクション」への賛否をみると、男女ともに賛成派が過半数を占めています。平成22(2010)年度の調査と比べると、男性の賛成派の割合が14ポイントと大きく上昇しています（※第2章2(2)③）。

また、「市の施策への女性の意見を反映させるために必要なこと」について意識・実態調査で尋ねたところ、男女ともに「市は女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」、「女性が経済的に自立し、社会的な立場を強めるための支援をする」の割合が高くなっています。男女差が大きい項目を見ると、女性が「女性が経済的に自立し、社会的な立場を強めるための支援をする」、「まちづくりを考える女性団体を育成・支援する」をより必要としているのに対し、男性は「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つための啓発をする」、「自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす」をより必要としていることがわかります（※第2章2(2)④）。

審議会への女性委員の登用、女性の管理職への登用等積極的に推進するほか、市民グループやサークル活動の活性化や女性リーダーの育成を重点的に推進することによって、より多くの女性が市政に関わり、地域・まちづくりに参画できるよう取り組みます。



主	要
施	策

- 9-① 市政への男女共同参画の推進
- 9-② 地域活動の方針決定における男女共同参画の促進
- 9-③ 男女共同参画を推進する人材の養成・交流の促進

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
各種審議会等への女性の登用率	26.6%	35%以上	実績値（市資料）による

主要施策 9-① 市政への男女共同参画の推進

具体的な取組	担当課	区分
○審議会等への目標女性登用率 令和9（2027）年度までに、審議会等の女性の登用率が35%以上となることを目標とする。	やさしさ支援課 全課	継続 ★重点
○「鴻巣市審議会等への女性登用推進要綱」の充実 目標に達していない審議会を所管する部課長は積極的に女性の登用を進めるよう女性委員の登用計画書や協議書の提出を求める。	やさしさ支援課	継続 ★重点
○女性意見の効果的な運用体制の整備 市政に対する意見について男女共同参画の視点に立った対応を推進する。	総合政策課	継続
○政策方針決定過程の透明性の確保 情報公開制度、行政評価体制の充実など、市民に分かりやすい市政を推進する。	総合政策課 総務課	継続
○管理職をはじめとする職員等の意識啓発 男女共同参画社会基本法の理念の周知徹底など、男女共同参画を推進する責務を負う主体としての意識を啓発する。	職員課	継続
○女性職員の能力活用 女性職員の管理職への登用など、積極的に男女格差の改善を図る。	職員課	継続

**主要施策 9-② 地域活動の方針決定における男女共同参画の促進**

具体的な取組	担当課	区分
○地域住民の意識啓発 女性地域活動における固定概念や慣行を解消し、実際に活動を担っている人が組織の代表になるという意識の啓発に努める。	やさしさ支援課 自治振興課	継続
○市民の自主的な取組の支援 市内各種サークル・グループ等での自主的な学習・研修会の実施を働きかけ、男女共同参画に関わる活動が認められた団体の活動を支援するよう努める。	やさしさ支援課 自治振興課 生涯学習課	継続 ★重点

**主要施策 9-③ 男女共同参画を推進する人材の育成・交流の促進**

具体的な取組	担当課	区分
○女性リーダーの育成 女性リーダー養成講座を実施するとともに、国立女性教育会館又エック、埼玉県男女共同参画推進センター主催の講座等へ市民の参加を促進する。	やさしさ支援課	継続 ★重点
○女性団体等の活動支援 女性グループ等の自主活動やネットワークづくりを応援するとともに、男女共同参画に深い理解と関心のある他の自治体の団体との交流する機会を提供する。	やさしさ支援課	継続
○地域交流の実施 先進的な取組を実施している地域との交流を行う。	やさしさ支援課	継続
○学習成果の地域への還元推進 生涯学習による文化講座や社会体験等で習得した知識・技術を地域で生かせる体制づくりを推進する。	生涯学習課	継続
○「男女共同参画コーナー」の活用 市民活動センター内の「男女共同参画コーナー」において男女共同参画に関する情報発信、講座の開催等を通して、市民意識の啓発に努める。	やさしさ支援課	継続

●あなたに期待します●

- ☆まちづくり活動へ視野を広げ、政治・行政にもっと関心を持ちましょう。
- ☆失敗を恐れずに役員やリーダーに挑戦してみましょう。また、審議会等委員の募集にも積極的に応募するなど、まちづくりに参画しましょう。
- ☆男女が共に支えるいきいきした地域づくりのために、地域の状況にあった身近な男女共同参画の取組を企画しましょう。

## 基本課題 10

## 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

高齢化や価値観の多様化から地域コミュニティ離れがあり、住民同士の交流が希薄化しつつある中、今後の地域コミュニティのあり方を男女共同参画の視点で、市民・地域とともに検討する必要があります。そのための土台として、地域の活動に参加しやすい仕組みづくりや市民協働の意義を広める啓発を促進します。市内に多様な活動が存在する環境づくりを強化し、ボランティアやNPOの活用、自治会の会員同士の交流により、地域の課題は地域で解決していくという意識の醸成に努めることが必要です。

意識・実態調査において社会的な活動や行事への参加状況を尋ねたところ、男女ともに「自治会、町内会などの活動」が高く、8割以上が参加しています。「PTA や子ども会などの活動」、「趣味・学習活動」では女性の参加が男性より高くなっています。地域・社会活動における男女共同参画の実現のためには、あらゆる分野における男女それぞれの積極的な参加・関わりが重要です。

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災等の甚大な災害経験から、防災(災害復興)対策は男女のニーズの違いを把握して進める必要があることを学びました。被災・復興状況における女性をめぐる特有の諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立することが必要です。

高齢者や障がい者などの弱者に対する対策は、各分野の事業として別に進められていますが、避難所等での介護への男性の参加など性別役割分担意識を解消することも必要です。

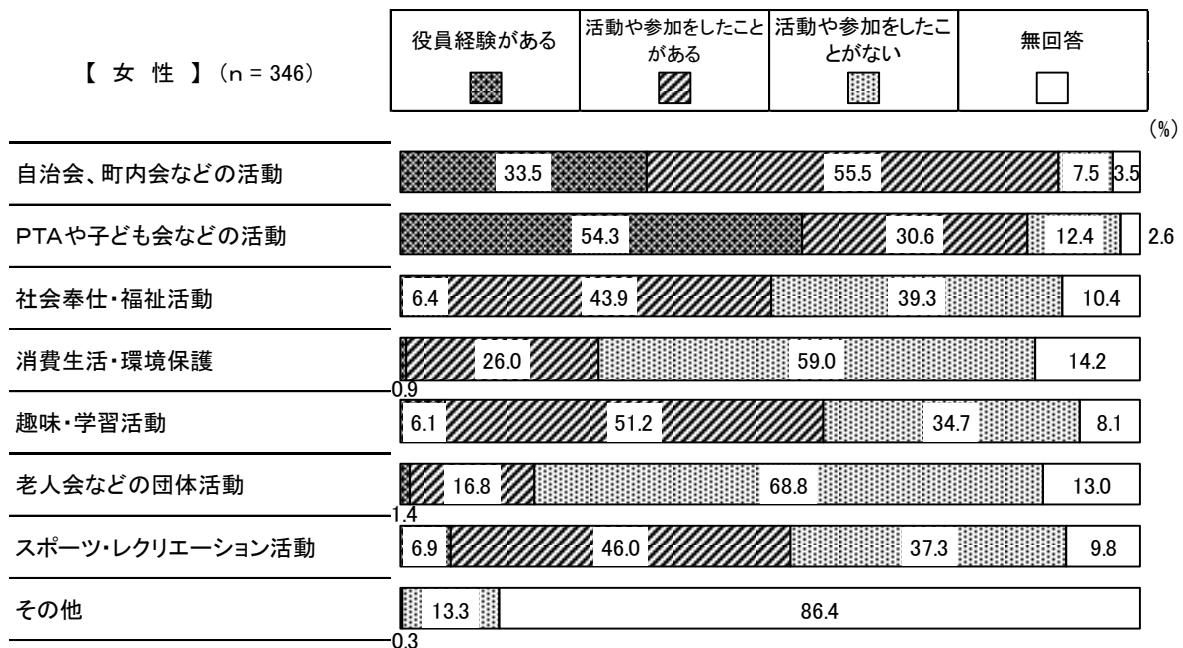
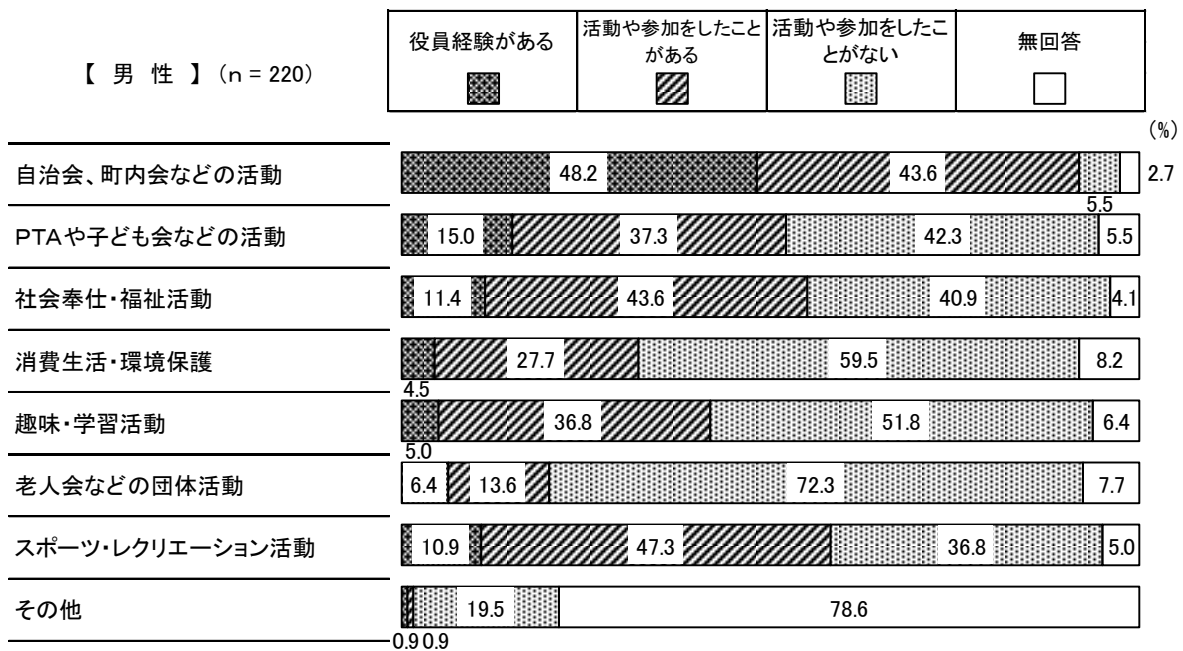
このため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立しなければなりません。

さらに被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性を巡る問題など男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。

また、防災対策は、行政の取組だけでは自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組む必要があり、広く男女共同参画を推進することが求められています。

第4章 主要施策と具体的な取組  
 【基本目標Ⅲ】男女共同参画のまちづくり

Q.地域の活動や行事（への参加）についてお答えください。



資料：意識・実態調査（令和元(2019)年）



主	要
施	策

- 10-① 男女が共に参画する地域活動の推進
- 10-② 災害分野における女性の参画の拡大

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
避難所等における女性スタッフの割合	19.3%	30% 以上	実績値（市資料）による



主要施策 10-① 男女が共に参画する地域活動の推進

具体的な取組	担当課	区分
<p>○男女による地域活動についての意識啓発</p> <p>消防団への女性の加入、ボランティア活動への男性の参加など、男女による地域・社会活動の重要性について意識の啓発を推進する。</p>	<p>やさしさ支援課 危機管理課 自治振興課 介護保険課 環境課 商工観光課 生涯学習課</p>	継続
<p>○市民が多様な地域活動に参加できる環境整備</p> <p>コミュニティ活動、環境保全活動、消費者活動など、日常的な地域活動への男女共同参画を促進するとともに、活動情報の提供体制の充実、市民活動センターの活用など、市民が多様な地域活動に参加できる環境を整備する。</p>	<p>やさしさ支援課 危機管理課 自治振興課 介護保険課 環境課 商工観光課 生涯学習課</p>	継続
<p>○男女の参加によるまちづくり活動</p> <p>花のまちづくり事業、緑のまちづくり事業、ひな人形のまちづくり、地域文化・芸術の振興、伝統文化の伝承など、老若男女を問わず市民が参加するまちづくりを推進する。</p>	<p>総合政策課 自治振興課 介護保険課 商工観光課 生涯学習課 スポーツ課</p>	継続
<p>○企業との連携による勤労者の参加促進</p> <p>ボランティア休暇制度の導入、企業ボランティア活動、企業の地域貢献、勤労者の地域活動を促進する取組を企業に要請する。</p>	<p>自治振興課 こども応援課 商工観光課</p>	継続
<p>○学校現場における保護者の男女共同参画の促進</p> <p>P T A活動及び放課後子ども教室を通じて、男女共に学校行事及び放課後の体験活動への積極的な参加を促進する取組を行う。</p>	<p>生涯学習課 こども応援課</p>	新規



主要施策 10-② 災害分野における女性の参画の拡大

具体的な取組	担当課	区分
<p>○自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発</p> <p>地域の自治会や自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点の必要性について、地域の防災訓練等を通じて、広報・啓発活動を行う。</p>	<p>自治振興課 危機管理課</p>	<p>継続 ★重点</p>
<p>○女性の視点に立った防災計画・防災体制づくり地域防災計画や各種対応マニュアル等の整備</p> <p>女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営など各種対応マニュアル等の整備を行う。防災会議等への女性の参画を推進する。</p>	<p>危機管理課</p>	<p>継続 ★重点</p>
<p>○災害復興時における男女共同参画の促進</p> <p>災害復旧事業計画の策定過程や災害復旧活動において女性の参画を促進することにより、男女のニーズを反映した災害復興を推進する。</p>	<p>危機管理課</p>	<p>継続 ★重点</p>
<p>○避難所等における女性スタッフの増員</p> <p>避難所における女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置や健康被害に関する情報提供を行う。また、女性の避難者には女性スタッフが対応できるよう女性に配慮した体制づくりを図る。</p>	<p>危機管理課</p>	<p>継続 ★重点</p>

●あなたに期待します●

- ☆男女とも地域活動に対する理解・関心を深め、できることから少しずつでも活動に参加しましょう。
- ☆企業の地域貢献として、企業としてもボランティア休暇制度、企業ボランティア活動などの取組を進めましょう。

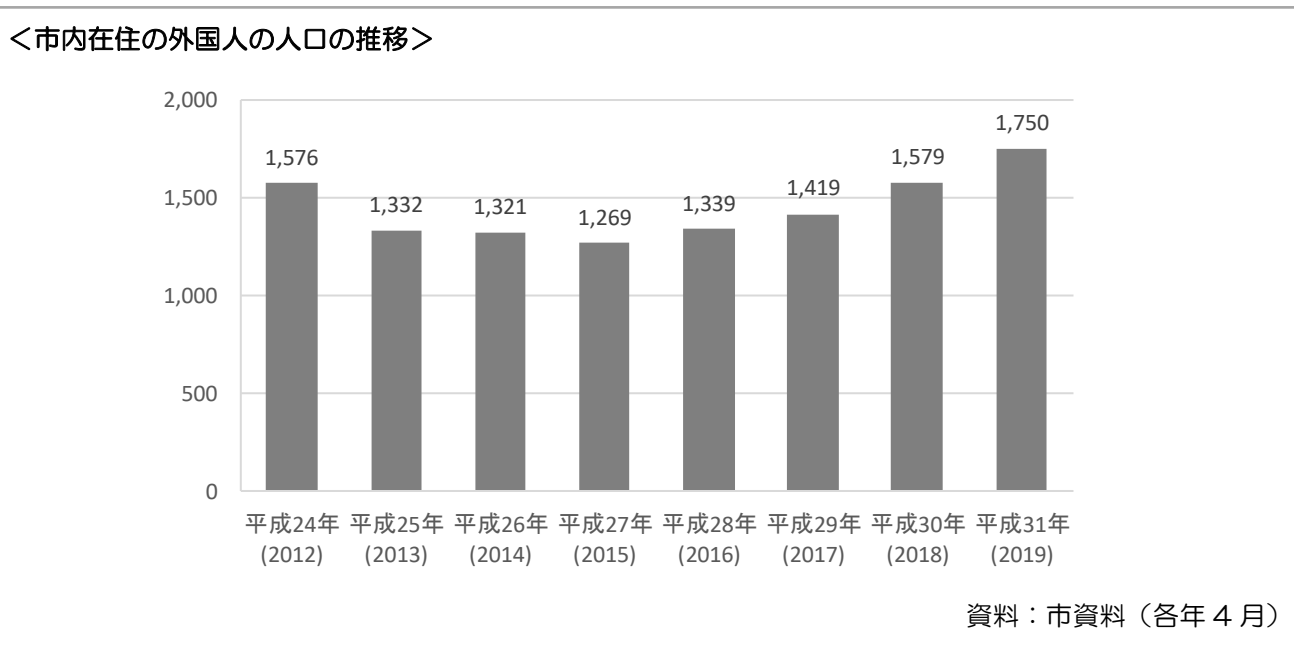


**基本課題 11 国際理解の推進**

政治、経済、文化など、社会のあらゆる分野において国際化が進展する中で、私たちの身近な暮らしの中でも異なる文化に接する機会が増えてきました。このような状況から、国籍や民族を超えてお互いの文化の違いを認め合いながら共に生きていくための国際理解、交流活動が求められています。

男女共同参画の考え方や、人権侵害となる女性に対するあらゆる差別的行為の解消に向けた取組は、国際的な動きに連動して進められてきました。人権や性にまつわる諸問題及び国際社会の課題や取組について広く市民の理解と関心を深める機会を充実していくとともに、市民一人ひとりが認識していく必要があります。

なお、市内在住の外国人の人口は平成27(2015)年から増加しており、平成31(2019)年4月には1,750人になっています。また、地域別に人口比率をみると、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区が高くなっています。在住外国人の男女が暮らしやすいまちづくりに向けて、県と連携しての生活情報の提供や相談体制を推進する必要があります。



＜地域別外国人の人口および人口比率＞

	鴻巣市 全域	鴻巣 地域	鴻巣地域							川里 地域	吹上 地域
			鴻巣 地区	箕田 地区	赤見台 地区	田間宮 地区	馬室 地区	笠原 地区	常光 地区		
外国人の 人口(人)	1,750	1,315	228	409	152	316	161	22	27	80	355
外国人の 人口比率(%)	1.5	1.6	0.9	2.9	2.6	2.2	1.0	0.8	0.9	0.9	1.2

資料：市資料（平成31(2019)年4月）



主	要
施	策

11-① 国際交流の推進と外国人に対する支援

11-② 国際社会の情報収集・提供

### 主要施策 11-① 国際交流の推進と外国人に対する支援

具体的な取組	担当課	区分
○国際交流団体の活動支援 国際交流団体への情報や場の提供、ネットワーク化の促進など活動を支援する。	総務課	継続
○国際化を図る教育・学習機会の充実 外国人との交流など、異文化に触れる機会を充実する。	総務課 生涯学習課 学校支援課	継続
○外国人への情報提供の充実 外国人向けのリーフレット等を設置し、情報提供を図る。	総務課	新規

### 主要施策 11-② 国際社会の情報収集・提供

具体的な取組	担当課	区分
○男女共同参画についての情報交換 在住外国籍市民との国際交流、ワンナイトステイ事業の受け入れなどを通じ、それぞれの国における男女共同参画について情報交換し、理解を深める。	総務課 やさしさ支援課	継続

#### ●あなたに期待します●

☆在住外国人との交流など、身近なところから国際交流を行きましょう。

☆国際社会における男女共同参画の取組から学びましょう。

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画をすすめる体制づくり

### 基本課題 12 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成を促進するため、本計画に基づき男女共同参画の視点に立ってあらゆる分野の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

そのためには、行政における取組を一層強化していくことはもとより、市民、各種団体、企業など分野の広範な協力と理解を得ることが不可欠であり、市民をはじめ、広く本計画を周知することが必要です。

男女共同参画社会に関わる事業は、生涯学習、教育、地域活動、労働、次世代育成、福祉、人事、総務など、行政のあらゆる部署にわたり取り組むことが必要であり、職員が男女平等や社会的・文化的に形成された性別に敏感な視点を持ち、その内容を深めることが重要です。

そのためには、職員が常に問題意識を持ち、その解決方法を学ぶ機会をつくとともに、総合的に調整したり、相談を受けたりする担当所管と各部署を横断する推進体制の整備が求められます。

また、本計画の進行管理を行い、事業の成果を確認し、事業の質の向上、内容の見直し、効果的な方法への改善など、次の事業に活かす仕組みをつくることが大切です。本市では、毎年鴻巣市男女共同参画行政推進委員が本計画の推進管理を行い、「鴻巣市の男女共同参画推進状況」としての年次報告書を作成し、男女共同参画審議会で報告しています。男女共同参画審議会で議論した内容は、具体的な取組に反映していきます。さらに、具体的な数値目標を設定し、達成状況を確認して、次の計画に引き継ぎ反映していきます。



主	要
施	策

- 12-① 総合的な推進体制の整備
- 12-② 市民・事業者・民間団体との連携
- 12-③ 計画の進行管理体制の整備

目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の女性の登用率	14.3%	20%以上	実績値（市資料）による
本計画（「このす男女共同参画プラン」）の認知度	26.7%	40%以上	「意識・実態調査」による

主要施策 12-① 総合的な推進体制の整備

具体的な取組	担当課	区分
○鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の充実 鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の内容をさらに充実させ、定期的な会議の開催、情報の共有と相互の連絡調整を図りながら、総合的・計画的に推進する。	やさしさ支援課	継続
○男女共同参画担当課の充実 総合調整役である担当課の拡充を推進する。	やさしさ支援課	継続

主要施策 12-② 市民・事業者・民間団体との連携

具体的な取組	担当課	区分
○市民への本プランの周知 あらゆる媒体を通じて、市民への本プランの周知に努める。	やさしさ支援課	継続 ★重点
○男女共同参画審議会の充実 広く市民の声を男女共同参画行政に反映させるため、男女共同参画に関する問題に深い理解と情熱を有する関係団体代表及び公募市民に対して委員を委嘱し、会議の提言等の実効性を高めるようにする。	やさしさ支援課	継続

主要施策 12-③ 計画の進行管理体制の整備

具体的な取組	担当課	区分
○計画の進行管理・進捗状況報告の実施 鴻巣市男女共同参画行政推進委員会が毎年、計画の進行管理を行い、進捗状況について関係各課から報告を求めるとともに、男女共同参画審議会へ報告する。	やさしさ支援課	継続

第4章 主要施策と具体的な取組

【基本目標Ⅳ】男女共同参画をすすめる体制づくり

<数値目標・指標一覧>

基本目標	基本課題	目標・指標	実績値 令和元年 (2019)	目標値 ・期待値	評価方法 令和9年 (2027)
【Ⅰ】	1 男女共同参画の視点に立った教育・啓発の推進	「男女共同参画が実現されていると思う」とする女性の割合	44.9%	50%以上	「まちづくり市民アンケート」による
	2 男女共同参画への意識変革と実践	「男は仕事、女は家庭」について「同感しない」とする人の割合	66.0%	80%以上	「意識・実態調査」による
	3 男女の人権の尊重	「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康／権利の理念）の認知度	12.6%	50%以上	「意識・実態調査」による
		性的マイノリティ（LGBT等）の認知度	79.0%	85%以上	「意識・実態調査」による
4 配偶者等からの暴力の根絶	配偶者からの暴力を受けた経験が「全くない」とする人の割合	身体的行為 85.3% 暴言、精神的嫌がらせ、脅迫等 86.5% 性的な行為の強要 90.1% 経済的な圧迫 90.9%	全て 90%以上	「意識・実態調査」による	
【Ⅱ】	5 働く場における男女共同参画の推進	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度	48.6%	60%以上	「意識・実態調査」による
	6 家庭生活における男女共同参画の推進	家事の共同分担について理想と現実のギャップ	48.5 ポイント	全て 35ポイント 以下	「意識・実態調査」による
		子育ての共同分担について理想と現実のギャップ	45.9 ポイント		
介護の共同分担について理想と現実のギャップ		48.5 ポイント			
【Ⅲ】	9 意思決定への男女共同参画の推進	各種審議会等への女性の登用率	26.6%	35%以上	実績値（市資料）による
	10 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	避難所等における女性スタッフの割合	19.3%	30%以上	実績値（市資料）による
【Ⅳ】	12 推進体制の整備	鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の女性の登用率	14.3%	20%以上	実績値（市資料）による
		本計画（「このす男女共同参画プラン」）の認知度	26.7%	40%以上	「意識・実態調査」による

## 資料編



# 資料編

## 資料1 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に

おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護そ



他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社

会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに

当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

**(所掌事務)**

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関

する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**（政令への委任）**

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

**（施行期日）**

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

**（男女共同参画審議会設置法の廃止）**

**第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**（経過措置）**

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**（総理府設置法の一部改正）**

**第4条** 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

**（施行期日）**

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）〔略〕

（2）附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

**（委員等の任期に関する経過措置）**

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1～10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12～58 〔略〕

**（別に定める経過措置）**

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

**（施行期日）**

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

## 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和1年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入るこ

とを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### (都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その

他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

**（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）**

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

**（警察官による被害の防止）**

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（警察本部長等の援助）**

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部長の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

**（福祉事務所による自立支援）**

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（被害者の保護のための関係機関の連携協力）**

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

**（苦情の適切かつ迅速な処理）**

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職

務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

**第4章 保護命令**

**（保護命令）**

**第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1）命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2）命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定によ

る命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他

の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令

(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に掲げる事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に掲げる事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に掲げる事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。



5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは

地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

**（民事訴訟法の準用）**

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

**（最高裁判所規則）**

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**（資料提出の要求等）**

**第5章 雑則**

**（職務関係者による配慮等）**

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**（教育及び啓発）**

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**（調査研究の推進等）**

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**（民間の団体に対する援助）**

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**（都道府県及び市の支弁）**

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（1）第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（2）第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

（3）第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

（4）第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**（国の負担及び補助）**

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

（1）都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

（2）市が前条第2項の規定により支弁した費用。

**第5章の2 補則**

**（この法律の準用）**

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### （経過措置）

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、

これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### （民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

**第4条** 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

### 〔次のよう略〕

附 則〔平成16年6月2日法律第46号〕

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）

## 資料編

第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

### （検討）

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### （民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

**第3条** 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成25年7月3日法律第72号〕

### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### （銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

### （民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

### （施行期日）

**第1条** この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

（1）〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

（2）第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（3）〔略〕

### （政令への委任）

**第19条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕

### （施行期日）

**第1条** この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

（2）・（3）〔略〕

### （その他の経過措置の政令への委任）

**第4条** 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

**第8条** 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和1年6月5日法律第24号

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

## (基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし

つつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

## (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

## (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるもの

とする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

##### (一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を

定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき

#### (委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従

事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければな

らない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする



女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう

努めるものとする。

#### (啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第5章 雑則**

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

**第6章 罰則**

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**（社会保険労務士法の一部改正）**

**第5条** 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

**（内閣府設置法の一部改正）**

**第6条** 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

**（施行期日）**

**第1条** この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

（2）・（3）〔略〕

（4）〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（5）〔略〕

**（罰則に関する経過措置）**

**第34条** この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第35条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

**（施行期日）**

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2年6月1日から施行〕

（1）〔前略〕附則第6条の規定 公布の日

（2）第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年12月政令174号により、令和4年4月1日から施行〕

**（罰則に関する経過措置）**

**第5条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第6条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第7条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料4 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日

埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する

健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

**第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本的理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

#### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

#### (県の施策)

**第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進す

るため、次に掲げる施策等を行うものとする。

(1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

(4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合には、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

(5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

(6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的にしている事業者の表彰等を行うこと。

(7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

#### (埼玉県男女共同参画審議会)

**第10条** 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

#### (総合的な拠点施設の設置)

**第11条** 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

#### (基本計画の策定)

**第12条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的

## 資料編

かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### （苦情の処理）

**第13条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

### （年次報告）

**第14条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

### （委任）

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 資料5 鴻巣市男女共同参画推進条例

平成23年12月27日条例第32号

改正 平成27年 3月27日条例第 1号

平成31年 3月28日条例第 1号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきた。

鴻巣市においては、平成7年2月にあらゆる差別をなくすために人権尊重都市宣言を行い、さらに平成8年に「このす男女共生プラン」を、平成16年には「このす男女協働プラン」を策定するなど、男女共同参画に関する施策を推進してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられ、さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じている。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちにするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要である。

ここに、鴻巣市は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、一層の推進を図るため、この条例を制定する。

**(目的)**

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女がともにいきいきと輝き、思いやりあふれるまち鴻巣市の実現に寄与することを目的とする。

**(定義)**

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に

参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的若しくは性的な暴力又は言語による暴力をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

**(基本理念)**

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動

に対等に参画することができるようにすること。

(5) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

(6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康的な生活を営むことについて配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進が国際的な協調の下に行われること。

#### (市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、並びに連想させる表現並びに過度の性的な

表現を行わないよう努めなければならない。

#### (基本的施策)

**第9条** 市は、男女共同参画を推進するために、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) 男女が共に家庭生活及び社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めること。

(2) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の充実を図ること。

(3) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。

(4) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。

(5) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究並びに市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。

(6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めること。

(7) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めること。

(8) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置が講ぜられることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

#### (基本計画)

**第10条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第15条に規定する鴻巣市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (推進体制の整備)

**第11条** 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために



必要な体制を整備するものとする。

**(年次報告)**

**第12条** 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

**(相談等への対応)**

**第13条** 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による権利侵害等に関し、市民及び事業者から相談、意見等を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(拠点施設の設置)**

**第14条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による取組を支援するために必要な施設の整備に努めるものとする。

**(鴻巣市男女共同参画審議会)**

**第15条** 男女共同参画を推進するため、鴻巣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

**第16条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し必要な事項に関すること。

**(組織)**

**第17条** 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

**(任期)**

**第18条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び副会長)**

**第19条** 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

**第20条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

**(庶務)**

**第21条** 審議会の庶務は、総務部やさしき支援課において処理する。

**(委任)**

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成24年3月10日から施行する。

**(鴻巣市男女共同参画審議会条例の廃止)**

2 鴻巣市男女共同参画審議会条例（平成23年鴻巣市条例第14号）は、廃止する。

**(経過措置)**

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鴻巣市男女共同参画審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている鴻巣市男女共同参画審議会の委員は、この条例の施行の日に、第17条第2項の規定により鴻巣市男女共同参画審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱された鴻巣市男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

**附 則（平成27年3月27日条例第1号）**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 資料編

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料6 鴻巣市男女共同参画行政推進委員会設置要綱

平成14年5月13日市長決済

最終改正 平成31年4月1日市長決済

**(設置)**

**第1条** 男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、鴻巣市男女共同参画行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**(所掌事項)**

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に係る施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女共同参画行政に係る施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画行政の推進に関し必要なこと。

**(構成)**

**第3条** 委員会は、市長が任命する者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部長の職にある者を、副委員長には総務部やさしさを支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

**(会議)**

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の職員の出席を求めることができる。

**(検討グループの設置等)**

**第5条** 委員会は、特定事項について調査、研究するため、下部組織として検討グループを設置することができる。

- 2 検討グループの構成員は委員長が任命する。
- 3 検討グループにリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選により選出する。
- 4 リーダーは、検討グループを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーはリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

6 リーダーは特定事項に係る調査等が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

7 検討グループの構成員の任期は、特定事項についての調査等に係る報告が委員会で受理されるときまでとする。

**(報告)**

**第6条** 委員会は、必要の都度、第2条の所掌事項の検討状況等を市長に報告するものとする。

**(庶務)**

**第7条** 委員会の庶務は、総務部やさしさを支援課において処理する。

**(その他)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 鴻巣市女性行動計画庁内検討委員会設置要綱（平成6年4月28日市長決済）は、廃止する。
- 3 鴻巣市女性行政庁内連絡会議設置要綱（平成7年4月28日市長決済）は、廃止する。

附 則（平成15年3月20日市長決済）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月1日市長決済）

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日市長決済）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日市長決済）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

## 資料編

附 則（平成21年3月27日市長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日市長決裁抄）

### （施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料7 鴻巣市男女共同参画審議会委員名簿

敬称略、順不同

氏名		選出区分
会長	中島規夫	公募による市民
副会長	佐藤百合子	関係団体の代表者（鴻巣市商工会）
委員	佐藤京子	公募による市民
委員	徳原佳代	公募による市民
委員	大原敏昭	公募による市民
委員	小池真奈美	関係団体の代表者（男女共同参画情報誌ほほえみ編集委員会）
委員	吉田征人	関係団体の代表者（このす男女共同のつどい実行委員会）
委員	吉田全利	関係団体の代表者（鴻巣市自治会連合会）
委員	明里玲子	関係団体の代表者（鴻巣人権擁護委員会）
委員	齊藤千賀子	関係団体の代表者（鴻巣市PTA連合会）
委員	吉田大樹	識見を有する者

任期：令和元(2019)年11月1日～令和3(2021)年10月31日

## 資料8 計画策定の経過

年月日		内容
平成30年 (2018)	12月4日	○平成30年度第2回鴻巣市男女共同参画審議会 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画策定スケジュールについて
令和元年 (2019)	5月16日 ～5月31日	○鴻巣市男女共同参画に関する意識・実態調査 対象：鴻巣市在住の18歳以上の男女2,000人 有効回収数：810通(40.5%)
	9月6日	○令和元年度第1回鴻巣市男女共同参画審議会 鴻巣市男女共同参画に関する意識・実態調査報告書について
	11月1日	○令和元年度第2回鴻巣市男女共同参画審議会 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画の施策体系案について 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画策定スケジュールについて
	11月12日	○第4次鴻巣市男女共同参画基本計画策定に係る施策の調査（庁内照会）
	12月12日	○令和元年度第3回鴻巣市男女共同参画審議会 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画素案について 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画策定スケジュールについて
	12月20日 ～1月19日	○意見公募の実施 対象：市内在住・在学・在勤者等 提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メール 提出数：1件
令和2年 (2020)	2月6日	○令和元年度第4回鴻巣市男女共同参画審議会 意見公募の実施結果について 第4次鴻巣市男女共同参画基本計画概要版案について
	3月	○第4次鴻巣市男女共同参画基本計画策定

第4次鴻巣市男女共同参画基本計画  
このす男女共同参画プラン

令和2(2020)年3月発行

発行：鴻巣市総務部やさしさ支援課  
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号  
TEL：048-541-1321（代表） FAX：048-577-8466  
E-mail：yasasisa@city.kounosu.saitama.jp